

高岡市障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画

～ 障がいのある人もない人も
共に育ち、共に暮らし、共に働く共生社会を目指して ～



富山県立高岡支援学校生徒作品「のりもの」

高 岡 市

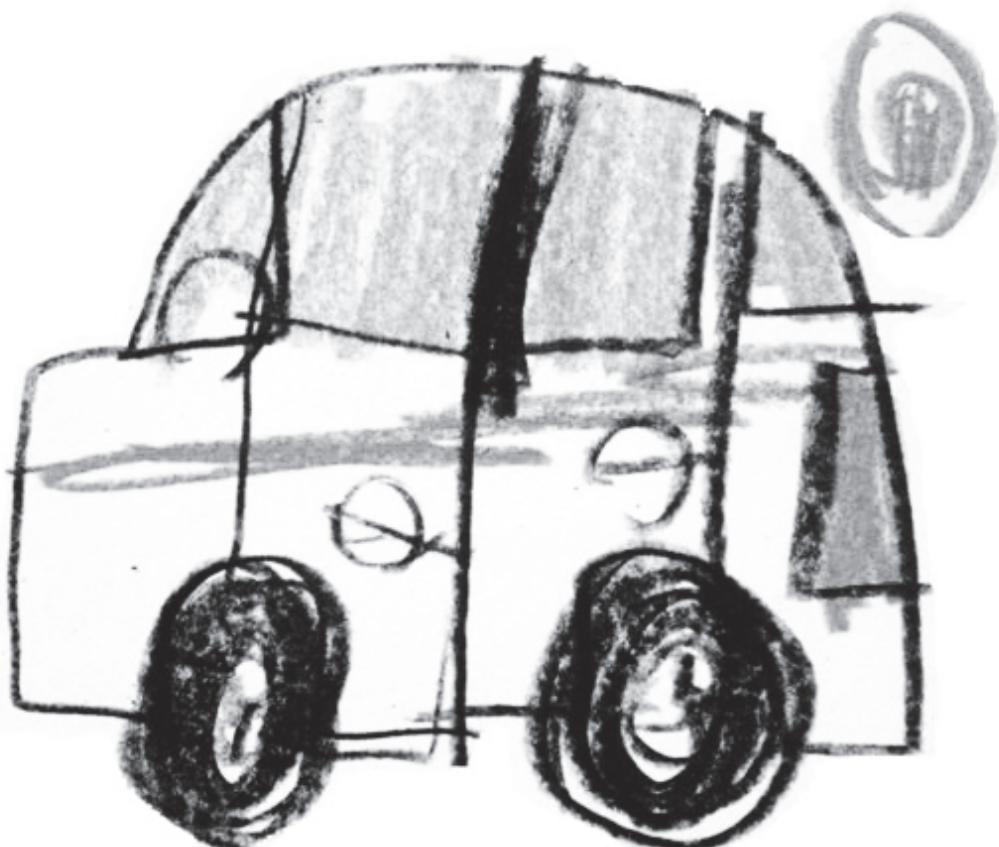
目 次

第Ⅰ編 総論	1
第1章 はじめに	3
1 計画策定の趣旨	3
2 近年の障がい福祉制度の変遷（国の動向）	3
3 計画の法的な位置づけ	4
4 他計画との関係	4
5 計画の期間	4
6 計画の策定体制	5
7 本計画における「障害」の字の表記	5
第2章 障がい者を取り巻く現状	6
1 人口の推移	6
2 障がい者(児)の推移	7
(1) 身体障がい者	7
(2) 知的障がい者	9
(3) 精神障がい者	10
3 障がい者(児)生活支援の現状	11
(1) 相談支援事業	11
(2) 自立支援サービス	13
(3) 在宅生活支援サービス	14
(4) 在宅福祉サービス	15
(5) 医療費の助成	16
第Ⅱ編 障がい者基本計画	17
第1章 施策推進の基本方針	19
第2章 分野別施策の展開	20
1 理解と交流の促進	22
(1) 啓発広報活動の推進	22
(2) 障がい者理解を深める教育の実現	24
(3) 福祉ボランティア活動の充実	26
(4) 高岡あっかり福祉ネットの推進	28
2 多様化・重度化・高齢化に対応する支援体制の構築	30
(1) 福祉サービスの人材確保、質の向上	30
(2) 福祉サービスの充実	31
(3) 介護保険への円滑な移行促進	34
(4) 乳幼児期からの早期療育支援	37
(5) きずな子ども発達支援センターによる幼稚園・保育所・学校等との連携	39
3 社会参加を促進する体制の整備	42
(1) 障がい者スポーツの充実	42
(2) 生涯学習・文化活動の推進	44
(3) 地域生活支援拠点の整備	45
(4) 地域での生活の推進	47
(5) バリアフリー化の推進	49

4 相談支援の充実・情報提供の推進	51
(1) 包括的支援の拡充	51
(2) 相談支援の充実	53
(3) 相談員の強化	56
(4) 情報伝達の推進	57
(5) 意思疎通支援の充実	58
5 雇用・就労の促進	60
(1) 雇用の場の確保	60
(2) 障害者優先調達推進法の活用	63
(3) 特別支援学校卒業生の円滑な就労の推進	64
6 災害に強いまちづくりの推進	67
(1) 福祉避難所の設置・活用による支援	67
(2) 避難行動要支援者への防災対策	70
7 差別の解消及び権利擁護の推進	73
(1) 差別解消・権利擁護の推進	73
(2) 虐待防止の推進	75
(3) 成年後見制度の周知・利用促進	78
第Ⅲ編 障がい福祉計画	81
第1章 計画の基本方針	83
第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方	87
1 策定の趣旨及び位置づけ	87
2 平成29年度までに目指す数値目標	87
(1) 施設入所者の地域生活への移行	87
(2) 福祉施設から一般就労等への移行等	89
(3) 地域生活支援拠点等の整備	90
3 サービス見込み量及びその確保の方策	91
(1) 障がい福祉サービス	91
① 訪問系サービス	91
② 日中活動系サービス	93
③ 居住系サービス	102
④ 相談支援	104
⑤ 児童福祉法によるサービス	107
(2) 地域生活支援事業	112
① 相談支援事業	112
② 成年後見制度利用支援事業	113
③ 意思疎通支援事業	114
④ 日常生活用具給付等事業	115
⑤ 移動支援事業	116
⑥ 地域活動支援センター事業	117
⑦ その他の地域生活支援事業	118
(3) 障がい福祉サービスの見込み量（平成27年度～平成29年度）	119
第IV編 計画の推進と進行管理	121
第1章 計画の推進に向けて	123
第V編 参考資料	125

第 I 編

総論



富山県立高岡支援学校生徒作品「じどうしゃ」

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

本市では、平成9年に制定した「高岡市福祉のまちづくり条例」から現在の「高岡市障害者基本計画」「第3期高岡市障害福祉計画」まで、障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会を目指して様々な障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

これまでの計画が平成27年3月で終了することから、この間における障がい者施策に関する国内法の制定・改正等や国の「第3次障害者基本計画」、富山県の「富山県障害者計画（第3次）」等を勘案し、平成27年度からの計画となる「高岡市障がい者基本計画・第4期高岡市障がい福祉計画」を策定することとしました。

この計画においては、障害者基本法、障害者総合支援法の目的及び基本理念を踏まえ、障がい者の権利擁護を推進するとともに、障がい者が自らの意志で望む生き方を実現できる社会づくりを目指します。

そして、障がい者ニーズ等の社会情勢、本市の障がい者施策の実施状況等を把握し、現在の計画を発展的に見直し、本市の新たな障がい福祉施策を総合的に推進してまいります。

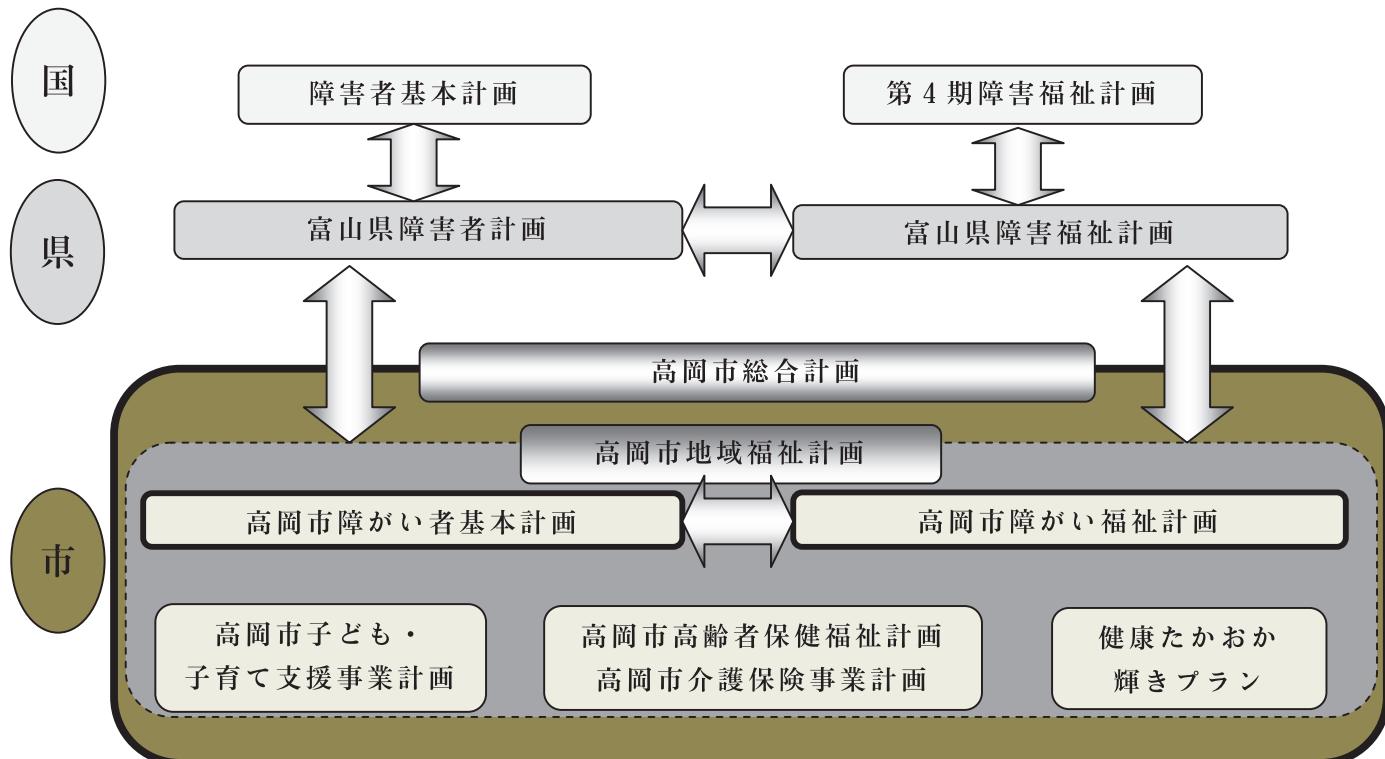
2 近年の障がい福祉制度の変遷（国の動向）

施行年月	法律名	主な内容
平成17年4月	発達障害者支援法	発達障がいの定義の明確化、保健、医療、教育等一体的な支援を体制の整備など。
平成18年4月	障害者自立支援法	身体・知的・精神の三障がいサービスを一元化、定率負担、障がい程度区分の導入。
平成23年8月	障害者基本法の一部を改正する法律	障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障がい者の定義見直し。
平成24年4月	「障害者自立支援法」改正（通称 つなぎ法）	利用者負担の見直し、相談支援事業の強化等。
平成24年10月	障害者虐待防止法	障がい者虐待とその類型を定義。虐待を受けた障がい者の保護、支援の措置等。
平成25年4月	障害者総合支援法	障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大等。
平成25年4月	障害者優先調達推進法	障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、調達方針を策定。
平成28年4月	障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者に差別を解消するための措置等を定める。

3 計画の法的な位置づけ

「高岡市障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

「第4期高岡市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として策定を行い、3年ごとにサービス見込み量の見直しを行うものです。



4 他計画との関係

この計画は、国の「障害者基本計画」、富山県の「富山県障害者計画」並びに本市の最上位計画である「高岡市総合計画」、他に福祉保健全体の計画である「高岡市地域福祉計画」などの関連計画との整合性を図り、策定しています。

5 計画の期間

国の制度改正等の変化が著しい状況にあり、高岡市障がい者基本計画及び第4期障がい福祉計画は一体的に運用することが望ましいため、この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

6 計画の策定体制

(1) 高岡市障がい者自立支援協議会における審議

計画策定にあたっては、障害者総合支援法にも定められているように「高岡市障がい者自立支援協議会」の意見を聴き、障害者の現状を把握するとともにニーズ調査を踏まえた上で内容について検討を行ないました。

(2) アンケート調査の実施

障がい福祉サービス利用者を対象にアンケート調査を実施し、障がい者の生活状況やニーズの把握に努めました。

(3) ヒアリング調査の実施

障がい者団体・障がい福祉関係機関へのヒアリング調査を実施し、これまでの本市の施策や今後の課題などに関する意見の把握に努めました。

(4) パブリックコメントの実施

計画策定に当たっては、ホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の考え方や意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

7 本計画における「障害」の字の表記

本計画においては、法令や条例などで使われる用語や団体、施設、行事などの固有名詞について「障害」とそのまま漢字表記をしています。

それ以外については、「障がい」と表記します。

第 2 章 障がい者を取り巻く現状

1 人口の推移

平成 26 年 12 月末における高岡市の人口は、175,707 人です。

本市の人口は減少傾向にあり、年齢構成でみると、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）がともに減少している一方で老人人口（65 歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

また、世帯数（66,400 世帯）は増加し、1 世帯当たりの人員（2.65 人）は、減少傾向にあります。

人口、世帯数の推移 (各年 12 月末現在) 単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人 口	178,472	177,326	176,631	178,049	176,994	175,707
年少人口 (0～14 歳)	22,061	21,626	21,267	21,213	20,830	20,289
生産年齢人口 (15～64 歳)	108,968	108,165	107,183	106,396	103,919	101,570
老人人口 (65 歳以上)	47,443	47,535	48,181	50,440	52,245	53,848
世 帯 数	63,224	63,526	64,080	65,715	66,146	66,400
1 世帯あたり人員	2.82	2.79	2.76	2.71	2.68	2.65

資料：府内資料

課題

■老人人口の増加 ■核家族化の進行

2 障がい者（児）の推移

（1）身体障がい者

平成26年4月1日現在、身体障がい者手帳の交付を受けている人は、7,280人です。傾向としては、ほぼ横ばいで推移しています。

種類別でみると、肢体不自由が3,507人で全体の約半数を占め、次いで内部障がい、聴覚障がい、視覚障がいの順になっています。内部障がいのうち心臓機能、腎臓機能等が増加傾向にあります。

等級別でみると、障がいが重度の1級が2,127人で一番多く、次いで4級、3級、2級の順になっています。1級、4級が増加傾向にあります。

①種類別 (各年4月1日現在) 単位：人

種類	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
視覚障がい	572	567	546	539	526	525
聴覚障がい	830	797	776	771	783	781
平衡機能障がい	10	9	7	7	9	10
音声・言語・そしゃく機能障がい	108	106	103	102	103	99
肢体不自由	3,527	3,533	3,498	3,463	3,483	3,507
内部障がい	心臓機能	1,430	1,456	1,495	1,489	1,511
	腎臓機能	358	370	384	408	432
	呼吸器機能	123	115	99	95	86
	ぼうこう・直腸機能	271	276	286	290	299
	小腸機能	2	2	2	3	4
	肝臓機能	(対象外)	(対象外)	3	5	8
	小計	2,184	2,219	2,269	2,290	2,340
合計	7,231	7,231	7,199	7,172	7,244	7,280

資料：府内資料

第 I 編 第 2 章 障がい者を取り巻く現状

②等級別 (各年 4 月 1 日現在) 単位 : 人

等級	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	2,053	2,075	2,090	2,103	2,127	2,127
2 級	1,179	1,159	1,122	1,115	1,095	1,090
3 級	1,483	1,487	1,482	1,464	1,478	1,492
4 級	1,482	1,495	1,526	1,530	1,575	1,621
5 級	443	438	421	407	399	395
6 級	591	577	558	553	560	555
合 計	7,231	7,231	7,199	7,172	7,234	7,280

資料 : 庁内資料

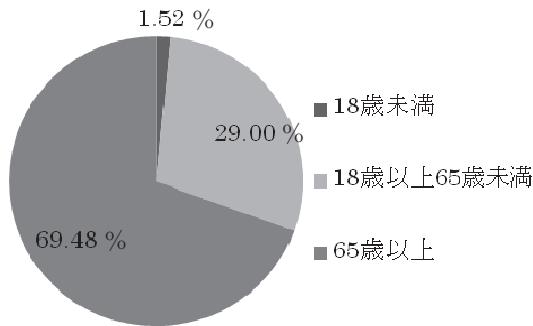
③年齢別 (各年 4 月 1 日現在) 単位 : 人

年齢別	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
18 歳未満	110	109	116	118	117	111
18 歳以上 65 歳未満	2,097	2,079	2,083	2,000	1,879	1,774
65 歳以上	5,024	5,043	5,000	5,054	5,238	5,395
合 計	7,231	7,231	7,199	7,172	7,234	7,280

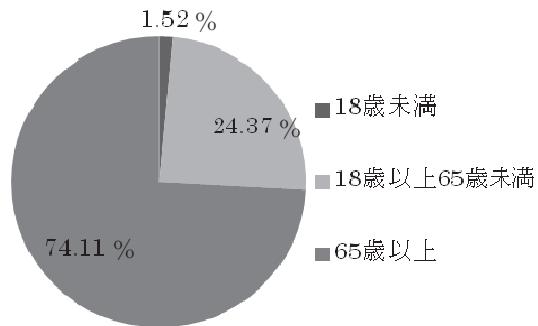
資料 : 庁内資料

身体障がい者手帳年齢別割合 (平成 21 年 → 平成 26 年)

平成21年



平成26年



課題 ■65 歳以上の割合の増加 (69%→74%) ■重度化 (1 級の増加)

(2) 知的障がい者

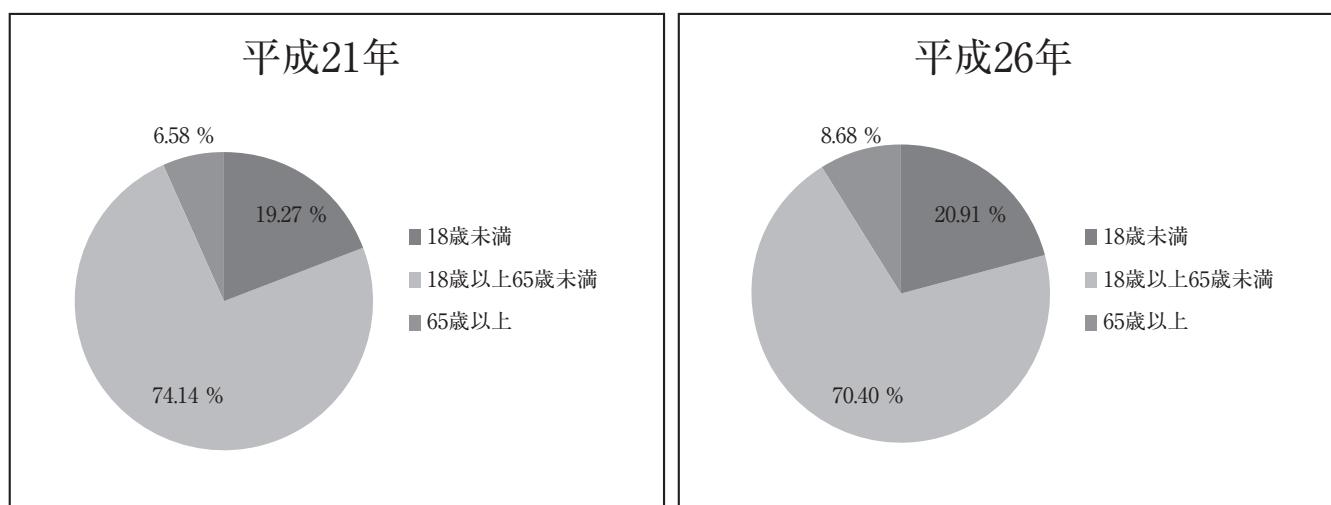
平成 26 年 4 月 1 日現在、療育手帳の交付を受けている知的障がいの人は、1,186 人です。傾向としては、年々増加しています。

(各年 4 月 1 日現在)								単位：人
年齢	判定	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	
18 歳未満	A	64	66	64	64	57	63	
	B	138	150	167	174	183	185	
	小計	202	216	231	238	240	248	
18 歳以上 65 歳未満	A	312	307	313	314	324	324	
	B	465	473	472	497	504	511	
	小計	777	780	785	811	828	835	
65 歳以上	A	40	46	47	48	49	54	
	B	29	36	37	40	43	49	
	小計	69	82	84	88	92	103	
全体	A	416	419	424	426	430	441	
	B	632	659	676	711	730	745	
	合計	1,048	1,078	1,100	1,137	1,160	1,186	

※Aは重度、Bは軽中度

資料：府内資料

療育手帳年齢別割合（平成 21 年 → 平成 26 年）



課題	■65歳以上の割合の増加 (6.58%→8.68%)	■手帳取得者の増加
----	----------------------------	-----------

第Ⅰ編 第2章 障がい者を取り巻く現状

(3) 精神障がい者

平成26年4月1日現在、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人は、703人です。傾向としては、年々急激に増加しています。

また、通院にかかる医療費の公費負担を受けている人（手帳の交付を受けていない人も対象となる）は、1,613人となっています。

のことから、精神障がいがありながら手帳を取得していない人が多くいるものと考えられます。障がいが重度の1級は53人で、2級が484人ともっとも多く、68.9%を占めています。

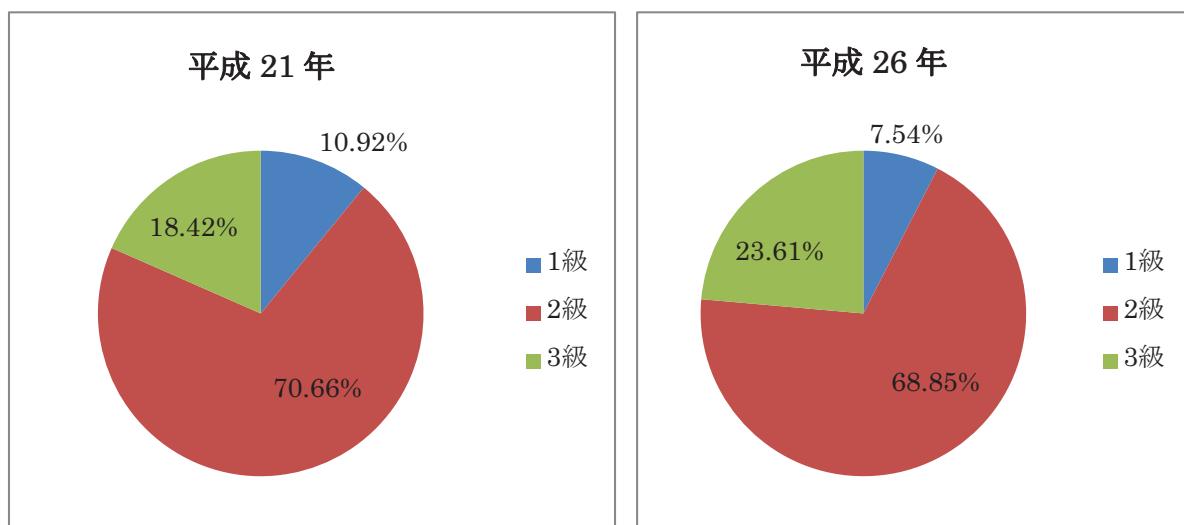
(各年4月1日現在) 単位：人

等級	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級	51	56	59	60	56	53
2級	330	344	389	451	460	484
3級	86	88	91	92	130	166
合計	467	488	539	603	646	703
通院人数 ※	1,394	1,442	1,412	1,525	1,567	1,613

資料：府内資料

※障害者総合支援法に基づき、県の通院医療費制度を利用している人数

精神障がい者保健福祉手帳年齢別割合（平成21年 → 平成26年）



課題 ■手帳取得者が激増している(467人→703人 5年で1.5倍以上の伸び)

3 障がい者（児）生活支援の現状

（1）相談支援事業

高岡市では3つの相談支援事業所（身体・知的・精神各1か所）において障がい者の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行っています。

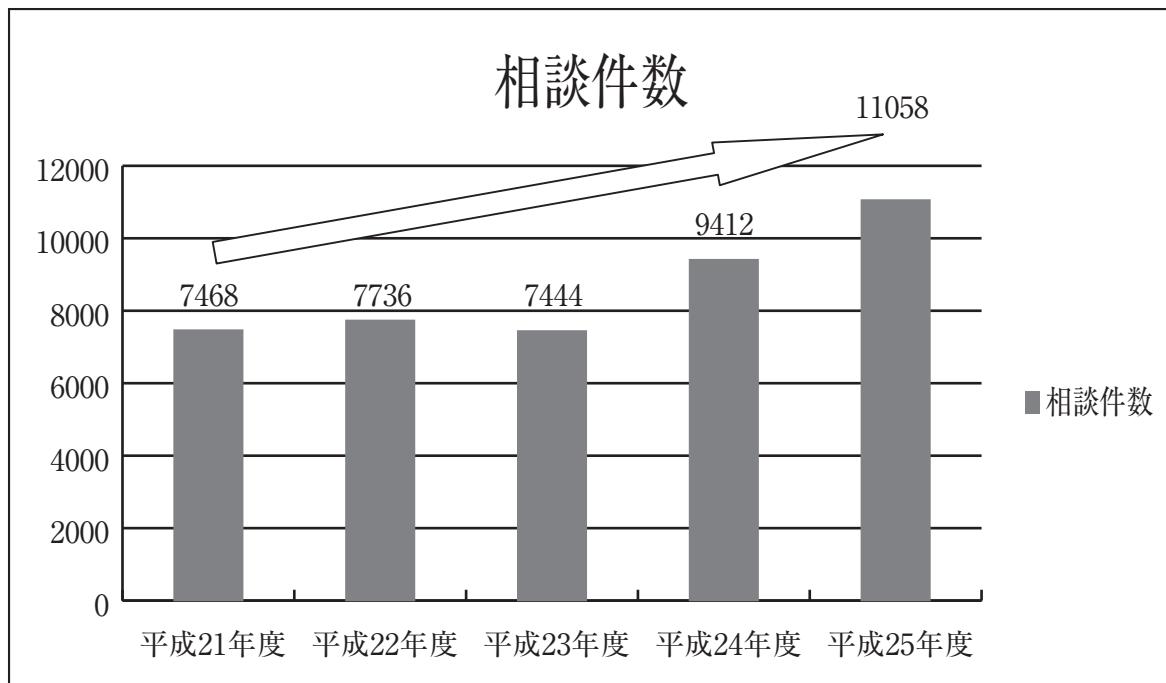
近年、相談件数は増加しており、地域生活において悩みを抱えている障がい者の方が増えていることが分かります。

① 相談件数

単位：件

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間実績	7,468	7,736	7,444	9,412	11,058

資料：府内資料



課題	■相談件数が増加している（7,468件→11,058件）
----	------------------------------

第Ⅰ編 第2章 障がい者を取り巻く現状

② 相談支援を利用している障がい者等の内訳（平成25年度）

単位：件

身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	重複
3,331	599	1,999	2,221	160	9	2,739

※重心とは…重度の肢体不自由者かつ重度の知的障がい者であること。

内訳としては、身体・知的・精神という障がい種別に括られない発達障がい、高次脳機能障がいの相談があることがわかります。

また、重複障がいの相談も多く、障がい種別ごとの対応では難しくなってきておりこれが分かります。

③ 支援方法（内訳）

単位：件

支援方法	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問	498	577	453	749	1,651
来所相談	1,336	1,400	1,326	1,399	1,443
同行	171	171	364	149	106
電話相談	2,558	1,586	1,264	1,742	1,507
電子メール	18	1	2	5	60
個別支援会議	179	163	115	157	362
関係機関	2,317	3,567	3,582	4,552	4,893
その他	391	271	338	659	1,036

資料：府内資料

支援方法としては、「訪問」、「関係機関」の連携が大幅に増加しています。逆に「電話相談」による対応、障がい者が「来所相談」をして支援を受けるということは減少傾向にあります。

このことから「電話相談」では解決が難しい相談が増えており、実際に支援者側から、「訪問」を行い、他機関と連携を行いながら、支援をしていることが分かります。

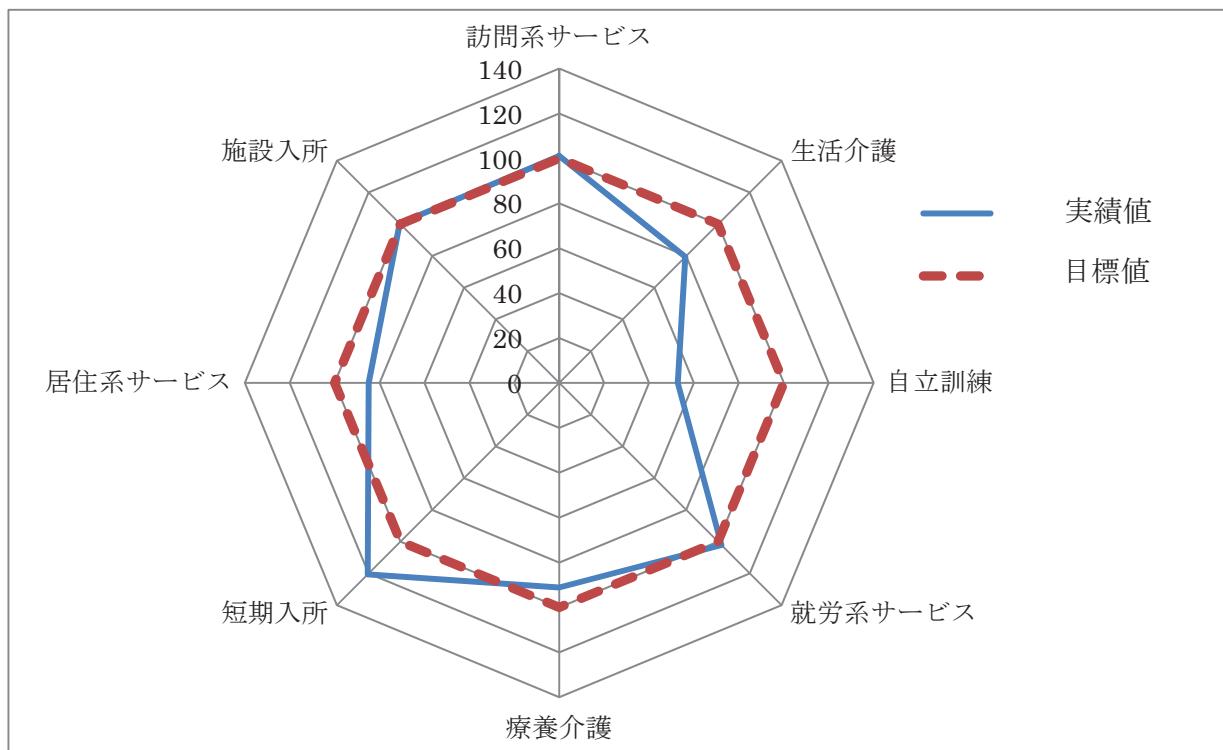
課題	<ul style="list-style-type: none"> ■訪問による支援が著しく増加しており、多職種、多機関と連携し、支援する必要がある。 ■重複障がいや発達障がい等の相談が増加しており、専門的支援が必要となってきている。
----	--

(2) 自立支援サービス

第3期障がい福祉計画に基づき、地域生活支援事業で平成26年度の目標値を定めたものに対して進捗率を調査した結果は下記のとおりです。

	単位（人／月）								
	訪問系 サービス	生活介護	自立訓練	就労系 サービス	療養介護	短期入所	居住系 サービス	施設 入所	
平成26年度目標	89	457	53	416	45	34	99	207	
平成25年度実績	90	363	28	425	41	41	84	208	

資料：府内資料



課題	<ul style="list-style-type: none"> ■自立訓練（機能訓練、生活訓練）が他のサービスと比べて目標値を大きく下回っている。 ■グループホームなど居住系サービス、生活介護に不十分さがある。
----	--

第Ⅰ編 第2章 障がい者を取り巻く現状

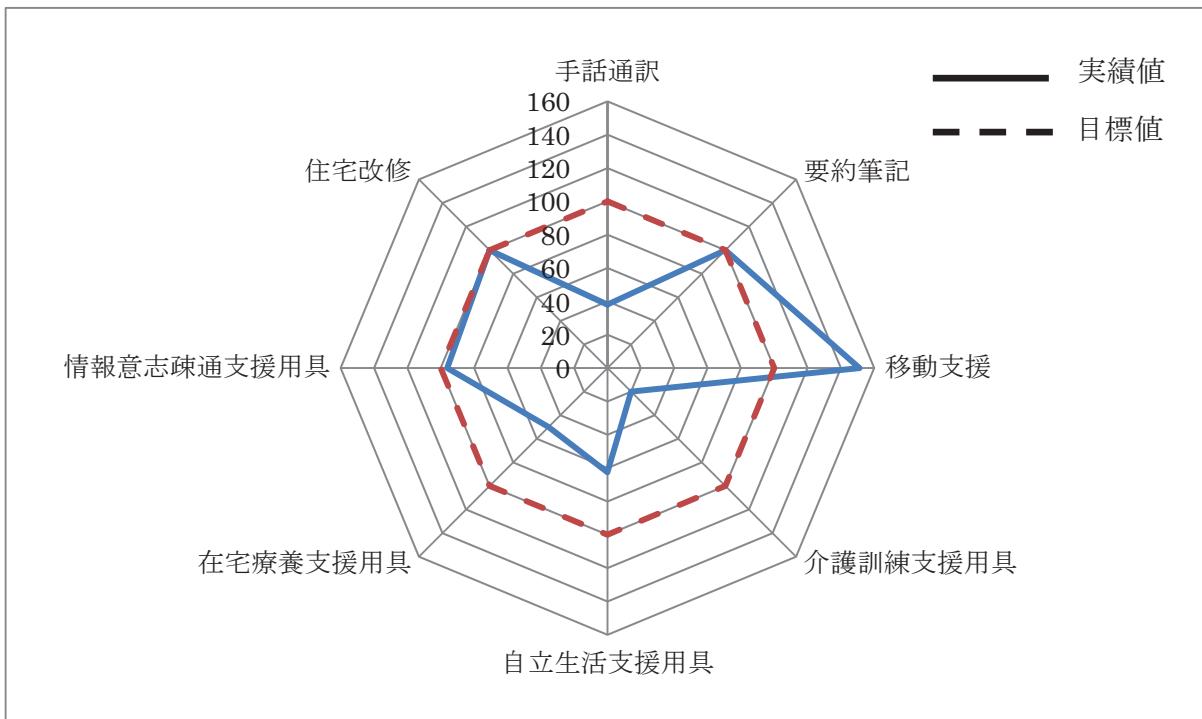
(3) 在宅生活支援サービス

第3期障がい福祉計画に基づき、地域生活支援事業で平成26年度の目標値を定めたものに対して進捗率を調査した結果は下記のとおりです。

単位（人／年）

	手話通訳	要約筆記 利用	移動支援	日常生活用具				
				介護訓練 支援用具	自立生活 支援用具	在宅療養等 支援用具	情報意思 疎通支援 用具	住宅 改修費
平成26年度 目標値	210	5	41	10	16	12	26	10
平成25年度 実績値	80	5	62	2	10	6	25	10

資料：府内資料



課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 意思疎通支援事業である手話通訳派遣が目標値を大幅に下回っている。 ■ 住宅改修は目標を達成しており、高齢障がい者の利用が多いため、今後は介護保険担当課と連携した対応が必要となってくる。
----	---

第Ⅰ編 第2章 障がい者を取り巻く現状

(4) 在宅福祉サービス

単位 (回／年)

①訪問入浴サービス事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	46	12	0	124	226

単位 (回／年)

②日中一時支援事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	1,081	986	788	815	739

単位 (件／年)

③補装具の交付・修理	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	307	297	287	311	309

単位 (回／年)

④声の広報の発行	年間発行回数	
	高岡「市民と市政」	12
たかおか市議会だより		4
高岡「身障者だより」		4

単位 (回／年)

⑤福祉タクシー利用券	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	113	105	99	108	132

⑥身体障害者相談員・知的障害者相談員の配置

身体障害者相談員 36 名 知的障害者相談員 9 名

課題	■訪問入浴サービスを利用する重度障がい者が増加している。
----	------------------------------

第Ⅰ編 第2章 障がい者を取り巻く現状

(5) 医療費の助成

(更生医療)

18歳以上の障がい者を対象にその障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行っています。

単位（件／年）

① 更生医療申請件数	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	107	129	121	139	121

(育成医療)

障がい児に対しては、その身体障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行っています。

単位（件／年）

② 育成医療申請件数	平成 25 年度
	62

※平成 25 年度より、県から市へ権限委譲される。

(重度心身障がい者医療費助成)

また、重度心身障がい等のある人に対し、健康の保持と福祉の向上を図るため、医療費の一部又は全部を助成しています。

単位（人／年）

③ 重度心身障がい者医療費助成受給者数	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1～64 歳・重度	1,218	1,220	1,220	1,223	1,123
65～69 歳・軽度	224	212	213	215	224
65 歳以上・重中度	3,080	3,030	3,070	3,142	3,233

課題

■65 歳以上の医療費助成受給者が増加傾向にある。

第Ⅱ編

障がい者基本計画



富山県立高岡支援学校生徒作品「パーティー」

第1章 施策推進の基本方針

高岡市障がい者基本計画では、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するために、以下、7つの基本方針を定めます。

1 理解と交流の促進

啓発広報活動の推進、ボランティア活動の充実を図り、障がい者理解を深める教育、市独自の取り組みである高岡あっかり福祉ネットの推進などにより、障がい者に対して社会参加の機会の充実を図ります。

2 多様化・重度化・高齢化に対応する支援体制の構築

年齢階層別による65歳以上の高齢障がい者の増加、発達障がい、難病などサービス対象者の多様化といった様々な問題に対応し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような支援体制の構築を図ります。

3 社会参加を促進する体制の整備

障がいのある人もない人も相互の親睦や地域内での交流を積極的に行うことは、豊かな人間性を育み、社会的な自立への力を培う上で重要なことであり、文化活動・スポーツ・レクリエーション等に気軽に参加できる体制の整備を進めます。

4 相談支援の充実・情報提供の推進

障がい者及びその家族が抱える様々な問題について、気軽に利用できる相談支援体制の充実に努めます。

5 雇用・就労の促進

障がい者雇用への理解を得るため、関係機関と連携し、啓発活動に努めるとともに、障がい特性に応じた就労支援を促進します。

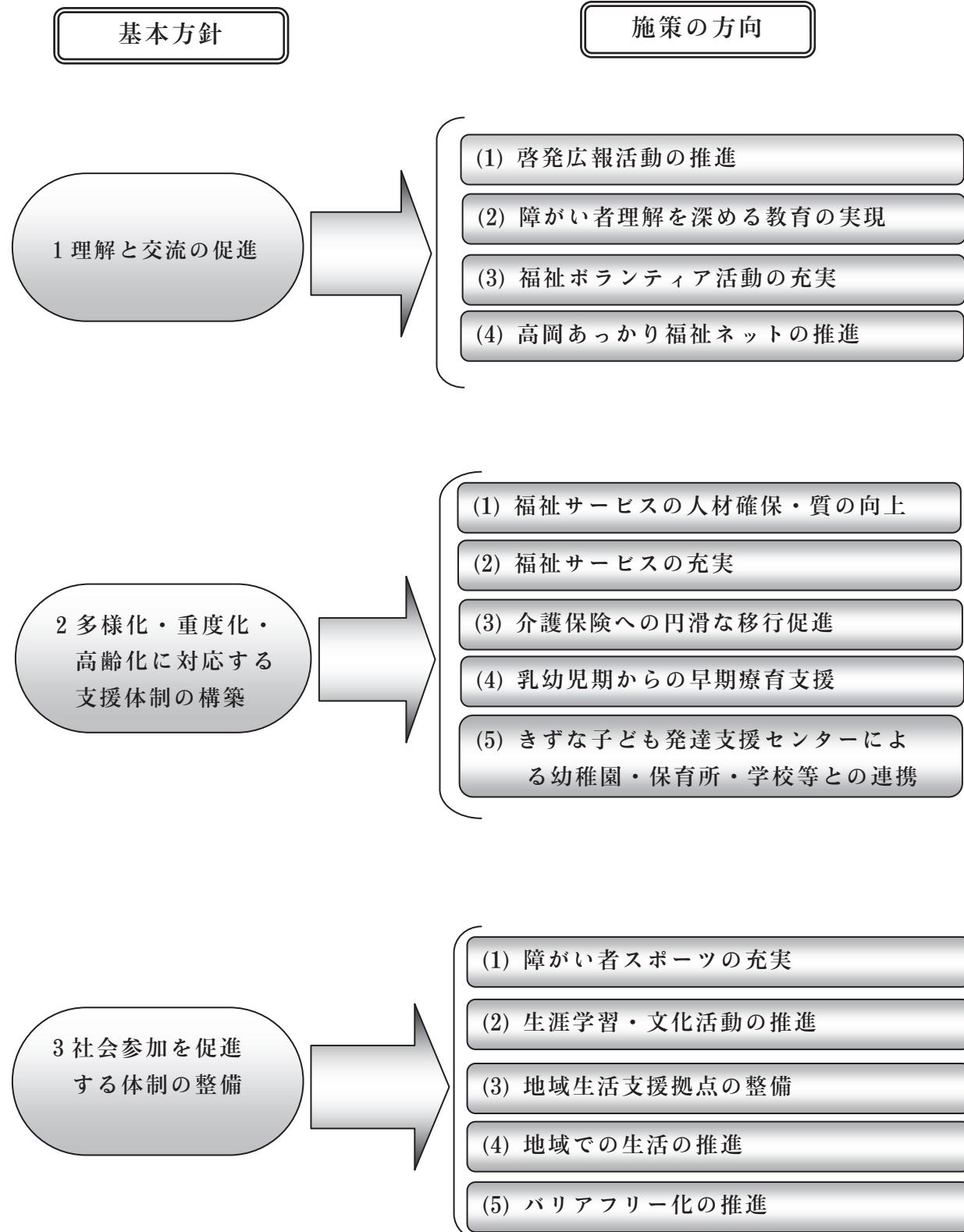
6 災害に強いまちづくりの推進

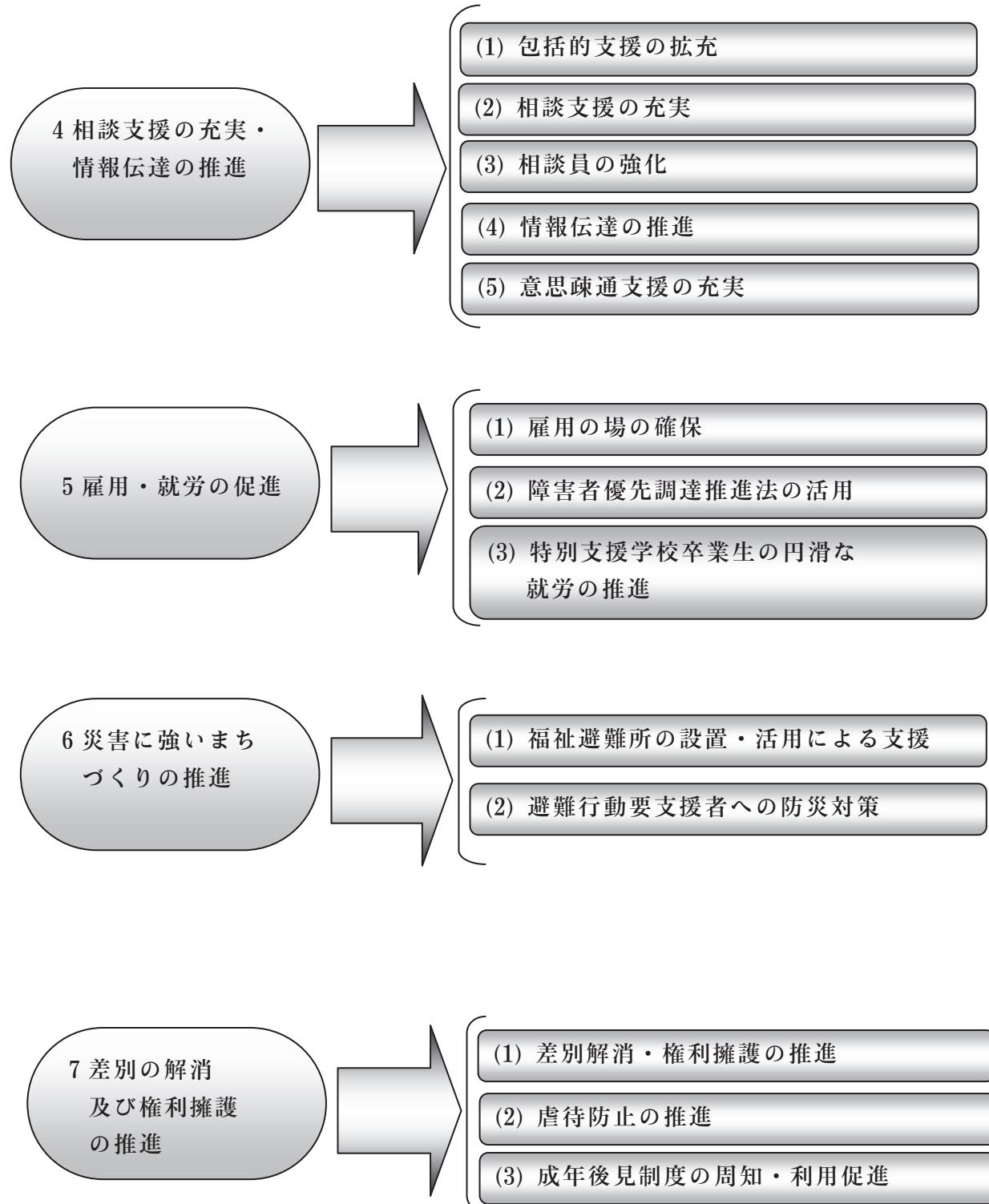
地震、風水害をはじめとした災害に対応し、障がい者が安心して生活ができるよう、市民や地域の関係団体と連携し、障がい者、高齢者の支援体制を推進します。

7 差別の解消及び権利擁護の推進

障がい者の人権が尊重され、障がいを理由とした差別のない地域社会を形成し、「自分らしい暮らし」ができるよう推進を図ります。

第2章 分野別施策の展開





基本方針1 理解と交流の促進

概要

障がいのある人も安心して暮らせる共生社会の実現には、地域住民の障がいに対する正しい理解と協力が重要です。

「心のバリアフリー」を推進し、障がいや障がい者への理解を深める啓発広報活動や教育の実現そして福祉ボランティア活動の充実並びに障がい者との交流機会の拡大を図ります。

ここでは、「理解と交流の促進」のため、近年、市が全国でも先進的に取り組んでいる高岡あっかり福祉ネット（P29 ※1）も活かしながら、施策を開展します。

施策の方向

(1) 啓発広報活動の推進

現状と課題

イベント開催を通じて、障がい者、障がい者団体等と交流を深め、多様なメディアの活用や情報発信を通じて共生社会に対する理解を深めています。

アンケート結果（P23）によると、「障がい者に対する周囲の理解が進んでいるが、不十分」と回答した人が3人に1人と高くなっています。

今後は、一層共生社会の理解を深めるための情報発信や啓発活動をより促進していくことが課題となっています。

具体的な取り組み

◇障がいや障がい者に対する理解を深めるため、障がい者の活動状況等を広報誌「市民と市政」、「障がい者の福祉ガイド」、パンフレット等を通して広く市民に周知するとともに、障がい者団体及び民間企業やNPOと連携したイベントを開催するなど、計画的に推進します。

◇厚生センター職員、管内精神医療機関医師、精神保健福祉士等と連携しながら、市民のこころの健康に関する研修を行い、障がいについての正しい知識の普及に努めます。

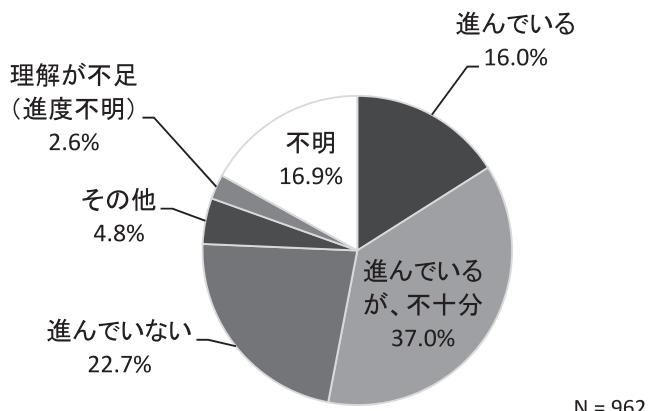
◇地域の要望に応じて「心の健康づくり教室（P29 ※2）」、「ゲートキーパー養成講座」を開催し、ストレスや不眠、うつ病等の心の病気についての正しい知識の普及に努めます。

◇障がい者への理解の促進を図るため、「たかおか朝市」、「えき近夕市」等で街頭キャンペーンを継続して行います。また、障がい者就労支援施設等が作成した啓発グッズを配布します。

◇目に見える障がいだけでなく目に見えない障がい及び一般の理解が遅れているとされる障がい（発達障がい等）の特性や必要な配慮に対する市民の理解を深めるため、関係機関と連携して講演会などを開催し、障がいに対する正しい知識の普及に努めています。

【アンケート】

設問：障がい者に対する周囲の理解が進んでいると思いますか。



※アンケートの詳細は、第5編の参考資料に掲載しています。



朝市、えき近夕市においてヘルスボランティア等が心の健康相談の案内チラシやグッズを配布しています。



「障害者週間」などの啓発週間を通して障がいのある人もない人も支え合える社会の形成を目指します。

施策の方向

(2) 障がい者理解を深める教育の実現

現状と課題

各学校では、福祉教育の視点から、各教科や特別活動、道徳や総合的な学習の時間など、教育活動全体を通して、福祉に関わる学習内容や活動に取り組み、思いやりの心を持ち、共に支え合って生きようとする児童生徒の育成に努めています。

また、障がいのある児童生徒の就学・通園先等としては、特別支援学校が過半数を占めますが、幼稚園・保育所、小・中学校に通っている児童生徒も約25%います。

今後は、児童生徒の障がいの状況、学校や地域の実情に応じて、これまで以上に各学校における交流や共同学習の充実を図り、計画的、組織的な取り組みを継続することで、障がいのあるなしに関わらず、相互理解を深め、共に生きようとする心や態度をより一層育むことが大切です。

具体的な取り組み

◇障がい者の理解を深めるため、市内図書館に障がい福祉の歴史、障がい者団体、障がい者家族会の書籍等を更に充実し、市民の理解を進めます。

◇各学校においては、児童会や生徒会等を中心に、特別支援学校や障がい者支援施設等の社会福祉施設との交流活動を行います。

◇中学2年生が行う「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」では、福祉・ボランティア活動等に関心のある生徒に対して、老人福祉施設や障がい者支援施設等の社会福祉施設での活動を取り入れます。

◇文化創造都市を標榜する高岡の活動の1つとして障がいのある人もない人も共にアートを紡ぐことができる作品展示を通して障がい者アートを支援し、学校や地域における障がい者の理解を深めます。



障がい福祉計画の表紙は高岡支援学校美術部生徒の作品を掲載しています。

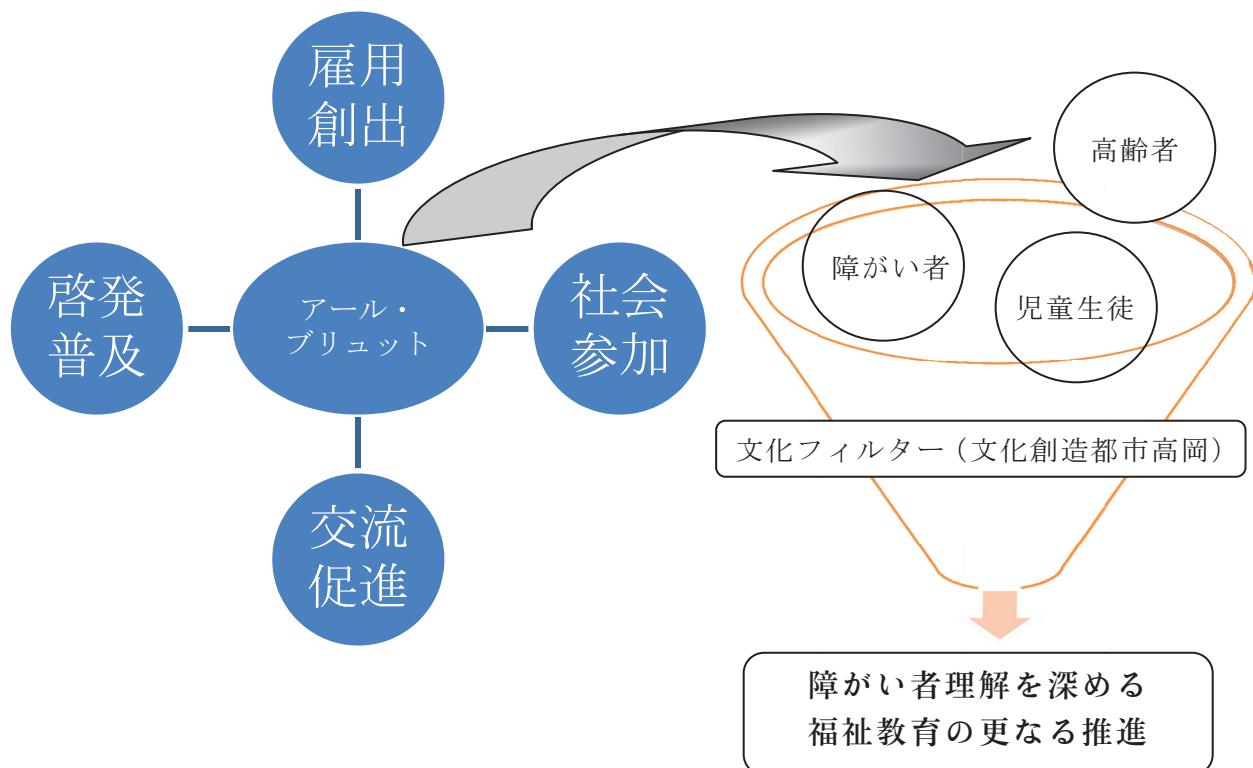


中学2年生が、1週間、学校外で職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に参加する「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」は、市内全ての中学校（12校）で実施しています。

障がい者アート（アール・ブリュット）（P29 ※3）がもたらす効果

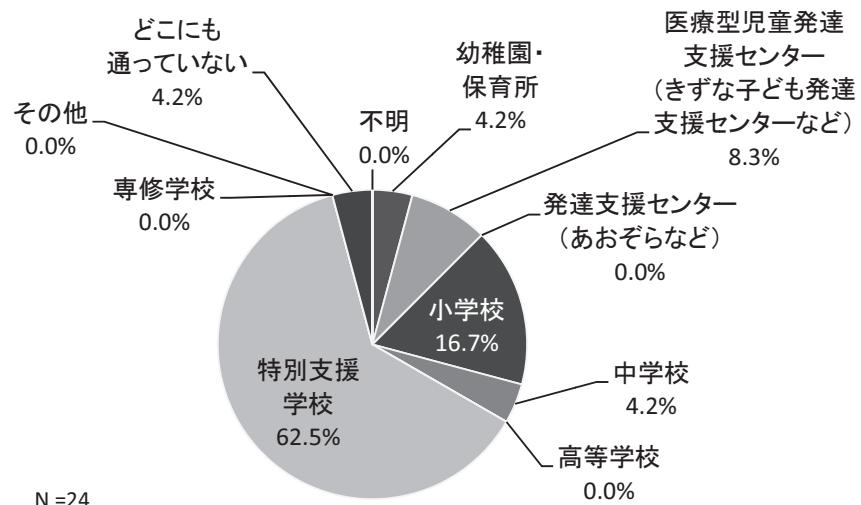
障がいがあっても自分を表現し、自分らしく生きることは重要です。更にはアーティストとして育成し、障がい者アートを通して障がいについての理解、啓発普及を図ることを目指しています。

高齢者、障がい者、児童作品等を一括展示する作品展を開催し、障がいのある人もない人も一緒に芸術を楽しみ、互いを理解しあう機会を推進します。



【アンケート】

設問：どの学校等に通っていますか。



施策の方向

(3)福祉ボランティア活動の充実

現状と課題

昨今の法整備により、障がい福祉サービスの制度は充実してきています。しかし、制度の整備が進む一方で様々な生活上の問題、ニーズがその都度発生することが想定されます。サービスの対象とならないニーズに対応するため、福祉におけるボランティア活動の需要は今後も高まっていくと言えます。ボランティア養成、ボランティア活動促進が課題です。

具体的な取り組み

- ◇誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるためにボランティアに参加してもらうきっかけづくり、仕掛けづくりを行います。
- ◇ボランティアセンターにおいては、支援を必要とする要介護者、障がい者のインフォーマルなニーズとボランティアを行いたい人のニーズのマッチングを調整しながら必要なボランティアを募集し、継続的に適切な研修を行っていきます。
- ◇ボランティア活動の中核機関である市ボランティアセンターでは、ふれあい福祉センターにおいて高岡市ボランティア広場（P29 ※4）を開催し、点字や手話、音声パソコンの他、車椅子模擬体験等を行い、障がい福祉の啓発に努めます。

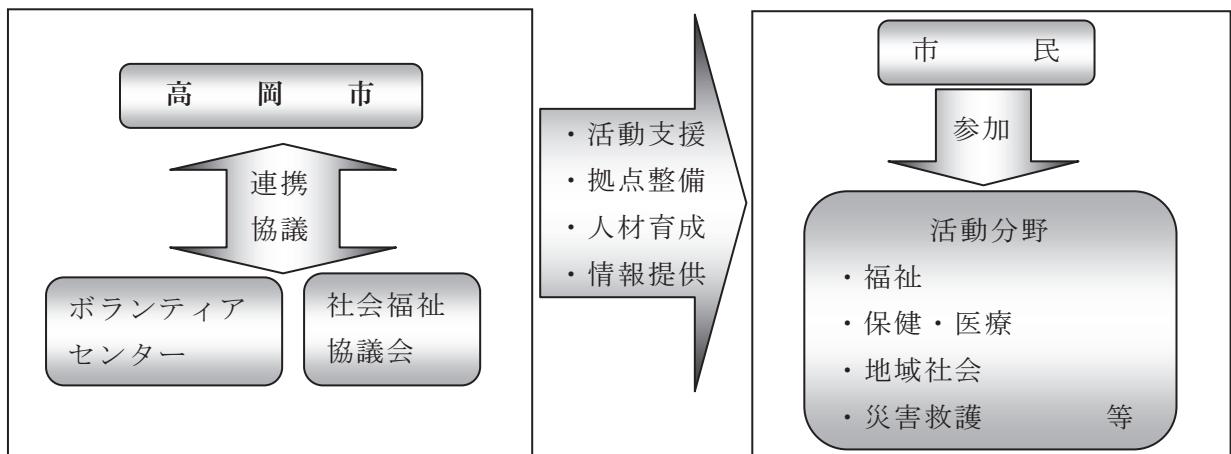


市ボランティアセンターはボランティア活動の拠点としてふれあい福祉センター内に整備されています。



自殺予防週間のポスター。市内には心の声に傾聴するボランティアもあり、命を大切にするネットワークを築いています。

高岡市のボランティア活動における体系図



高岡市のボランティア登録数

	活動区分	グループ数
1	保健・医療・福祉に関する活動	68
2	文化・スポーツ・国際交流活動	21
3	環境保全・交通安全・保健衛生活動	13
4	特技や専門技術を活かした活動	52
5	被災地における援助活動	1
6	福祉教育を推進する学校	5
7	社会貢献に取り組む企業	7
8	その他のボランティア活動	14
計		181

(平成26年3月末現在)

施策の方向

(4)高岡あっかり福祉ネットの推進

現状と課題

市では社会福祉協議会と連携し、全ての人が住み慣れた地域で安心してすこやかに暮らすことができるよう、平成24年度から新たな地域福祉ネットワークを構築する「高岡あっかり福祉ネット推進事業」を実施し、障がい者や高齢者等の見守り活動を行っています。

近年、少子高齢化や核家族化などで地域のつながりが薄まっていることから、住み慣れた地域で暮らしていくためには、公的サービスの充実とともに、除雪や買い物支援などの生活や福祉の課題を解決していく仕組みづくりが必要です。

このため、地域の絆や助け合いの精神を活かし、お互いに支え合い助け合う地域づくりを推進していきます。

具体的な取り組み

◇一人ひとりの心の中にある絆や助け合いの精神を活かし、地域の多様な生活ニーズを解決するため、地域において校区社協を中心とした「地域支え合い体制」の確立を目指し、障がい者に対する安心した生活への支援に努めます。

◇地域の福祉・生活課題の解決を図るため、市民と福祉関係者や団体との連携・調整を行う地域福祉コーディネーターの養成を行うことで障がい者の理解についても推進していく土壌を培っていきます。

◇平成25年度に市とライフライン関係事業者等（電気、ガス、その他市民生活と密接に関連する事業者）が継続的に地域の見守り活動を行う「高岡市地域見守り活動に関する協定」を締結しており、今後も障がい者を含む一人暮らし高齢者の見守りの強化を図っていきます。

【用語説明】

- ※1 高岡あっかり福祉ネット … 市民にとって身近で日常生活上の活動範囲である小学校区を圏域として、地域における多様な福祉・生活課題を解決するために、地域包括支援センター、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉活動員、高齢福祉推進員等が、それぞれの役割と地域の特色を活かしながら連携し、共に支え合う地域福祉ネットワークを構築することです。
- ※2 心の健康づくり教室 … 地域の要望に応じて主に睡眠、休養、ストレス対処法、認知症予防といったテーマで講師を招き、開催している教室（学習会）のことです。
- ※3 アール・ブリュット … 特に芸術の伝統的な訓練を受けておらず、名声を目指すでもなく、既成の芸術の流派や傾向・モードに一切とらわれることなく自然に表現した作品のことをいいます。平成26年現在、国内にアール・ブリュットを展示している美術館やギャラリーは7ヶ所あります。
- ※4 高岡市ボランティア広場 … 高岡市ボランティアセンターに登録している各種団体・グループの活動紹介やステージ発表、作品販売体験コーナー等を設けて高岡市ふれあい福祉センターで秋に行っているイベントのことです。

基本方針2 多様化・重度化・高齢化に対応する支援体制の構築

概要

現在、日本では少子高齢化が急激に進んでいます。それは障がい者も例外ではありません。市でも障がい者の高齢化が進み、介護保険サービスの対象となる方は増えてきています。実際に身体障がい者手帳を所持している人の約72%が65歳以上となっています。

また、自立支援サービスの範囲の拡大に伴い、発達障がい、高次脳機能障がい（P41※1）、難病（P41※2）といった多様化する障がいに対応する機能が市に求められるようになってきています。

ここでは、多様化・重度化・高齢化に対応するために人材確保、療育、保健、就労も含めた包括的な支援の施策の充実を図ります。

施策の方向

(1) 福祉サービスの人材確保、質の向上

現状と課題

多様化・重度化・高齢化により、ますます市民の福祉サービスに対する需要の増大が見込まれ、また、障害者自立支援法の施行以降、より利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供の根幹である福祉人材の養成・確保が極めて重要と言えます。

しかし、福祉の仕事内容の大変さ、イメージ等から事業所が人材確保に苦慮しており、スキルを持った職員が育ちにくい状況にあることが課題と言えます。

具体的な取り組み

◇障がい福祉サービスの質の向上を図るために高度で専門的な支援ができるように国、県、市、関係機関が行う研修会への参加を促します。

◇市内社会福祉法人・NPO法人・株式会社の人材、状況等をより的確に把握して市として人材確保のためにバックアップできるよう体制を整備していきます。

◇社会福祉協議会の介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級講座）を通じて障がい福祉分野の仕事に就きたいと思っている人たちに障がい福祉に携わる仕事の魅力を伝えていきます。

◇県内の福祉系大学の学生に対して障がい福祉の仕事の魅力をアピールして福祉人材の掘り起こしを図ります。

施策の方向

(2) 福祉サービスの充実

現状と課題

アンケート結果（P33）からも分かるように福祉ニーズは多様化しており、社会の変化、核家族化に対応した24時間対応サービスについても今後、整備していくことが必要です。

障がい者の行動援護・移動支援・地域移行支援・地域定着支援・24時間対応居宅介護の需要が高まっています。

また、在宅で過ごす際にお金の管理、料理、洗濯、家の手入れをはじめとした日常生活全般に不安を抱えていることが読み取れます。

これからは、多様化する障がい者・障がい児・支援する家族のニーズにあわせてサービスを安定供給できる事業所の確保を着実にしていくことが重要と言えます。

具体的な取り組み

◇障がい者の社会参加、外出支援を行う行動援護・移動支援は、利用者の幅も広く、今後も利用の増加が見込まれることから事業所に働きかけを行い、新規事業所の整備を進め、計画を踏まえて安定的に確保するよう努めます。

◇地域移行支援・地域定着支援は、病院や入所施設から地域への移行を促す重要なサービスであり、病院・施設等と連携することのできる事業所の設置促進に取り組みます。

◇平成26年4月現在で24時間対応サービスを行っている居宅介護事業所は市内に2事業所あるが、障がい者とその家族の高齢化から今後、利用が大きく伸びると想定されるため、今後、整備の推進に努めます。

◇平成25年4月より、難病患者等も障がい者手帳の有無にかかわらず、必要と認められる障がい福祉サービスの受給が可能になってきたことで、難病新法（P41※3）にも対応していくために居宅介護等の訪問系サービスや日常生活用具の給付などについて、厚生センターと連携を図りながら、サービス提供に努めます。

◇障がい福祉サービスの質の向上を図るため、事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努めます。

第II編 第2章 分野別施策の展開 (基本方針2)

外出支援サービス（行動援護、移動支援サービス）について

行動援護サービス		移動支援サービス
概要	自立支援サービスとして 支給決定	地域生活支援事業として 支給決定
利用対象者	知的障がい 精神障がい 発達障がい 行動関連チェックシート10点以上	身体障がい 知的障がい 精神障がい
市内事業所数	1事業所	8事業所
従事者要件	ヘルパー資格＋ 実務経験（2年）	ヘルパー資格 (実務経験不要)

(平成27年3月現在)

退院支援サービス（地域移行支援、地域定着支援）について

地域移行支援		地域定着支援
概要	○自立支援サービスとして支給決定 ○地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援・入所支援等	○自立支援サービスとして支給決定 ○24時間の相談支援体制等
利用対象者	施設や病院に入所等をしており、退院・退所を希望する障がい者	在宅において緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者
市内事業所数	2事業所	2事業所
利用期間	原則6ヶ月	原則6ヶ月

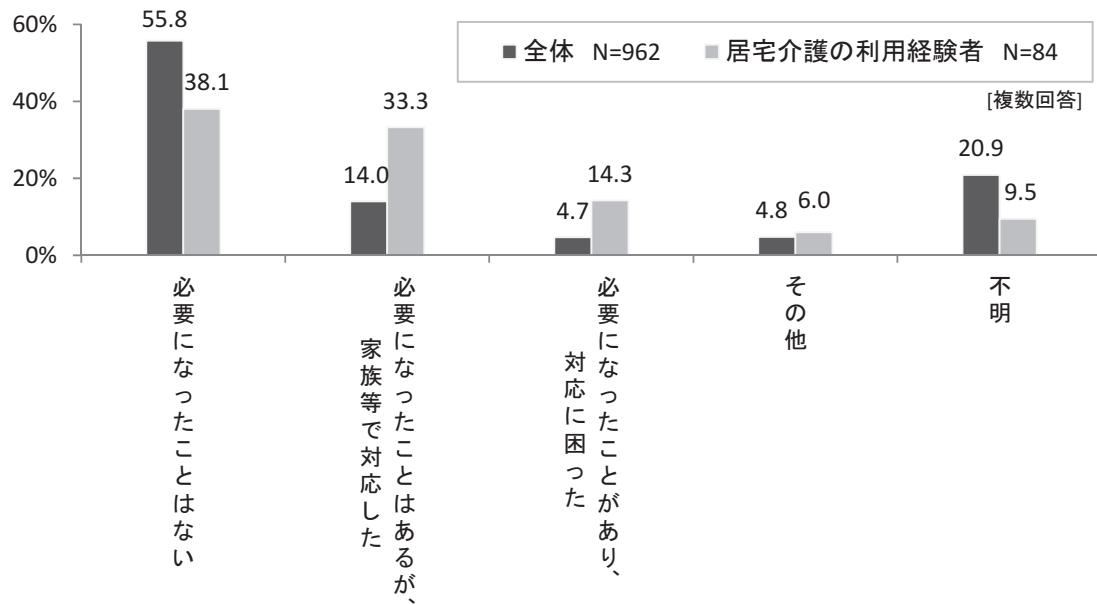
(平成27年3月現在)



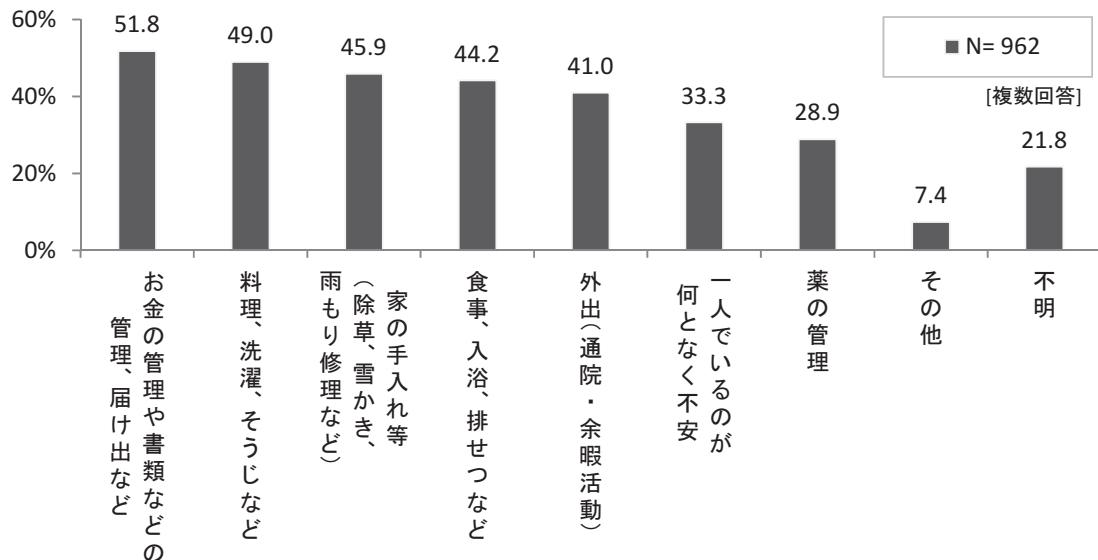
重度障がいの方方が安心して安全に入ること
ができる車椅子用特殊入浴装置。

【アンケート】

設問：早朝・夜間などに福祉サービスが必要になったことはありますか。



設問：在宅で過ごす際の不安要素はなんですか。



施策の方向

(3)介護保険への円滑な移行促進

現状と課題

障がい者には障がい特性に応じた対応が必要であり、65歳になり、要介護認定を受けても介護保険サービスの利用に移行しにくい実態があります。

アンケート結果（P35）からも65歳以上は、29.1%であり、サービス利用者における障がい者の高齢化が進んでいることが分かり、その中で介護保険の要介護認定申請率は13.3%に留まっています。

現状としては障がい者の高齢化が進む中で介護保険への円滑な移行が進んでいないことが課題と言えます。

具体的な取り組み

◇地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対して、高齢障がい者の実態を理解してもらうための研修等を通じた情報提供を行います。

◇障がい福祉サービスを利用している障がい者が介護保険の対象となる際（65歳に到達した場合や40歳から64歳で特定疾病（P41※4）に該当した場合）には、必要に応じて障がい者及びその家族に対して電話又は面会により、介護保険制度について情報提供に努めます。

◇自立支援協議会において、65歳以上の高齢障がい者の介護保険への円滑な移行を進めるため、本人のサービス利用意向や必要とする支援について検討していきます。

障害者総合支援法と介護保険法の移行について

介護保険への移行が必要となるサービス

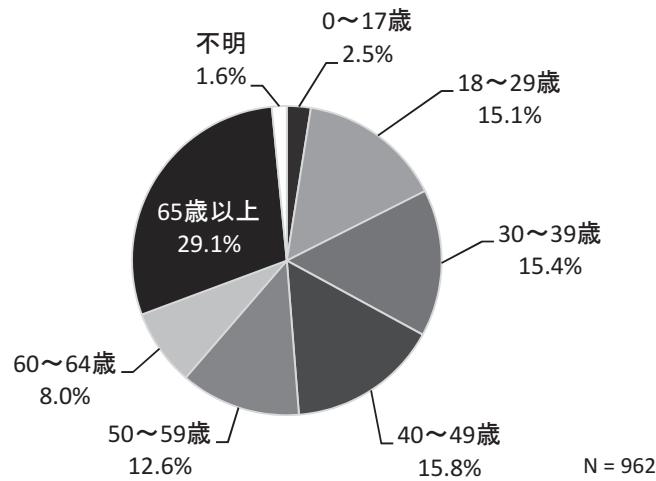
サービスの名称	障害者総合支援法	介護保険制度
居宅介護（ホームヘルプ）		事情を勘案し、日数の不足等がある場合は障がい福祉サービスの利用可
短期入所（ショートステイ）	移行が必要	
生活介護（デイサービス）		
施設入所支援	障がい者支援施設	介護老人保健施設 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム 等

65歳（2号保険者は40歳）以上でも障害者総合支援法で利用可能なサービス

サービスの名称	障害者総合支援法
同行援護	視覚障がい者のみ 65歳以上でも利用可能
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	介護保険にはないサービスのため、利用可能。
就労移行支援	ただし、65歳を過ぎて継続利用される時は障がい者の状況確認を必要とする。
就労継続支援	
行動援護	

【アンケート】

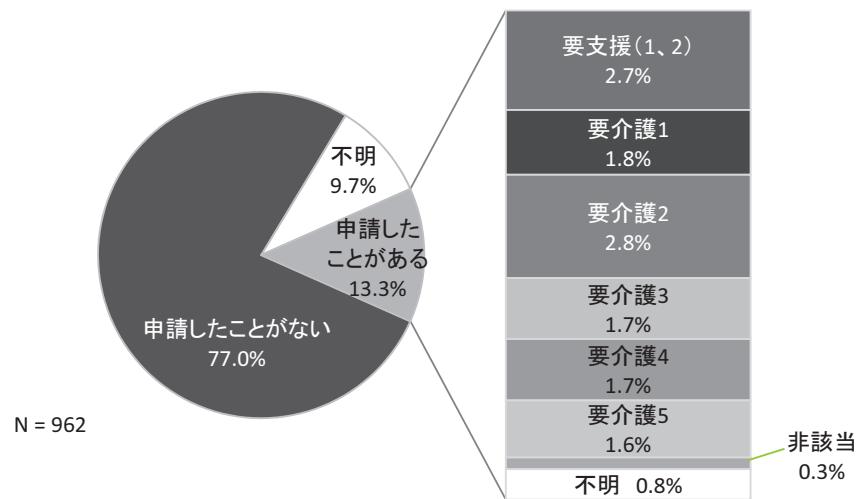
設問：年齢はおいくつですか（平成26年4月1日現在）。



＝【アンケート】＝

設問：介護保険の要介護認定の申請をしたことがありますか。

介護度はどれだけですか。



施策の方向**(4)乳幼児期からの早期療育支援****現状と課題**

市では乳幼児健康診査により、発達に心配のある子の早期発見・早期対応や、きずな子ども発達支援センターによる早期療育を推進してきました。特にきずな子ども発達支援センターでは、全国的に見ても先進的な医療・福祉・教育が連携した発達支援の取り組みをしています。

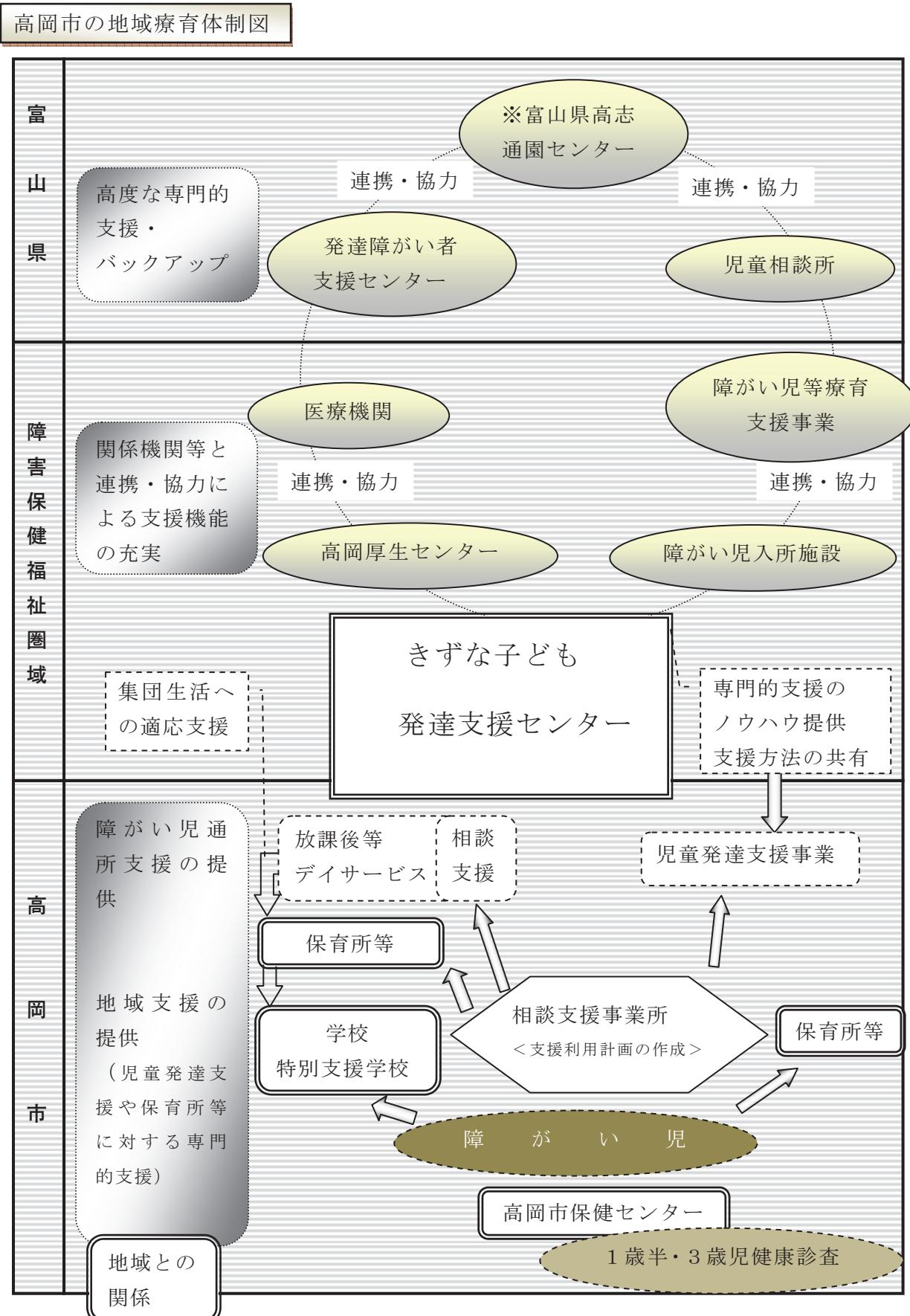
しかし、支援を要する子どもが年々増える中、今後はきずな子ども発達支援センターだけでなく様々なマンパワーを活用しながら、ネットワークの構築を形成することが大切と言えます。

具体的な取り組み

- ◇1歳半、3歳児健診の後、発達が気になる乳幼児については、定期的に保健師が訪問指導等を行います。また、保健センターでの「**児童保健相談 (P41 ※5)**」で、保健師がきずな子ども発達支援センターの医師・保育士の協力のもと、保護者が訪れやすい敷居の低い相談や、療育へのつなぎを行ないます。
- ◇児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス、及び障害者総合支援法に基づく居宅介護・短期入所・日中一時支援等の提供など障がい児通所支援を行ないます。
- ◇様々な障がいの中でも特に発達障がいは、乳幼児期からの適切な子育てが重要です。子どもに関わるあらゆる分野の連携協力が必要であり、市では「**発達障害支援ネットワーク協議会 (P41 ※6)**」のもと、出産前の親指導から、乳幼児期、学齢期を通じて切れ目のない支援を目指します。

児童福祉法における通所サービス一覧

サービスの名称	内 容
① 児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活に適応できるよう支援します。
② 医療型児童発達支援	肢体不自由がある児童に発達支援及び治療を行います。
③ 放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
④ 保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。



*富山県高志通園センター (～平成27年12月)

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター (平成28年1月～)

施策の方向

(5)きずな子ども発達支援センターによる幼稚園・保育所・学校等との連携

現状と課題

きずな子ども発達支援センターでは、発達に心配のある子どもに対し、様々な形での支援を行っています。

特に独自の取り組みとして、保育士・訓練士・教師がチームを組み、市内の保育所・幼稚園・学校・放課後児童育成クラブを訪問し、適切な子育て・保育・教育ができるよう定期的に支援を行なっています。また施設内だけでなく各地域で支援のできる能力を持った人材を育てるための講座も開いています。その他、「発達障害支援ネットワーク協議会」の中心となって、広く関係機関との連携協力のもと多様な支援に取り組んでいます。

◇児童福祉法に定められた保育所等訪問支援の他、きずな独自の訪問支援の周知に努め、保育所・幼稚園・学校等との連携強化を図ります。

◇きずなにおける独自の取り組みとして、市内保育所の保育士を対象とした「発達支援講座」を開き、年間10回の講座を受講してもらうことにより、保育所での適切な支援ができる人材の育成に努めます。

◇きずなの発達支援室を中心に各関係機関が集まって構成されている「高岡市発達障害支援ネットワーク協議会」で考案された「就学連携シート（P41 ※7）」を活用することにより、保育所・幼稚園から小学校入学後の適切な支援が継続して行えるよう努めます。

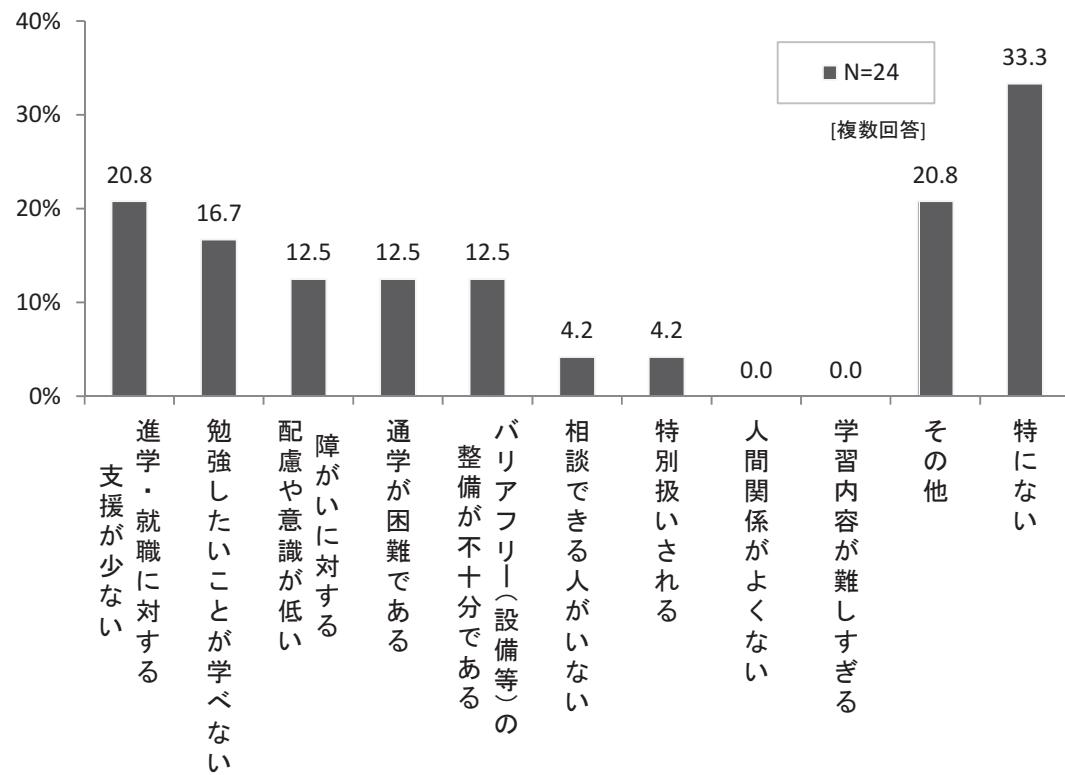
◇発達障害支援ネットワーク協議会において、乳幼児期から小中学生までのすべての子どもが健全な発達をし、安心して充実した家庭・園・学校生活が送れるよう、出産前の母親も含めた様々な支援方法を計画立案し、実行に移します。

保育所等訪問支援と訪問支援について

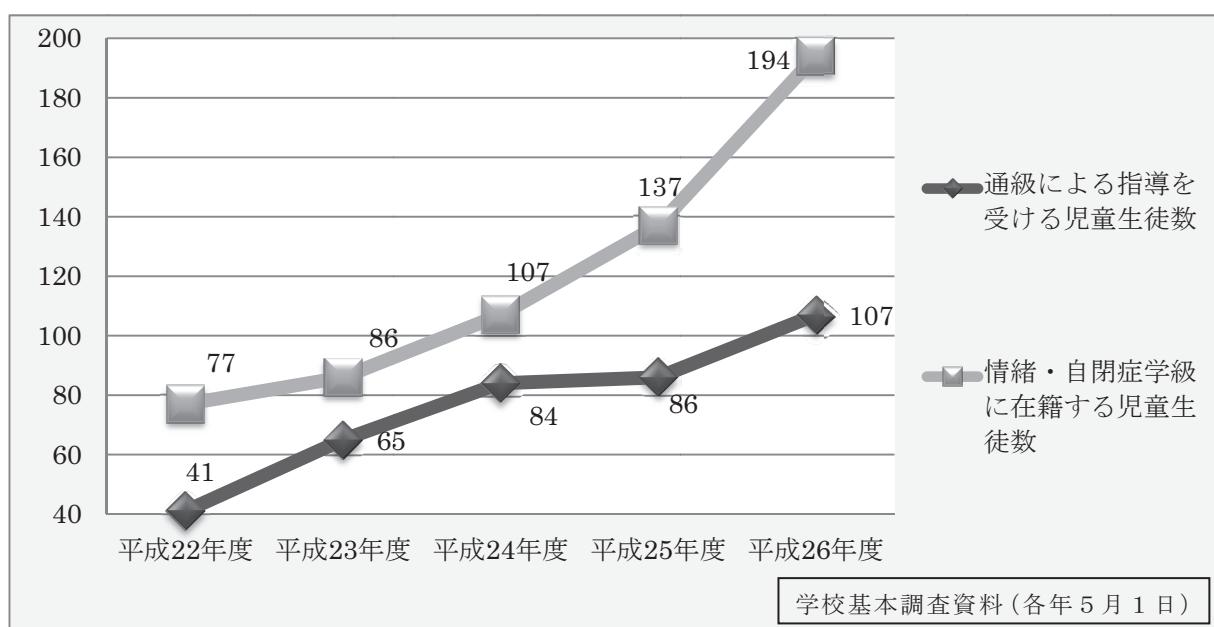
保育所等訪問支援		訪問支援
概要		
	自立支援サービスとして保護者の申請に基づき、指定を受けた事業所が児童の学校に訪問して支援を行うことです。市内ではきずな子ども発達支援センター1か所が指定を受けています。	発達支援室の専門スタッフが小・中学校、保育所・幼稚園を訪問して発達が気になる幼児・児童の支援を行う高岡市独自の取組みです。

【アンケート】

設問：現在通っている学校・幼稚園・保育所等に対する悩みや不安はありますか。



市内小・中学校児童・生徒（通級指導、自閉症・情緒障がい学級）の推移



※通級による指導 … 通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいの状態に応じた特別な指導を特別な指導の場（通級指導教室）で行うもの。

【用語説明】

- ※ 1 高次脳機能障がい … 頭部外傷、脳血管障がい等で脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる場合があることを指します。
- ※ 2 難病 … 原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれがある少ない疾病のことです。
- ※ 3 難病新法 … 難病の患者に対する医療等に関する法律。平成26年5月21日に成立し、助成対象となる難病指定が56疾患から拡大する方針となっています。この法律の成立に伴い、平成27年1月より、障害者総合支援法の対象は130疾患から151疾患に拡大となります。
- ※ 4 特定疾病 … 心身の病的加齢現象との医学的関係があると考えられる疾病であって国の定めた要件も満たすものについて総合的に勘案し、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障がいを生じさせると認められる疾病のことです。平成26年12月現在、16疾患となっています。
- ※ 5 幼児保健相談 … 保健センターにおいて月1回、言葉の発達や行動が心配なお子さんに関する相談に応じています。電話予約が必要です。
- ※ 6 発達障害支援ネットワーク協議会 … 平成23年度から市が独自の取組みとしてネットワークづくりに当たっての基本的な考え方、現状と課題、市及び関係主体が取り組むべき施策と今後の方向性について協議を行っています。
- ※ 7 就学連携シート … 幼稚園・保育所と小学校の引継ぎにおいて、幼児の実態を園が学校に伝えるにあたってポイントを明確にしたチェックシートのことです。



高岡市療育の中核機関であるきずな子ども発達支援センター。“きずな方式”で早期発見、早期療育を行い、子どもの健やかな成長を支援します。



高岡子育て支援センター。高岡のまちなかに位置していて利用しやすく、お父さん、お母さんにも大好評です。

基本方針3 社会参加を促進する体制の整備

概要

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動、芸術・文化活動を推進することは障がい者の社会参加を促し、よりよい生活を営む上で不可欠なものとなっています。

障がい者と健常者の交流を促進する上でもこれらの活動は重要と言えます。

近年はスポーツやアートの面での障がい者の活躍も目覚ましく、社会に大きな影響を与えていているといっても過言ではないでしょう。

ここでは、「社会参加を促進する体制の整備」を進めるため、スポーツ、生涯学習・文化活動といったソフト面、公的施設のバリアフリー化といったハード面の両面から施策を展開します。

施策の方向

(1) 障がい者スポーツの充実

現状と課題

障がい者スポーツは、近年、ますます活性化しており、2020年には東京でパラリンピックが開催されるなど高まりを見せてています。

アンケート結果（P43）からは、今後、参加したい行事や活動の中で「趣味やスポーツなどの活動」のニーズが一番高くなっています。関心の高さが分かります。

しかし、障がい者スポーツの認知度はまだ低いのが実際であり、市が啓発普及を行い、活性化に結びつけることで障がい者のニーズを反映させていくことが課題と言えます。

具体的な取り組み

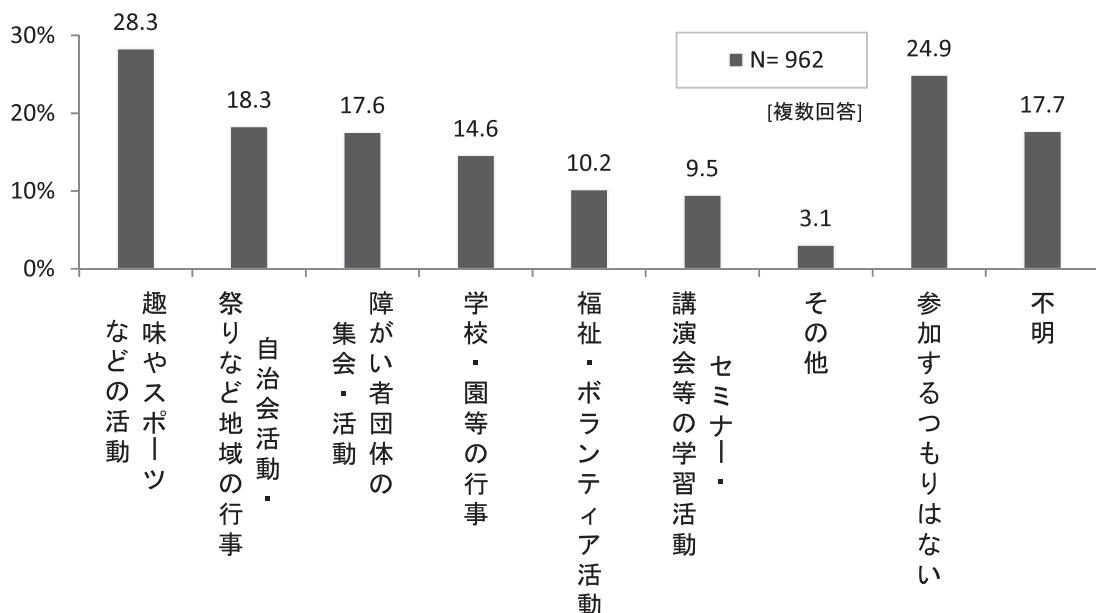
◇各種競技団体、福祉関係団体と連携を図りながら、障がい者スポーツの認知度を高めるための情報発信と障がい者スポーツ大会や各種教室のサポート、障がい者スポーツ指導員の養成など、より一層の支援を行っていきます。

◇毎年開催されている「富山県障害者スポーツ大会」の水泳競技会、陸上競技会、フライングディスク競技会、卓球競技会に職員がボランティアとして一緒に参加し、支援、啓発普及を行い、レクリエーションから競技としてのスポーツを推進します。

◇車椅子バスケットボール、視力障がい者卓球、フライングディスク、聴覚障がい者ビーチボール等のスポーツ教室を社会福祉協議会や手をつなぐ育成会と連携して開催し、障がい者スポーツの推進を促します。

【アンケート】

設問: 今後、どのような行事や活動に参加したいですか。



「障がい者スポーツ大会」での一場面。

将来のパラリンピック選手の育成に向けて

障がい者スポーツ協会と連携を強化していくま
す。



ボッチャの大会の様子。

障がい者スポーツ大会を開催して普及に努めま
す。

施策の方向

(2)生涯学習・文化活動の推進

現状と課題

障がい者の文化芸術活動は、障がい者の生活の質の向上を図り自立や自己表現の場にもつながっています。

生涯学習をする場、文化に触れる場をしっかりと確保することが心豊かな生活を営むうえで重要なことと言えるでしょう。

しかし、活動や創作作品の展示の場が少なく、限られた関係者のみに表現の場が与えられているのが現状と言えます。今後はサポートするNPO・ボランティア団体を支援することにより社会参加を促進していくことが重要です。

具体的な取り組み

◇県で開催されている障害者文化芸術育成支援事業（P50 ※1）等を通して市として障がい者の文化活動の啓発普及に努めます。

◇ふれあい福祉センター教養講座として在宅障がい者音楽活動を行い、音楽療法士の指導のもと、音楽を聴いたり、演奏すること等を通して、障がい者が機能回復と生きがいのある生活を送れるように努めます。

◇障がい者が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、身体障害者協会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会等による文化・教養による交流促進を支援します。

◇日中活動を支援する障害者地域活動支援センター（P50 ※2）で創作的活動の機会を安定的に提供します。

◇現在、中央図書館で行っている障がい者のための郵送貸し出しを、今後も継続していきます。



ふれあい福祉センター内で開催している障がい者対象の講座の様子。

陶芸、パソコンをはじめ学び、交流、感動を生む教室を実施しています。



高岡秋の文化芸術“朗唱の会”。毎年、身体障がい者協会、手をつなぐ育成会が参加しています。

施策の方向

(3)地域生活支援拠点の整備

現状と課題

高齢化の進行においては、障がい者も例外ではなく今後も在宅生活をしていく重度の障がい者や高齢障がい者は増加していきます。

そういう状況下で「親亡き後」を見据え、障がい者及びその家族が将来も安心して生活するための居住支援の確保を行っていく必要性が高まっています。

国ではこの問題に対応するために第4期障がい福祉計画の基本指針の中で平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ、**地域生活支援拠点**（P50 ※3）を整備することを目指しています。

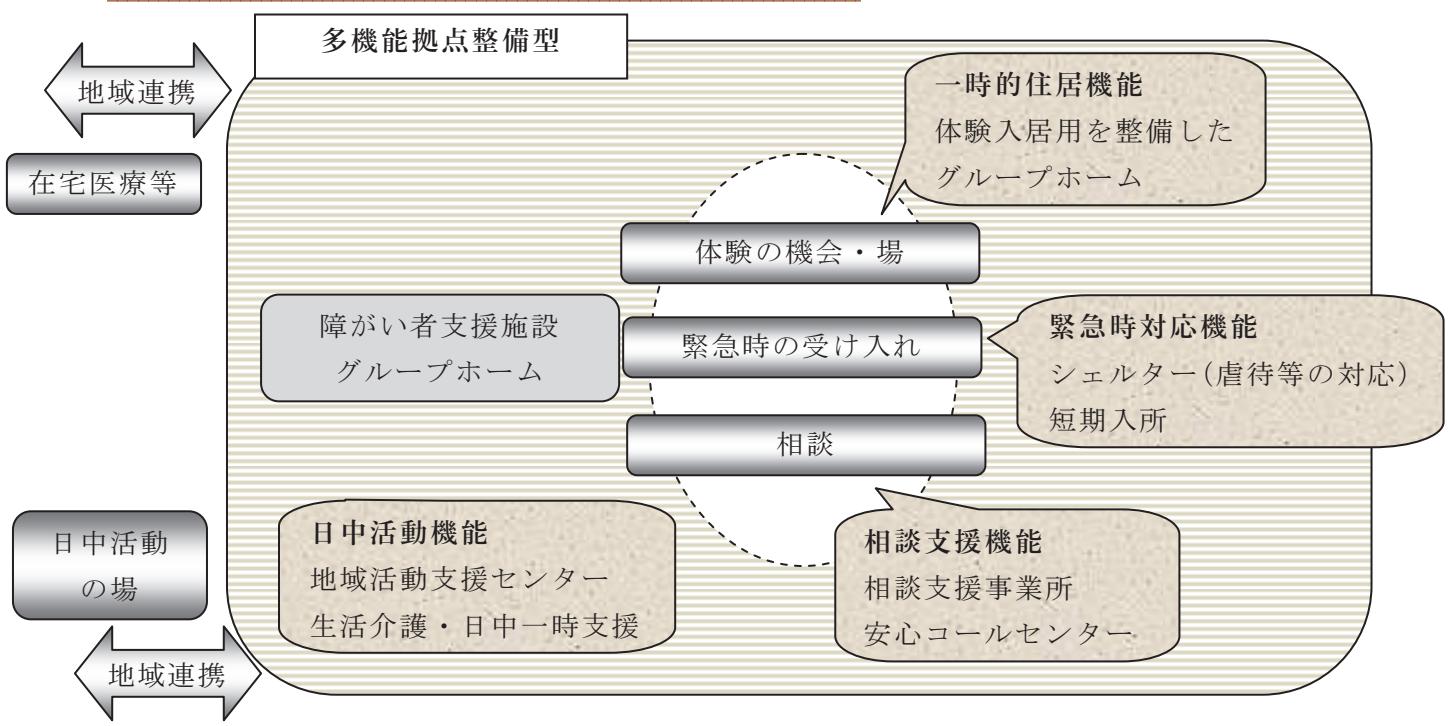
市では国の動向を見ながら、地域生活支援拠点の整備について検討していく必要があります。

具体的な取り組み

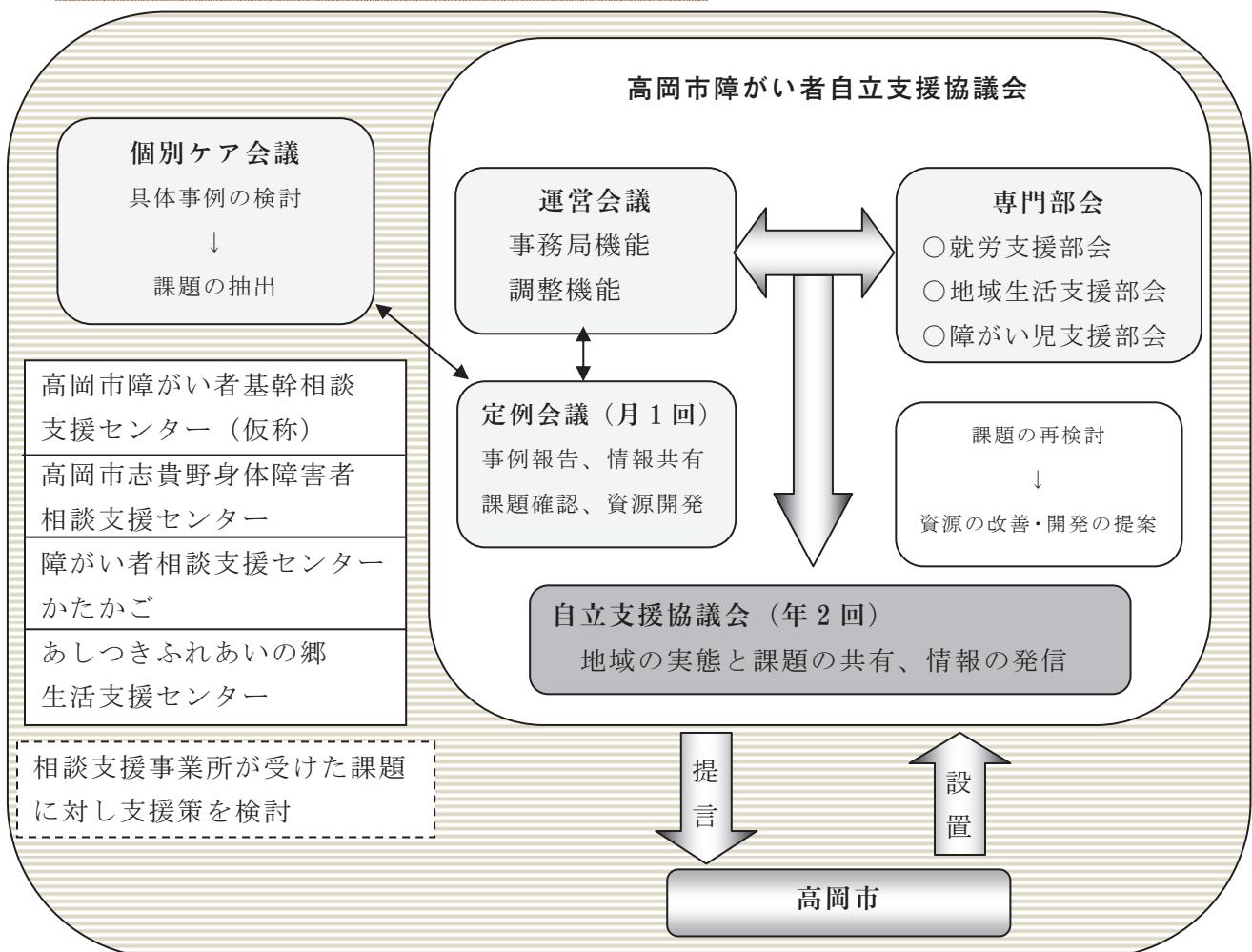
◇市では自立支援協議会の専門部会である地域生活支援部会を設置し、障がい者の地域での生活をよりよくするためにはどうしたらいいかについて協議しています。部会をとおして当事者に対するヒアリング、ニーズ調査等を行い、障がい者及びその家族が抱えている問題・課題を把握し、地域生活支援拠点の整備に活かしていきます。

◇障がい者及びその家族の高齢化が進む中で「親亡き後」、「家族の不測の事態」に対応できるような安心して生活できる支援体制を目指します。

高岡市における“地域生活支援拠点”的イメージ図



“高岡市障がい者自立支援協議会”的組織図



施策の方向

(4) 地域での生活の推進

現状と課題

市では障がい者の在宅生活の推進のために持ち家の改修を行い、グループホームの整備を進めてきました。

また、下図のとおり、居住系サービスとしてグループホームのニーズも高いことから、今後も整備推進が必要です。

近年、高齢者・障がい者世帯の孤立も増加しており、外出しやすい交通手段の確保、見守りを行うなど孤立防止対策を強化していく必要があります。

具体的な取り組み

◇ 障がい者の安心安全な在宅生活を継続していくために住宅改善費助成事業や日常生活用具給付等事業の助成制度の利用促進に努めます。

◇ グループホームの整備に向けて協議を行い、整備の際には施設コンフリクト（P50 ※4）が発生しないよう、住民説明会を開催するなど地元の理解を得られるように努めます。

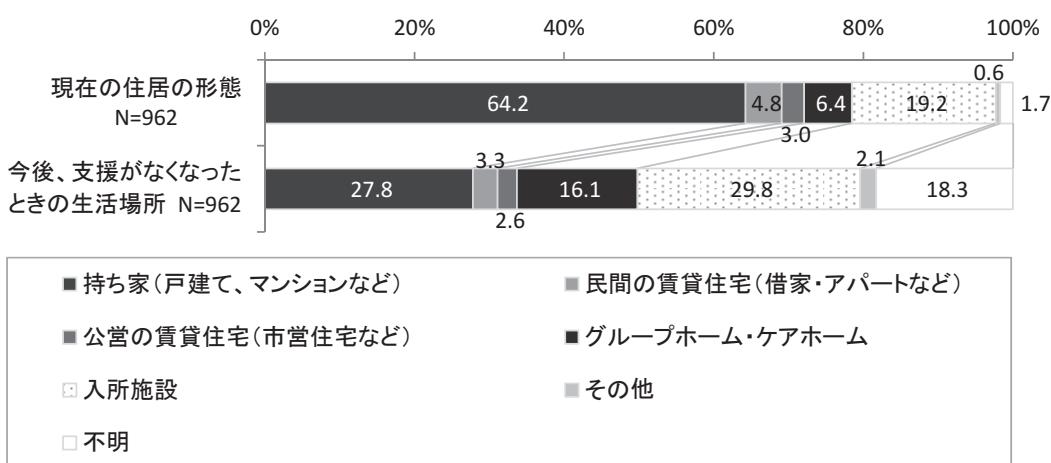
◇ 孤立防止の観点から、支援を必要としながら、福祉サービスを受けておられない在宅重度の身体、知的、精神障がい者を把握し、単身世帯、障がい者・高齢者のみの世帯の場合は職員又は民生委員・児童委員等が自宅訪問を行い、見守り等を行う支援体制づくりに努めます。

◇ 障がい者が地域で生活するにあたっては、通院などの外出に際して、気軽に利用できる移動・交通手段の確保が今後も必要であることから移動・交通手段の充実を図っていきます。

【アンケート】

設問：どこにお住まいですか。

今後、支援者から支援が受けられなくなった場合、どこで生活したいですか。



移動・交通手段一覧

サービスの名称	内 容
福祉タクシー料金助成事業	重度の身体障がい者が外出しやすいよう、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障がい者が通勤等に使用する自動車を運転するため、ステアリング等の改造が必要な時、費用助成します。
身体障害者用自動車運転免許取得助成事業	身体障がい者が運転免許を取得するための教習費用を助成します。
福祉バスの運行	市内に住所がある障がい者で構成する団体が各種研修会等への移動手段に利用することができます。
コミュニティバスの運賃の割引	手帳の提示で運賃が割引となります。手帳の代わりとなる「こみち特別割引カード」でも割引は可能です。



「安心」「健康と生きがい」「市民参加・交流」の三つの機能を備えた、福祉のまちづくりの拠点施設である、高岡市ふれあい福祉センター。



高岡市ふれあい福祉センターの駐車場を活用して開催された秋祭り。
社会貢献、地域の交流をスローガンに毎年、社会福祉法人が開催しています。

施策の方向

(5) バリアフリー化の推進

現状と課題

市では、平成9年に福祉のまちづくり条例（P50 ※5）を制定し、障がい者の積極的な社会参加を促進するため、ユニバーサルデザイン（P50 ※6）の視点に立った、全ての人に優しいまちづくりを進めてきました。

今後、障がい者の増加、高齢化が進むことからユニバーサルデザイン化を一層推進していく取り組みが今後も重要と言えます。

具体的な取り組み

◇公共施設や社会福祉施設等において障がい者が利用しやすく整備することを推進します。

◇公営住宅全体として1階に空き部屋が生じた場合は、なるべく低層階希望の障がい者の入居となるよう配慮していきます。

◇市営住宅では車椅子で出入りができる専用居室の推進に努めており、今後とも、建替えにあたっては障がい者用、バリアフリー化に対応していきます。また、エレベーターや外部スロープの設置、室内の敷居のフラット化やトイレ・浴槽等への手すりの設置、オール電化等、障がい者だけでなく高齢者も暮らしやすいよう整備に努めています。

◇市内の名所・旧跡を観光していただけるようユニバーサルデザインマップを北陸新幹線沿線都市の障がい者団体に配布し、観光誘致に努めます。

【用語説明】

- ※1 障害者文化芸術育成支援事業 … 障がい者の文化芸術活動を育成・支援するため「地域文化祭開催事業」及び「ワークショップ開催事業」を障がい保健福祉圏域を単位として富山県が行っています。
- ※2 障害者地域活動支援センター … 障害者総合支援法によって定められた、障がいによって働く事が困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設です。
- ※3 地域生活支援拠点 … 第4期障がい福祉計画に成果目標として定めており、市町村、または圏域に一つ整備することを基本としています。グループホーム又は障がい者支援施設を拠点にして24時間の相談体制やグループホームの体験の場、緊急時の受け入れといった機能を付加集約した施設のことです。
- ※4 施設コンフリクト … 施設の建設に対し、障がいに対する正しい理解がなされていないことに起因しておこる反対運動によって施設整備が中断、停滞することです。
- ※5 福祉のまちづくり条例 … 市が全国に先駆けて制定した条例で平成10年4月1日から全面施行されました。病院、飲食店及び社会福祉施設等の生活・都市施設については、新築または増改築する際に、高齢者や障がい者をはじめ誰もが利用しやすく整備することを義務づけており、生活・都市施設のうち、一定規模以上のものは「特定生活・都市施設」として、新築または増改築する際に、届出が必要となっています。
- ※6 ユニバーサルデザイン … 建築物や製品等について、身体の障がいや年齢など個人差に関係なく、はじめから誰もが使いやすいように考慮されたデザインのことです。



射水神社に飾られた障がいアートNPO法人の絵馬。
高岡市の「伝統」、「文化」と交流を図ることで
より一層の啓発普及に努めます。



特別支援学校高等部の作品展示も行っている高等学校文化祭。越中アートフェスタなどにも作品を展示しています。

基本方針4 相談支援の充実・情報伝達の推進

概要

総論でも述べたように障がい者の相談件数は増加の一途を辿っています。

平成24年4月から、自立支援サービスを利用する障がい者については、平成27年3月までにサービスを利用する方全てに「サービス等利用計画」を策定することが義務付けられており、一人ひとりにあったサービスの提供に努めています。今後とも、困りごと、不都合に感じていることなど障がい者の生の声に応じた相談支援を展開していきます。

近年、情報化が進む社会において、障がい者も健常者と同様に情報が入手できるような配慮を行うことが求められています。

また、コミュニケーションを密にするために情報アクセシビリティ(P59※1)、IT推進、意思疎通支援についても展開していきます。

施策の方向

(1)包括的支援の拡充

現状と課題

平成27年3月現在、市の指定を受けた15の指定特定相談支援事業所(P52)がサービス等利用計画を作成しています。

課題としては、サービス等利用計画に基づいて福祉サービスを活用しながら、障がい者がいきいきと暮らせるように安定的に包括的支援を供給することが難しい点が挙げられます。

具体的な取り組み

◇今後、サービス利用者の増加に対応し、相談支援専門員の養成・人材確保を行うために、県及び指定特定相談支援事業所との連携を強化していきます。

◇相談支援専門員のスキルアップを図り、市が中心となって「サービス等利用計画」の質の向上に向けた研修を行い、専門員が相互に情報交換を図る場を確保します。

◇相談支援専門員が、障がい福祉サービスだけでなく、市内外のインフォーマルサービスを熟知する専門性と多彩なコーディネート力を身につけ、支援の幅を広げられるような体制の整備に努めます。

高岡市内指定特定相談支援事業所一覧

指定特定相談支援事業所	身体	知的	精神	児童
志貴野身体障害者 相談支援センター	●	●		
障がい者相談支援センター かたかご	●	●	●	
あしつきふれあいの郷 生活支援センター	●	●	●	
ふきのとう相談支援事業部	●	●	●	
あ・トーク 特定相談支援事業所	●	●		●
相談支援 ほっと J a m		●	●	●
きずな子ども 発達支援センター				●
かたかご苑	●	●	●	
ジョブライフ万葉	●	●	●	
社会福祉法人 たかおか新生会 相談支援事業所 ゆきわりそう	●	●	●	●
すこやか 26 相談支援事務所	●	●	●	●
志貴野苑 障害者相談支援センター	●	●	●	
志貴野ホーム 障害者相談支援センター	●	●	●	
社協特定相談支援事業所	●	●	●	
手をつなごう相談支援事業所	●	●		●

(平成27年3月現在)

施策の方向

(2)相談支援の充実

現状と課題

障がい者の相談件数が増加し続けているため、現在、国では基幹相談支援センター（P59 ※2）の整備を進めており、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を促進するとしています。

市では「ふれあい福祉センター」及びその敷地内に3つの相談支援センターを設置しており、三障がいを分けることなく相談できる体制が整っています。

アンケート結果（P54）からは、「相談できる人（ところ）がない」という回答もあり、悩みを持っている人が一人で抱えずに相談できる体制の整備を行っていくことが今後の課題と言えます。

具体的な取り組み

◇障がいのある人やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や福祉サービス利用に必要な支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関への紹介などを行います。

また、相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うこととする目的とする「基幹相談支援センター」の設置に努めます。

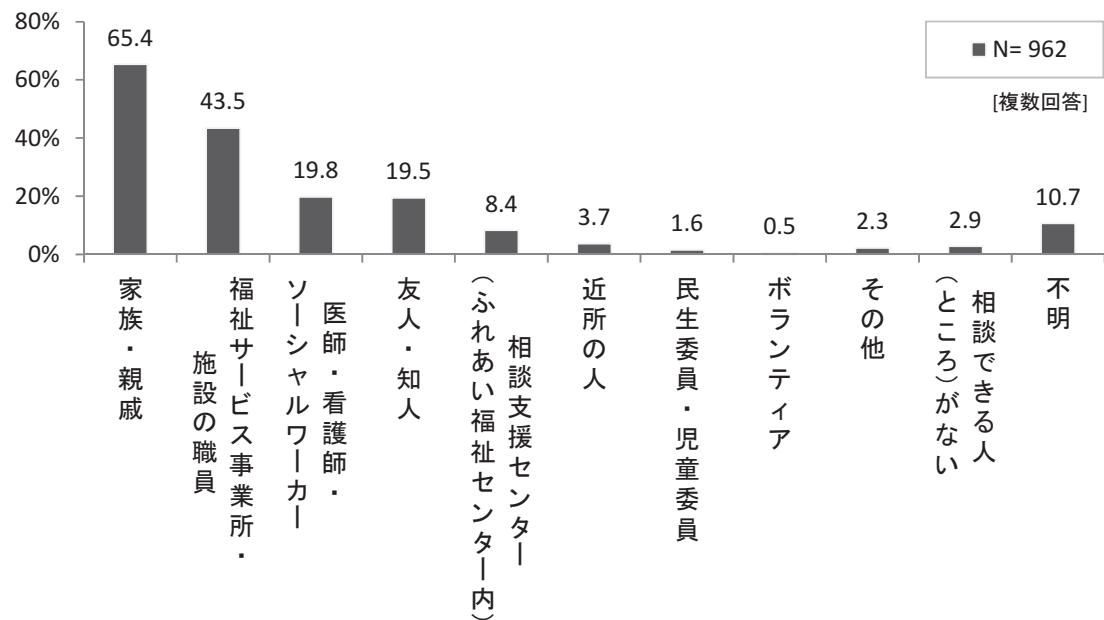
◇相談支援センターは、高齢障がい者が不安なく円滑に移行できるよう地域包括支援センターにつなげ、障がいと介護の制度の架け橋的役割を担っていきます。

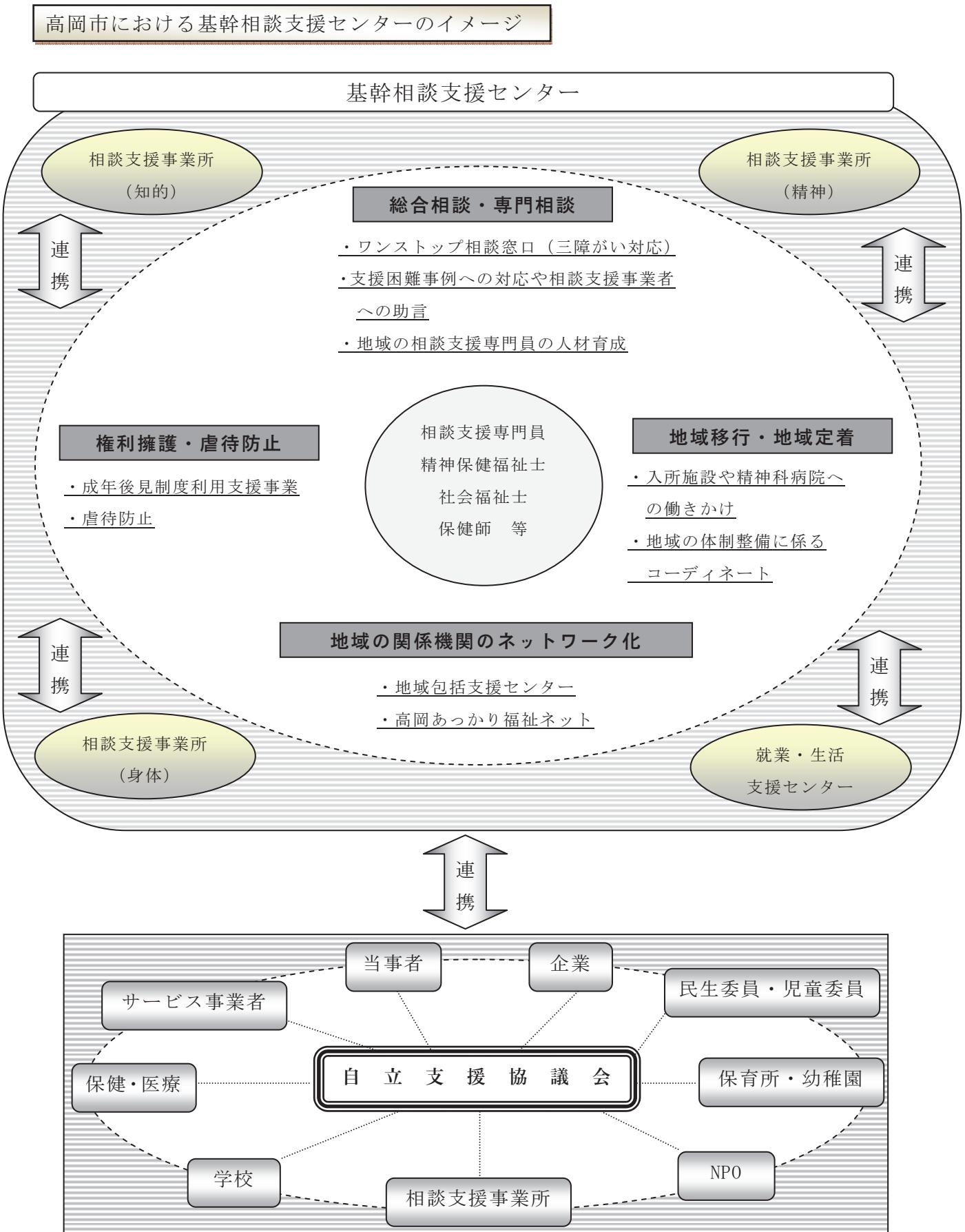
◇相談支援センターは、相談窓口の周知を図るとともに地域の中で問題となっている「孤立死」、「ひきこもり」等をはじめとして地域で声を挙げられない人たちの調査・掘り起こしを行い、支援する体制を整備していきます。

◇相談支援センターは高岡あっかり福祉ネットと連携し、地域で困っている障がい者と一緒に解決していくよう仕組みづくりを行います。

【アンケート】

設問: 心配ごとや悩みがあった場合、だれに相談しますか。





施策の方向

(3)相談員の強化

現状と課題

平成26年4月現在、本市では身体障害者相談員を36名、知的障害者相談員を9名委嘱しています。相談員は障がい者やその家族の相談支援を行い、関係機関と協力し、障がい者福祉の推進に努めています。

また、相談員だけで解決することが難しく、課題も多いことから今後、後方支援を行えるよう連携の強化を図る必要があります。

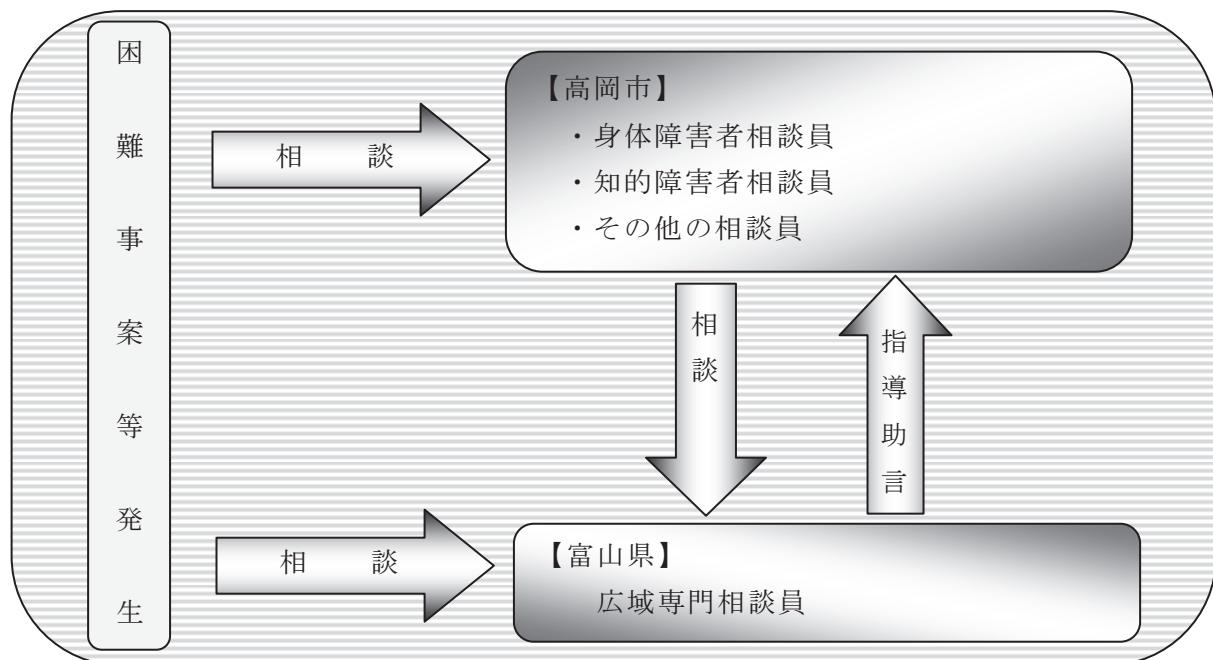
具体的な取り組み

◇市は相談員を障がい者及びその家族に委嘱しており、悩みに寄り添うピアカウンセリングに努めています。

◇県で配置が予定されている広域専門相談員（P59 ※3）と市の相談員が困難事例についての対応を協議できるよう、連携を密にしていきます。

◇相談員の存在を地域に周知するとともに民生委員・児童委員等と共に地域で解決する力をもてるような体制づくりに努めます。

相談員における相談体制のイメージ



施策の方向

(4)情報伝達の推進

現状と課題

情報化が進む社会において近年、障がい者の方たちも健常者と同様に情報が入手できるような配慮を行うアクセシビリティが求められています。

障がい者も含め、誰もが情報を取得でき、共有できる仕組みづくりを行っていくことが課題と言えます。

また、障がい特性に応じたそれぞれの対応が必要となるため、窓口における聴覚、視覚障がい者向けの情報のアクセスの向上を図っていくことが大切と言えます。

具体的な取り組み

◇障がい者がパソコンを用いて情報を円滑に入手できるよう、市では高岡市ふれあい福祉センターに障害者IT推進員を派遣し、パソコン教室を行います。そして、情報化社会の中で障がい者がインターネットの利用、パソコンの習得が簡単にできるように努めています。

◇市ホームページにおいても、すべての人が利用しやすいホームページを目指し、ウェブアクセシビリティ（P59 ※4）の確保と向上に取り組んでおり、一層の充実を図ります。

◇聴覚障がい者が市役所の窓口において円滑にコミュニケーションが取れるよう、磁気ループシステム（P59 ※5）等の導入を図ります。

◇視覚障がい者向けに配布する案内・文書については、点字を印字した封筒で送付するよう努めています。また、地域生活支援事業における点字図書給付事業、点字・声の広報等発行事業を活用し、一般的な印刷物によって情報を得ることが困難な人のアクセシビリティの向上を図ります。

◇中央図書館の福祉コーナーでは、音声読み上げ機及び拡大読書機を設置し、視覚障がい者及び弱視者が図書館を利用しやすい環境を整備しています。今後地域間でも同様の環境整備に努めています。

施策の方向

(5) 意思疎通支援の充実

現状と課題

障がい者が地域で快適な生活を営むためには、情報が円滑に取得できるとともに、意思表示やコミュニケーションの手段が確保されていることが重要です。

このため、生活に必要な情報が障がいの有無にかかわらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、手話奉仕員の養成、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うなど、意思疎通の困難な障がい者のコミュニケーションを確立していくことが課題と言えます。

具体的な取り組み

◇市は毎年、「手話教室（入門講座・基礎講座）」を実施しており、入門課程・基礎課程の両方を終了された方については、手話奉仕員の登録を行い、手話を必要とする方の力になれるよう努めています。

◇意思疎通を図ることに支障がある障がい者が会議・講演会等への参加、通院・買物など日常生活に必要と認められる用務について手話通訳及び要約筆記を行う者の派遣を行います。



聴覚障がい特別支援学校で展示されている聴覚測定コーナー。専門の先生が聴力の測定や相談に乗り、支援していきます。



聴覚障がい特別支援学校の学習発表会。
近隣中学校との交流もあり、様々なイベントが開催されています。

【用語説明】

- ※1 アクセシビリティ … 様々な製品、建物、サービスへのアクセスしやすさ、接近可能性の度合いを示す言葉です。
- ※2 基幹相談支援センター … 基幹型相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じた相談支援の中核的な役割を担う福祉の総合窓口のことです。
- ※3 広域専門相談員 … 「障害者の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」の中に位置づけられる県の障がい者相談員のことです。市町村だけで対応が難しいケースについて支援を行っていくとしています。（平成28年4月1日より施行予定）
- ※4 ウェブアクセシビリティ … 高齢者や障がい者も含めた誰もが情報を取り扱える柔軟性に富んでおり、アクセスした誰もが同様に情報を共有できる度合いを示す言葉です。
- ※5 磁気ループシステム … 専用のマイクで話した声を磁気に変換し、専用の受信機または対応している補聴器で受信することにより、窓口での会話が聞き取りやすくなるシステムのことです。

聴覚・視覚障がいに関するマーク

聴覚障害者標識



聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。

耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

基本方針5 雇用・就労の促進

概要

障害者雇用促進法の改正により、平成25年4月から法定雇用率（P65 ※1）が民間企業は2.0%、地方公共団体は2.3%に引き上げられており、平成30年4月からは精神障がい者の雇用が義務化されます。

平成25年4月からは障害者優先調達推進法が施行され、行政が買い手となって支援事業所から物品などを購入することになっており、その調達方針を定めています。

また、福祉的就労（就労移行支援、就労継続支援A型、B型）利用者及び特別支援学校を卒業する生徒の数が増加傾向にあることから、ここでは、福祉的就労利用者、一般就労希望者の雇用の場の確保、法律を活用した事業展開、特別支援学校卒業生の卒業後の就労サポートについて述べます。

施策の方向

(1)雇用の場の確保

現状と課題

福祉的就労では、就労継続支援A型の事業所の数及びその事業所に就労している人数が増加傾向にあります。また、障がい者雇用率の引き上げ、社会全体の理解の推進により、一般企業や行政の障がい者雇用は確保されつつあります。

しかし、アンケート結果（P62）からは、「障がいがない人と比べて給料が安い」、「自分のやりたい仕事に就けない」等の意見が挙がっています。

また、障がい者雇用率を達成していない事業所はまだ多くあり、周知していく必要があること、障がい者が一つの企業で安定して勤められる環境を作ること、障がい特性に応じた対応をすることが課題と言えます。

具体的な取り組み

◇ハローワークなど関係機関との共催により、「事業者向け障がい者雇用促進セミナー」や「障がい者合同面接会」を開催し、障がい者の雇用促進と雇用機会の確保に努めます。

◇ハローワーク、商工会議所、就業・生活支援センター（P65 ※2）、就労支援事業所職員等で構成している自立支援協議会就労支援部会（以下「就労支援部会」という。）において情報交換を行い、障がい者就労の場の確保やプライベートブランドの創出ができるよう連携を図っていきます。

◇国の助成金の支給満了後も障がい者を引き続き雇用する事業主に対し、障害者継続雇用奨励金（P65 ※3）を交付し、障がい者雇用の促進と安定を進めます。

◇障がい者が職場の環境、職務、人間関係などに慣れていくよう、また、就業体験先の企業の担当者が障がい者の特性や配慮事項を理解したうえで雇用管理、技術指導等を行っていけるよう、ジョブコーチ（P65 ※4）を職場に派遣し、障がい者支援と事業主支援を一体的に行います。

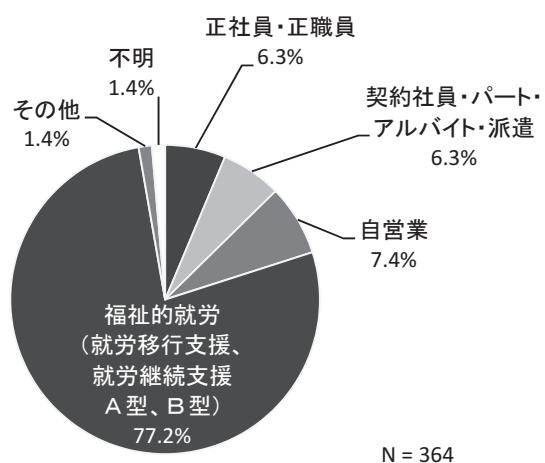
また、本市におけるジョブコーチを増やし、障がい者の就業機会の充実を図ることで障がい者が安定して勤めることができます社会福祉法人等に働きかけを行っていきます。

就労支援事業一覧

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
概要	一般企業等への就職を希望する人に一定期間、就労に必要な訓練を行います。	事業所内において就労します。一般就労に必要な知識・能力が高まった方は、一般就労への移行に向けた支援を行います。	事業所内において就労や生産活動を行います。事業所内での経験を通じて、知識・能力が高まった方は、就労の移行に向けた支援を行います。
利用期限	原則2年間	原則なし	原則なし
雇用契約	雇用契約なし	雇用契約あり	雇用契約なし

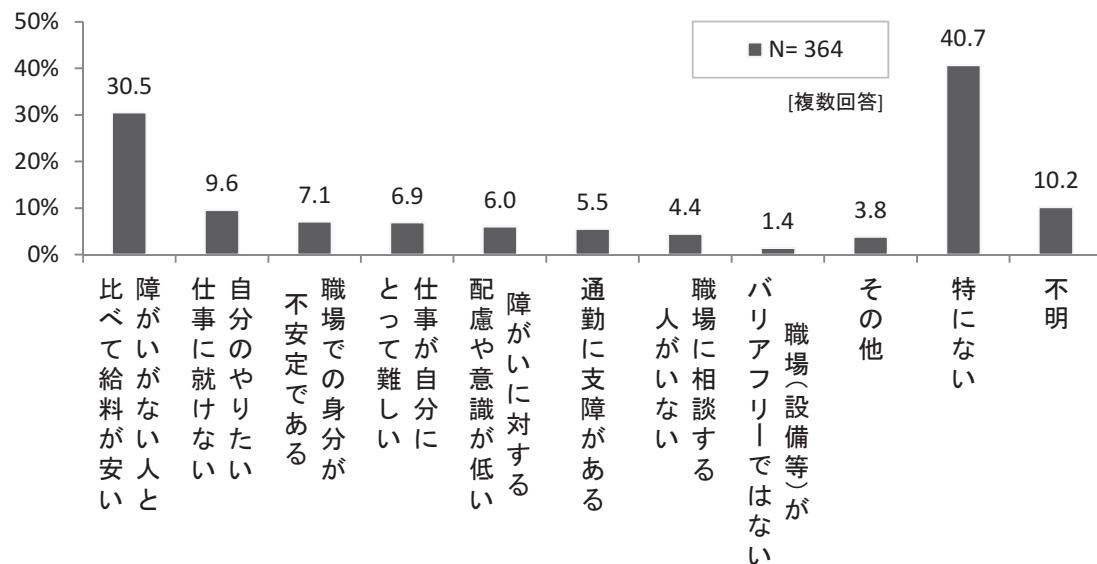
【アンケート】

設問：現在の勤務形態はどれになりますか。



【アンケート】

設問：現在の仕事や職場に対する不満はありますか。



施策の方向

(2)障害者優先調達推進法の活用

現状と課題

平成25年4月、障害者優先調達推進法の制定に伴い、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

これに伴い、市では「高岡市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定し、達成すべき優先調達の目標額の設定をしたことを機に福祉担当課を事務局とした「障がい者就労施設からの物品等の調達推進検討会議」を開催しました。

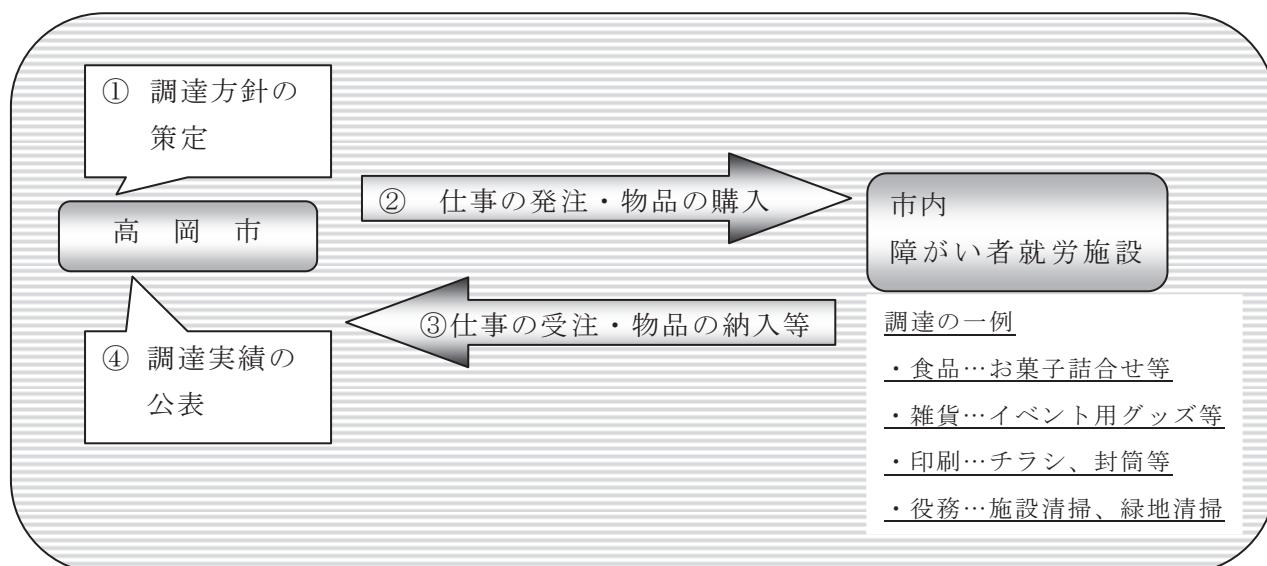
今後は、障がい者就労支援事業所が物品等を作っていることを福祉担当課、関係団体以外にも周知していく必要があります。

具体的な取り組み

◇市では就労支援事業所の物品等をPRする仕組みづくりをし、事業所における新たな受注機会の拡大を図ることが重要と言えます。そのために市内事業所の物品等を掲載したパンフレットの作成を行い、定期的な優先調達の周知及び確保を進めています。

◇市の全部局、小・中学校に対して調達方針の積極的な取り組みを要請し、目標額を達成するだけでなく、定期的な受注把握、周年行事など記念品の発注予定把握等を事務局自ら行い、障がい者の工賃の向上に貢献します。

高岡市における障害者優先調達推進法のフロー図



施策の方向

(3)特別支援学校卒業生の円滑な就労の推進

現状と課題

特別支援学校卒業生の進路は、一般企業、特例子会社、就労事業所等多岐に渡りますが、就労サービス利用者が例年多いのが現状と言えます。

平成27年度より、特に卒業後、就労継続支援B型事業所を希望する場合でも、まず在学中に就労移行支援事業所での就業体験を踏まえ、就労継続支援B型事業を利用することが原則となります。

しかし、教育から福祉への移行の際には障がい者本人、保護者に制度の理解が必要です。

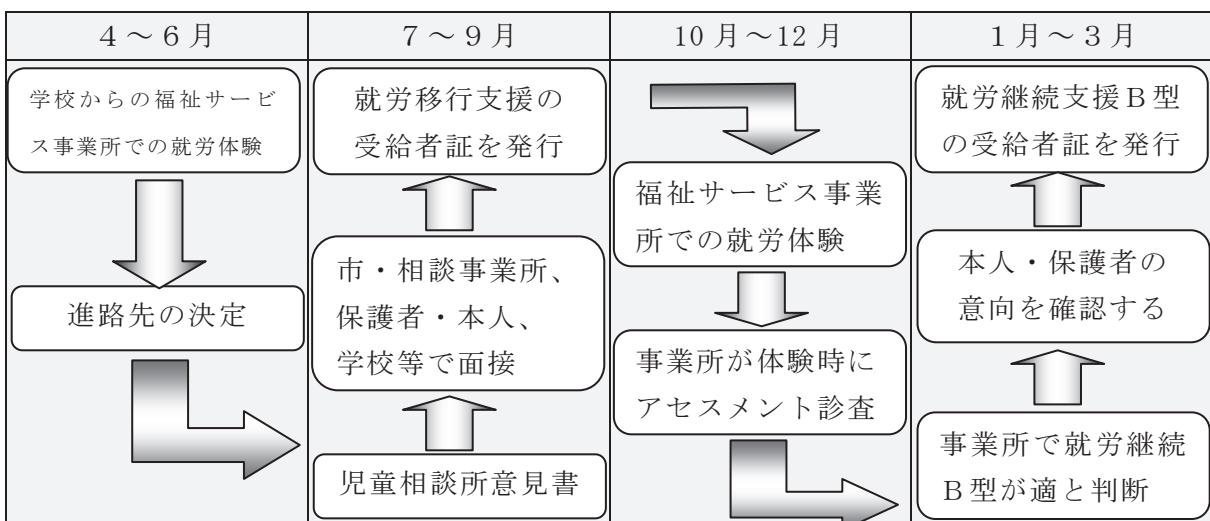
具体的な取り組み

◇就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所を集め、特別支援学校卒業生と保護者を対象に事業所説明会を行い、福祉制度の理解、事業所の周知などの情報提供の場を設けます。

◇福祉サービスにおける教育と福祉の連携を図り、保護者、卒業生本人が事業所を選び、教育から福祉への変化を理解し、自分で就労先を決められるような体制を整備します。

◇特別支援学校の保護者会において、制度の説明を行うことで高校1年生から就労に対する意識を高めてもらえるよう努めます。

特別支援学校高等部3年生が就労継続支援B型を希望する場合のフロー図



児童相談所の意見書は年齢が18歳に到達していない生徒について必要となります。

【用語説明】

※1 法定雇用率 … 障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、一定の割合以上、身体障がい者、知的障がい者を雇用しなければならないこととされています。平成30年4月からは精神障がい者に対しても義務となります。平成20年6月1日現在において、高岡市における民間企業の障がい者雇用状況は1. 66%でしたが、平成26年6月1日現在では1. 82%と上昇傾向にあります。

民間企業	一般の民間企業	2. 0%
	特殊法人等	2. 3%
国及び地方公共団体	国、地方公共団体	2. 3%
	一定の教育委員会	2. 2%

(平成26年4月1日現在)

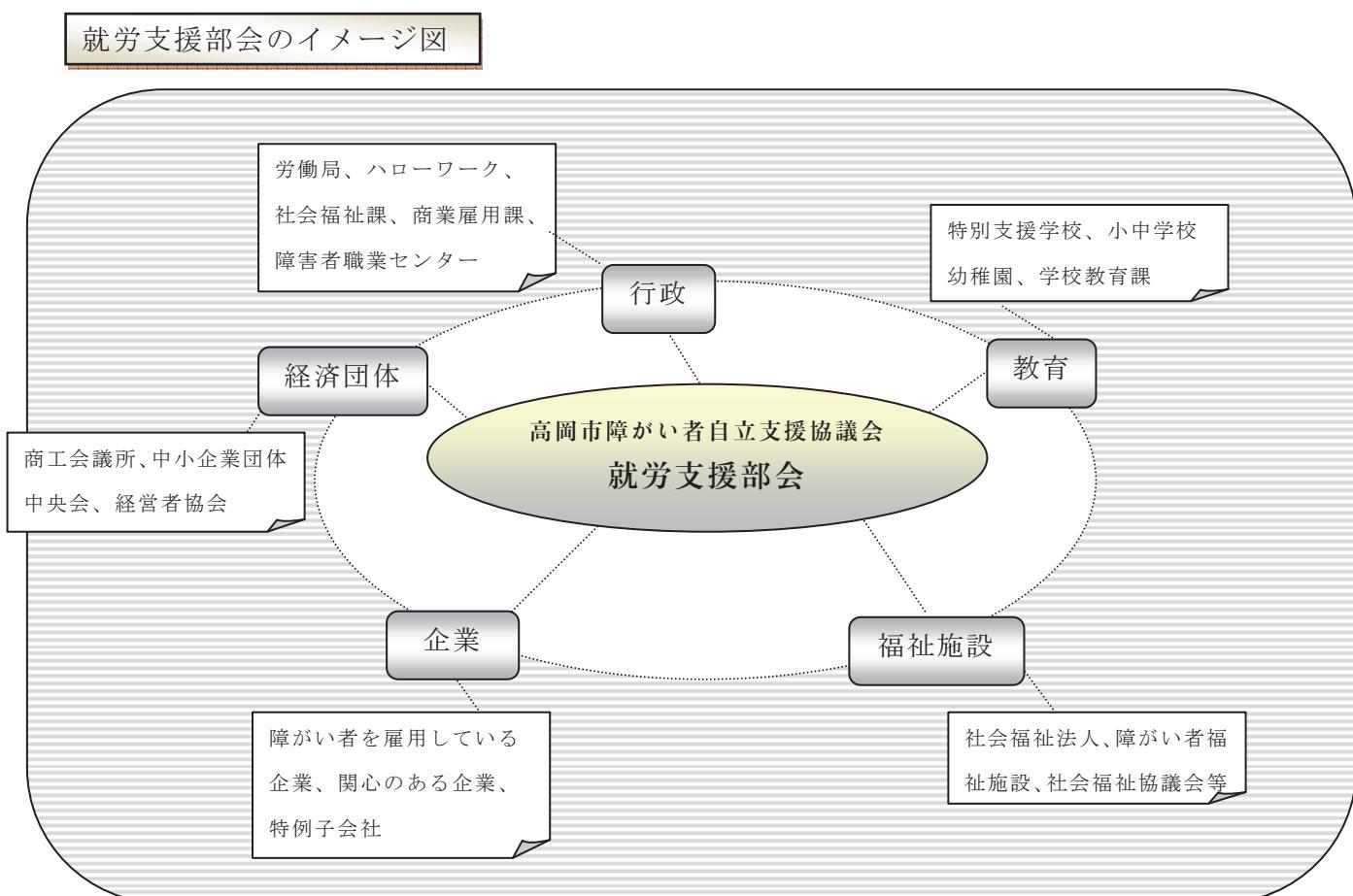
※2 就業・生活支援センター … 就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に実施するセンターのことです。

※3 障害者継続雇用奨励金 … 障がい者雇用の促進と安定を図るため、国の助成金支給満了後も市として障がい者を引き続き常用雇用する事業主に対し、奨励金を交付します。

※4 ジョブコーチ … 障がい者の就労にあたり、その障がい特性などを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援を行う人のことです。



就労支援部会での就労支援事業所見学会の様子。企業の皆さんに障がいの方たちの働いている職場を直接見学していただき、今後の採用に活かしてもらいます。



富山県では障がい者の雇用に積極的に取り組んでいる民間企業を「富山県障害者雇用推進企業（とやま障害者フレンドリー企業）」として認証する制度を行っています。「とやま障害者フレンドリー企業」にふさわしい、障がい者雇用の推進に取り組むことの大切さを表現するシンボルマークです。

市民と市政やパンフレットなどを通じ、「障害者雇用支援月間（毎年9月）」や法定雇用率などの周知に取り組みます。

基本方針6 災害に強いまちづくりの推進

概要

近年、東日本大震災などの大規模災害をはじめ、局地的に多発する風水害などが相次ぎ、障がい者の支援体制を明確にして防災に努める必要があります。

ここでは福祉避難所の設置や避難行動要支援者名簿の整備など現在の支援体制から今後の防災・減災のあり方について明記します。

施策の方向

(1) 福祉避難所の設置・活用による支援

現状と課題

市では平成24年3月に29施設と平成26年10月10日に1施設の計30施設について（障がい者支援施設、老人保健施設、社会福祉協議会等 P69参照）福祉避難所の協定を結び、大規模災害があった時の障がい者の安全確保に努めています。

アンケート結果（P68）からは、災害の備えについて「していない」と回答した人が36.8%に上り、緊急時に近所に救助者は「いない」、「わからない」と回答した人があわせて約6割に達することから災害に対する意識を障がい者自身が強くもち、自助能力を高められるよう働きかけを行っていく必要があります。

今後も障がい者が慣れ親しんだ地域、施設等で安全に避難ができるよう大規模災害等の発生に備え、介助の必要な障がい者のために、バリアフリー化され、介助用のスペースが確保された福祉避難所の更なる整備が求められます。

具体的な取り組み

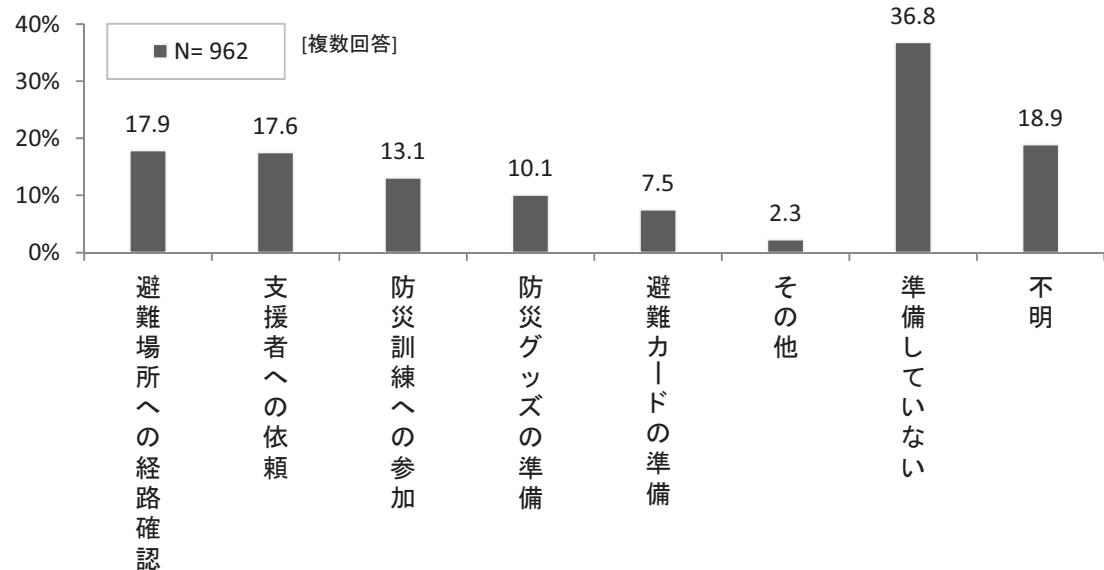
◇福祉避難所の設置箇所の拡大を図るとともに、災害発生時に、介護・医療的ケアなどの支援が円滑に実施できるよう、平常時においても現在指定されている避難所との連携に努めます。

◇防災訓練において福祉避難所の開設を行った際には、障がい者に訓練の参加を促し、実際に災害が起きた時の備えをしっかりと行い、各種訓練内容の充実を図っていきます。また、民生委員・児童委員、自治会等による福祉避難所への誘導が円滑に行われるよう民生委員・児童委員、自治会等と連携していきます。

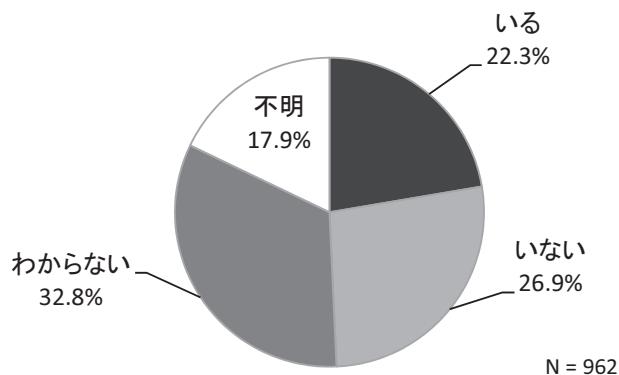
◇市では平成23年の東日本大震災を踏まえ、平成24年に障がい者が大規模な災害の発生に備え何をすべきか、また、どうすれば支援が受けやすいかなどをまとめた災害時避難の手引き（P72 ※1）と、必要最小限の情報を記入する、携帯用の避難カード（P72 ※1）を作成しました。訓練では避難カードを実際に携帯し、障がい特性に応じた支援が行えるようにします。

＝【アンケート】＝

設問：災害への備えを何かしていますか。



設問：緊急時において近所に救助者はいますか。



市内福祉避難所一覧

施設・事業所・学校名	
1	特別養護老人ホームあさひ苑
2	特別養護老人ホーム雨晴苑
3	特別養護老人ホームアルテン赤丸
4	特別養護老人ホーム香野苑
5	特別養護老人ホーム志貴野長生寮
6	特別養護老人ホームだいご苑
7	特別養護老人ホームのむら藤園苑
8	特別養護老人ホームはるかぜ
9	特別養護老人ホームふしき苑
10	特別養護老人ホーム藤園苑
11	特別養護老人ホーム二上万葉苑
12	特別養護老人ホーム鳳鳴苑
13	老人保健施設アルカディア雨晴
14	介護老人保健施設おおぞら
15	介護老人保健施設きぼう
16	老人保健施設さくら苑
17	老人保健施設しきのケアセンター
18	高岡老人保健施設長寿苑
19	介護老人保健施設やすらぎ
20	こまどり支援学校
21	県立高志支援学校高等部こまどり分教室
22	県立高岡聴覚総合支援学校
23	県立高岡支援学校
24	志貴野苑
25	志貴野ホーム
26	かたかご苑
27	ワークスたかおか
28	あしつきふれあいの郷
29	高岡市社会福祉協議会
30	つくしの家といで

(平成27年3月現在)

※1～29は平成24年3月より協定締結、30は平成26年10月に協定締結

施策の方向

(2)避難行動要支援者への防災対策

現状と課題

市では万が一の災害に備えて避難行動要支援者名簿（P72 ※2）を整備しています。要支援者とは地域で生活している高齢者や障がい者等で災害が起きたときに何らかの支援を必要とする人のことです。

「避難行動要支援者名簿」については、災害対策基本法に基づき、要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報が提供されます。

しかし、アンケート結果（P71）からは、3割の人が名簿の登録をしているか分からないと回答していることから制度自体知られていない実態があります。

今後は避難誘導体制の確立に向けて、関係機関・団体等と連携し、さらなる取組を推進し、個人情報に十分留意した上で支援体制の整備を進める必要があります。

具体的な取り組み

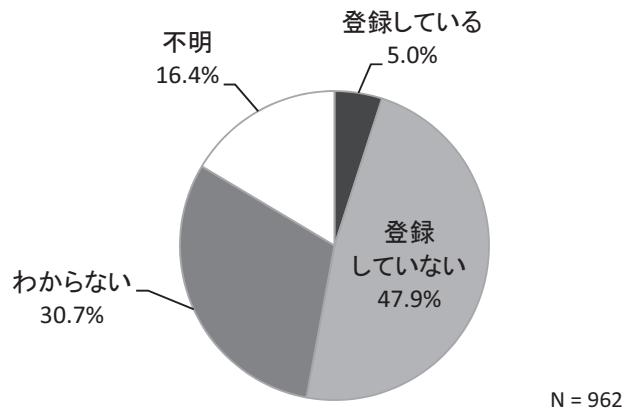
◇風水害などの災害から身を守るには、迅速な避難行動が不可欠であるため、自力で迅速な避難行動を取ることができない障がい者や高齢者などの要配慮者については、共助・公助による避難支援行動を進めていきます。

◇要配慮者の安全確保を図るために要支援者の登録のすすめ、災害時避難の手引き活用のすすめ、避難行動要支援者名簿の提供を通じて地域の自治会や自主防災組織等と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するための取組を引き続き推進し、その制度や支援体制の仕組みについての啓発に努めます。

◇災害発生時において、市が発令する避難準備情報、避難勧告、避難指示等の緊急情報が確実に伝達できるよう、その伝達方法について特に配慮をします。具体的には、防災行政無線や広報車による放送に加え、携帯端末を活用した緊急速報メールなど、各種伝達方法の特性を踏まえた有効な伝達システムの活用を検討していきます。

＝【アンケート】＝

設問：避難行動要支援者名簿の登録はしていますか。



【用語説明】

- ※1 災害時避難の手引・避難カード … 災害が発生した際に障がい者の方が何をすべきか、またどうすれば支援が受けやすいか等について記載された冊子です。避難カードは障がいのある方が事前に障がいの状況や症状などを記載して保持しておくことで災害時に活用することができるカードのことです。
- ※2 避難行動要支援者名簿 … 災害時の避難に際して支援を必要とする方を把握するため、市が災害対策基本法に基づき、作成する名簿です。本名簿は、要配慮者の申出及び自治体が保有する情報に基づき、登載され、個人情報の利用に関する同意の取得状況に応じ、避難支援等関係者との間で名簿情報が共有されます。

避難カード				平成24年4月1日作成	
性別	男	年齢	19歳	生年 月日	平成10年10月10日
住所	高岡市広小路7-50号 高岡アパート101号			電話番号	固有 0368-20-1111 通話 0368-2000-1111
身長	170 cm	体重	60 kg	血型	O・B・AB・O RH + -
洋服 サイズ	M-L-LL-その他()			足の サイズ	26.5 cm
保険証	健康保険共済-その他()			保険証番号	77-7777
手帳	高齢者 福祉手帳	高齢者 福祉手帳	手帳 登録番号	高山病院1111号	
学年				状態	要支援-要介護 1-2-3-4-5
既往歴	既往歴、自閉症、てんかん				
扶助名 一覧					
被災時連絡先 連絡者	高岡 太郎	被災時連絡先 連絡者	高岡 大作		
	高岡市広小路7-50	②	高岡市福岡町大丸22		



自立支援協議会を中心に作成をした「災害時避難の手引き」、「避難カード」。障がい種別に作成を行い、避難訓練等でも活用されています。

「広域避難場所」、「避難場所」のマーク。

基本方針7 差別の解消及び権利擁護の推進

概要

平成25年6月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定に伴い、差別の定義、合理的配慮の考え方、差別事案に対応する体制や具体的な対応手順など、法制度の内容について議論が行われています。今後、国や県と連携し、法制度に基づく取り組みを推進していく必要があります。

ここでは、差別解消の推進、虐待防止の推進、成年後見制度の周知・利用促進及び権利擁護支援の構築について述べます。

施策の方向

(1) 差別解消・権利擁護の推進

現状と課題

障害者差別解消法においては、地方自治体等に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止の法的義務を定めています。

また、富山県においても、差別解消条例を制定し、「富山県障害のある人の相談に関する調整委員会」を設立し、県は市と連携して差別解消に取り組んでいくとしています。

アンケート結果（P74）からは、障がいに対する理解が不足している理由として「障がいを正しく理解されていないから」、「差別や偏見があるから」といった意見が多く挙がっていることから、市は障がい者に対する差別的取扱いの禁止の啓発普及に取り組んでいくことが必要です。

具体的な取り組み

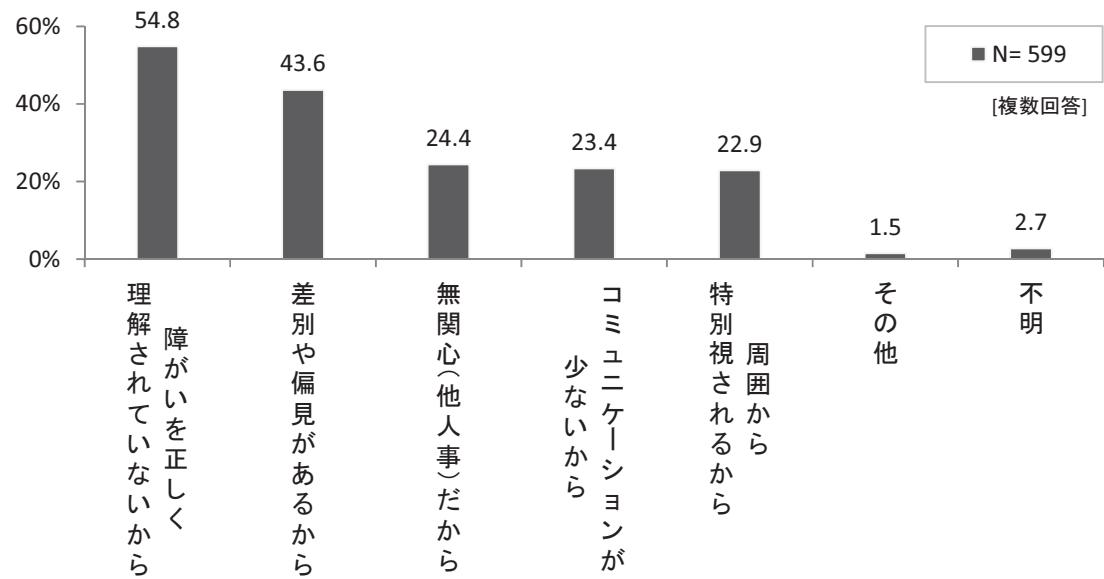
◇市の窓口サービス担当課で組織する「窓口サービス検討会議」を活用し、合理的配慮について検討を行い、窓口対応の向上を図ります。

◇市では自立支援協議会内に当事者部会を設置するなどして、定期的に当事者の声を聞く場を設けます。部会を通して差別解消に対する取り組みに関する方針を示し、障がい者の権利を今まで以上に保障していく体制を整えていきます。

◇人権擁護委員と共に小学生を対象とした「人権教室」を開催し、障がい者等への差別や偏見の根絶に努めます。

＝【アンケート】＝

設問：障がいに対する理解が不足していると思う理由は何だと思いますか。



施策の方向

(2)虐待防止の推進

現状と課題

平成24年10月、障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、市では「障害者虐待防止対策事業実施要綱」を策定しました。そして要綱に基づき、「障がい者虐待防止相談窓口」、「虐待防止相談室」の設置を行いました。

アンケート結果からは、窓口を「知っている」と回答した人は31.4%でした。

今後、障がい者虐待が起こった場合に関係機関との的確かつ迅速に障がい者の安全を確保していくことが重要と言えます。

また虐待通報等がなされていない潜在ケースも明るみにしつつ、様々な虐待ケースに的確に対応することが市に求められています。

具体的な取り組み

◇相談窓口を24時間体制とし、時間外についても対応し、緊急一時保護、立ち入り調査等が必要な場合においての体制の整備を図ります。

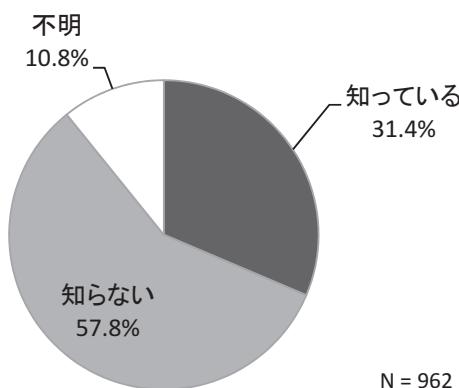
◇障がい者虐待防止ネットワーク会議を開催し、行政、保健、医療、福祉、司法等の学識経験者、専門職で困難事例について協議し、障がい者虐待の防止に向けたネットワークづくりや早期解決及び防止の推進に努めます。

◇虐待を受けた本人だけでなく家族等も精神的なダメージを受けている場合があることから、相談支援機関、医療機関と連携し、虐待を受けた被害者本人及びその家族に対して精神的・心理的ケアを行います。

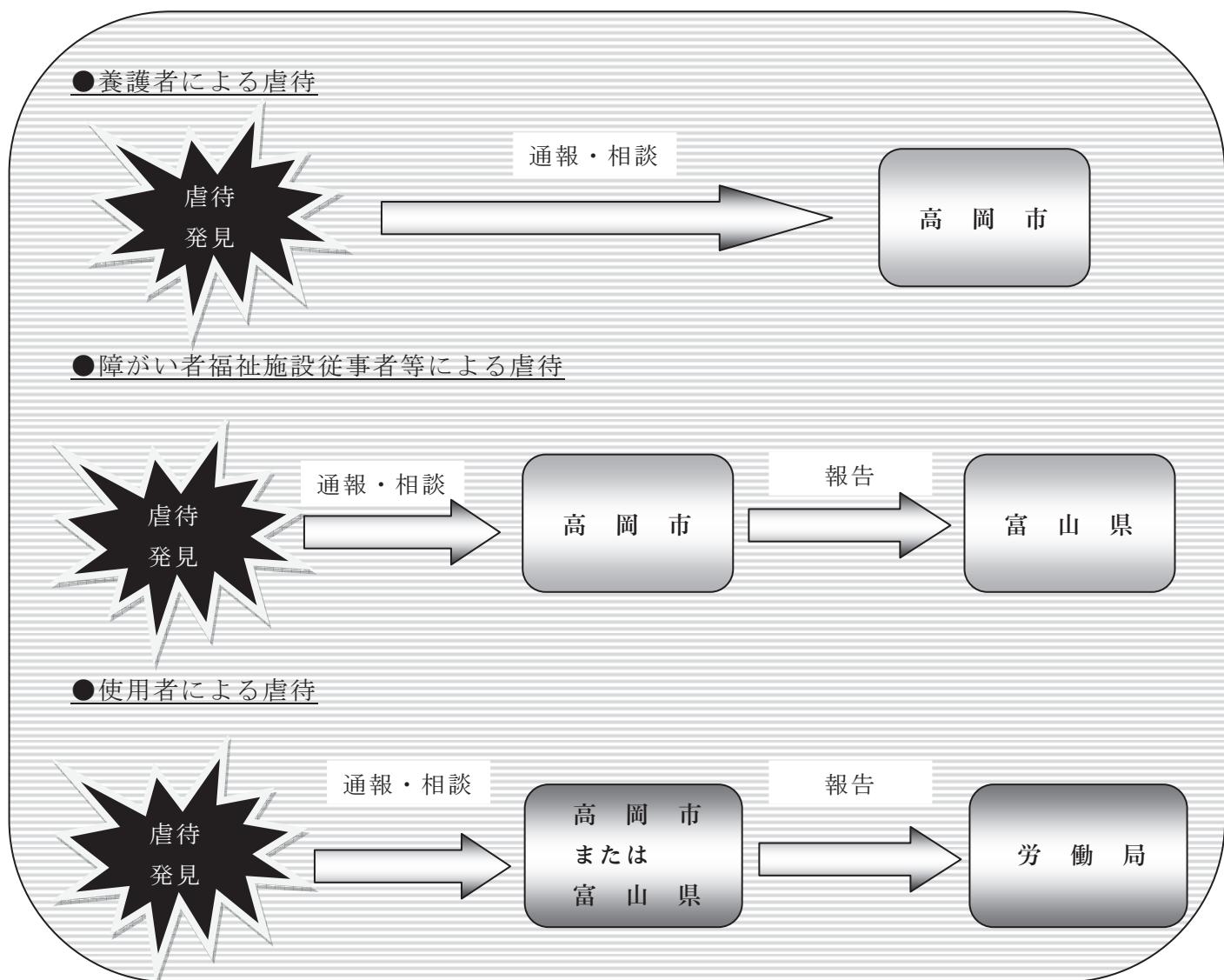
◇障がいのある児童や発達に心配のある児童に対しては、要保護児童対策地域協議会との関係を強化しながら、対応していきます。

— 【アンケート】 —

設問：市に虐待防止相談窓口があることを知っていますか。



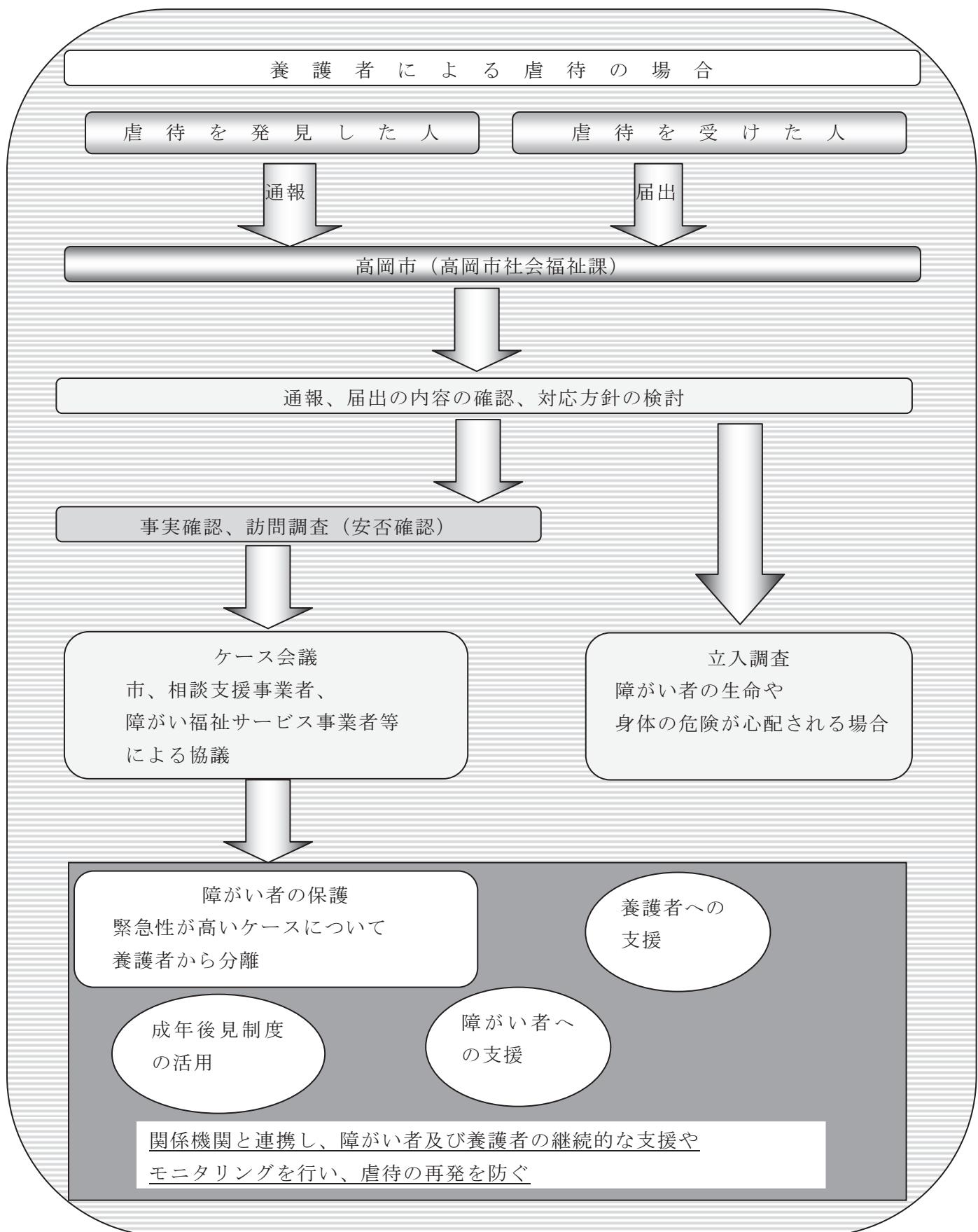
虐待種別による通報スキーム



障がい者虐待の類型

類型	内 容
① 身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
② 心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
③ 性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
④ 放棄・放置	障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①②③の行為と同様の行為の放置等
⑤ 経済的虐待	障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

通報・届出後の対応



施策の方向

(3)成年後見制度の周知・利用促進

現状と課題

成年後見制度は、高齢者や知的障がい者・精神障がい者等判断能力が不十分な人の権利と財産を守る制度です。

市では「高岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を整備し、親族がおらず、後見人の申立をできない人については、市長申立（P80 ※1）による申請を行っています。

アンケート結果（P79）からは、成年後見制度を「全く知らない」、「あまりよく知らない」という人が半数近くいるため、制度の周知が必要と言えます。

具体的な取り組み

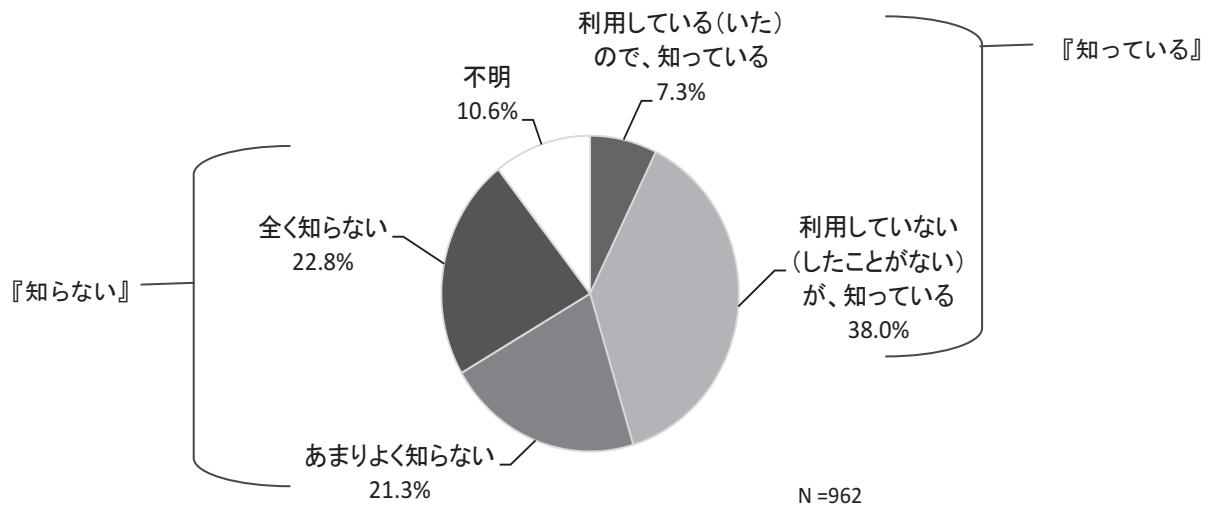
◇市では平成25年度より、「市民後見人養成講座」を実施しており、講座は判断能力が不十分な方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」を養成するものです。障がい者の後見の特徴としては、後見期間が長期に渡り、身上監護では生活全般にわたる支援が必要になることを受講生に学んでいただけるように講座の充実に努めています。

◇市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により、認知症・知的障がい者・精神障がい者等が地域において安心して自立した生活が送れるよう支援します。

◇成年後見制度に関心のある人や利用を検討している人には、司法書士会や行政書士会等が開催する相談会の情報を提供し、利用の促進を図ります。

= 【アンケート】=

設問：成年後見制度を知っていますか。



成年後見制度・日常生活自立支援事業について

成年後見制度		日常生活自立支援事業
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○判断能力が十分でない方の権利を守る、民法に基づいた制度。 ○本人の意思を尊重し、身上監護や財産管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「福祉サービス」の利用援助を基本サービスとして、「日常生活金銭管理サービス」「書類預かりサービス」を組み合わせて利用できる社会福祉法に基づいた制度。
利用対象者	認知症・知的障がい・精神障がい等	認知症・知的障がい・精神障がい等
利用範囲	重要な財産管理や法律行為、療養看護等に関する契約まで支援	日常生活の範囲内における福祉サービスの利用援助、金銭管理
利用の手続き	家庭裁判所への申立て、審判必要	本人と社会福祉協議会との契約

(平成27年3月現在)

【用語説明】

※1 市長申立 … 成年後見制度を利用したくても、申し立てることのできる配偶者や四親等内の親族がおらず、申し立てることができない場合、市長が代わりに家庭裁判所へ申し立てができる制度のことです。



市民後見人養成講座の様子。関心の高さから受講生は定員いっぱいとなっています。

第Ⅲ編

障がい福祉計画



富山県立高岡支援学校生徒作品「本棚」

第1章 計画の基本方針

本障がい福祉計画では、障がいのある人もない人も共に育ち、共に暮らし、共に働く共生社会を目指して、第1期～第3期障がい福祉計画に引き続き、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、10の基本方針を下記のように定め、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援を行い、障がい福祉サービスの総合的な提供、充実を図ります。

また、障がいのある人の地域生活への移行や定着支援を進めるとともに、就労支援に取り組んでいきます。

(1) 必要な訪問系サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、障がいの状態やニーズに応じて適切なサービスを受けられる仕組みが必要です。なかでも、在宅での暮らしを支えるためのサービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、本人及びその家族にとっても欠かすことができません。

家族の支援とこれらのサービスを組み合わせ、障がいのある人がより安心して在宅生活を送れるよう、サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

障がいのある人が自分らしく地域生活を送るためには、日中活動の場も重要な要素であり、その充実を行う必要があります。日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）提供事業所の充実を図ります。

また、障がい支援区分により日中活動系サービスを利用できない障がいのある人に対しては、地域活動支援事業や他の福祉サービスを利用できるようにします。

(3) 施設入所等から地域生活への移行を推進

入所や入院の継続を必要としない障がいのある人が安心して生活できるよう、地域における居住の場の確保がますます重要となってきています。地域住民の方々の理解を得ながら、グループホーム（共同生活援助）等について、開設を図ります。

また、障がいのある人の退院促進のため、保健・医療・福祉等の関係機関が協力してきめ細かな支援を行うため、地域移行支援・地域定着支援を進めます。

第III編 第1章 計画の基本方針

(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

勤労意欲を育み、就労へつなげる就労移行支援事業等を推進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。さらに一般就労後も継続した支援を図っていきます。

また、福祉施設、ハローワーク、特別支援学校、高等特別支援学校、就業・生活支援センター等の関係機関との連携を進め、就労を支援する体制の強化を図ります。

(5) 社会参加の促進

障がいのある人の社会参加を促進するため、ホームヘルパーの増員や福祉ボランティアの養成に努め、外出を支援します。

障がいのある人が余暇を有意義に過ごせるよう、スポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動を支援し、気軽に参加できる環境の整備に努めます。

また、障がいについて市民の理解を深めるため、講座の開催や交流活動等を通して啓発に努めます。

(6) 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送るため、必要な障がい福祉サービスの適切な利用や、様々な悩みに対する相談支援体制の充実を図ることは、非常に重要なことです。現在、市内では、身体障がい・知的障がい・精神障がいの3つの相談支援センターがあり、その利用促進とさらなる周知に努めます。

また、相談支援専門員の養成や指定特定相談支援事業者等の確保を計画的に行い、障がい者にサービス等利用計画が交付されるよう体制の整備を進めます。

(7) 自立支援協議会の充実

障がいのある人への支援体制の整備・強化を図るため、「高岡市障がい者自立支援協議会」で、協議・検討を行い、課題を解決できるよう取り組んでいきます。

さらに協議会では、差別の解消、障害者の虐待防止、成年後見事業といった権利擁護の課題についても協議を行い、支援の質の向上に努めます。

また、障がい福祉計画の各年度における進捗状況の管理、評価等も当協議会で行います。

(8) 災害にも強い「地域力」の強化と高岡あっかり福祉ネット推進事業の活用

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、地域の協力が不可欠です。ご近

所の見守り、あいさつ等の声がけなど、ちょっとしたことでも「つながり」ができ、本人の大きな心の支えとなります。また、様々な機関が関わることで、障がいのある方がSOSを発信した時、困っていても自分で言えない時などに速やかに対応でき、より大きな効果が期待できます。

地域の方の理解・協力を得ながら、市が充実を図る高岡あっかり福祉ネットの活用も行い、地域との連携を深め、見守り支援体制の強化を図ります。

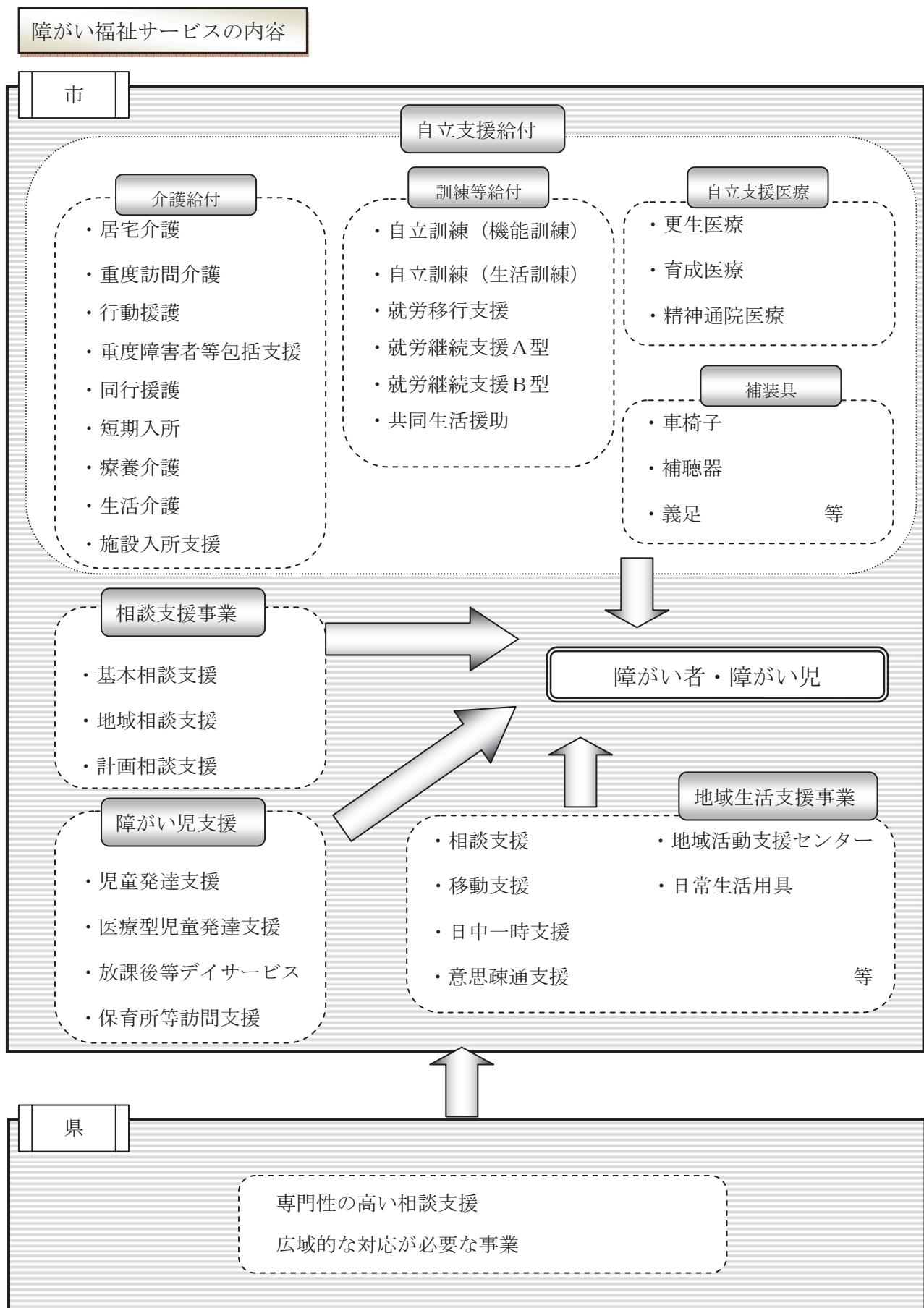
(9) 障がい児支援体制の整備

障がいのある児童については、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況を考慮しつつ、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援の確保に努めます。

また、子育て支援に係る施策、教育との連携、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制をきずな子ども発達支援センターを中心として整備を進めます。

(10) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等については、平成29年度末までに高岡市又は高岡圏域での整備に努めます。



第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

1 策定の趣旨及び位置づけ

本項目では、国が定める基本指針に即して、平成29年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込み量を定めて高岡市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

2 平成29年度までに目指す数値目標

障害者基本法の基本的な理念である

「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され」、「相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現」するため、「地域生活への移行」及び「就労の支援」について、国が定める「基本指針に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「地域生活支援拠点等の整備」等に関する平成29年度における数値目標を定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 平成25年度末時点と比較した施設入所者の減少数

平成29年度末の目標値	9人
-------------	----

目標値設定に 当たっての考え方	下記国指針を踏まえ、平成25年度末時点の高岡市の施設入所者(208人)の4%である9人を施設入所者の減少数として設定。
国指針 (目標値設定に 当たっての指針)	平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

② 平成 25 年度末時点の施設入所者（P89 ※1）のうち、地域生活に移行する者（P89 ※2）の数

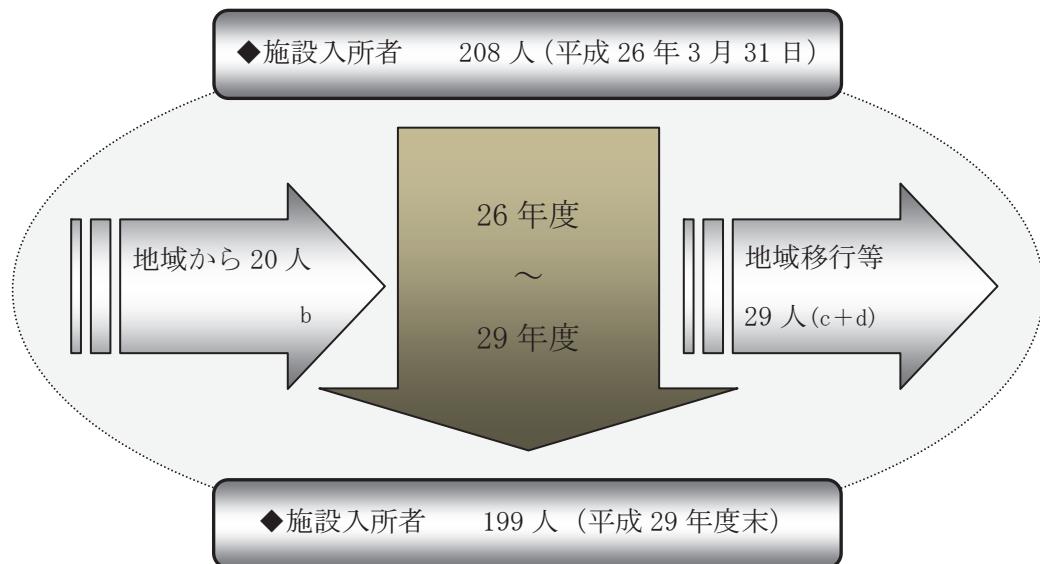
平成 29 年度末の目標値	25 人
---------------	------

目標値設定に 当たっての考え方	下記国指針を踏まえ、平成 25 年度末時点の高岡市の施設入所者（208 人）の 12%である 25 人を地域生活に移行する者の数として設定。
国指針 (目標値設定に 当たっての指針)	平成 29 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することとする。

③ 福祉施設入所者の地域生活への移行（①、②の算出方法）

項目	数値	考え方
【基準値】施設入所者数(a)	208 人	平成 26 年 3 月末の数とする。
新規入所者数(b)	20 人	特別支援学校卒業生の施設入所率から積算した新規入所者見込み数(県の平成 26 年度調査)及び地域からの新規入所者見込み数(過去の実績等を踏まえ積算したもの)を合計した数
地域移行以外の施設退所者数(c)	4 人	長期入院、死亡等による退所者見込み数を過去の実績を踏まえ積算
地域生活移行目標数(d)	25 人	実績を踏まえ、積算
(d) / (a)	12.0%	
差引施設入所者数(e) (a + b - c - d)	199 人	
削減目標数(f) (a - e)	9 人	
(f) / (a)	4.3%	

施設入所者の地域生活移行のイメージ



(2) 福祉施設 (P89 ※3) から一般就労 (P89 ※4) 等への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労する者の数

平成29年度末の目標値	50人
-------------	-----

目標値設定に 当たっての考え方	下記国指針及び過去の実績等を踏まえ、平成24年度の一般就労への移行実績（25人）の2倍である50人を就労移行事業所等を通じて一般就労する者の数として設定。
国指針 (目標値設定に 当たっての指針)	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。 当該目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

※1 施設入所者 … 日中、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）等を受けながら、夜間、障がい者支援施設でケアを受けている者（施設入所支援）。

※2 地域生活に移行する者 … グループホーム、一般住宅等への移行。

※3 福祉施設 … ここでいう福祉施設とは、生活介護施設、自立訓練（機能訓練・生活訓練）施設、就労移行支援施設及び就労継続A型・B型施設のこと。

※4 一般就労 … 一般企業への就職、在宅就労、自ら起業すること。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末の目標値	63人
-------------	-----

目標値設定に 当たっての考え方	下記国指針及び過去の実績等を踏まえ、平成25年度末における利用者数（39人）の約6割増加の63人を就労移行支援事業の利用者数として設定。
国指針（目標値設定に 当たっての指針）	平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割増加すること。

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

平成29年度末の目標値	50.0%
-------------	-------

目標値設定に 当たっての考え方	下記国指針を踏まえ、平成25年度末における市内就労移行支援事業所（4事業所）の5割（2事業所）を就労移行率3割以上にする。
国指針（目標値設定に 当たっての指針）	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末の目標値	1か所
-------------	-----

目標値設定に 当たっての考え方	国の指針を踏まえ設定。
国指針（目標値設定に 当たっての指針）	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、高岡市又は高岡圏域に少なくとも一つを整備。

3 サービス見込み量及びその確保の方策

本計画の基本的考え方や地域生活移行及び就労への移行に関する数値目標を達成するため、障害者総合支援法で規定する障がい福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援）及び地域生活支援事業について、現在の利用者数を基礎としながら、障がい者へのニーズ調査結果（後述「参考資料」参照）、平成24～26年度の実績、地域生活移行による新たなサービス利用者見込数などを勘案し、計画期間及び平成29年度末のサービス見込量を推計します。

（1）障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

訪問系は、在宅で訪問によりサービスを受けるもので、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護及び重度障がい者等包括支援サービスがあります。

(ア) 居宅介護（ホームヘルプ）	居宅でホームヘルパーによる入浴、排せつ又は食事の介護や家事援助等を行います
(イ) 重度訪問介護	重度の肢体不自由者か重度の行動障がいを有するもので常に介護を必要とする人に、身体介護・家事援助に加え、外出時の移動の支援や見守り、コミュニケーション支援等を行います。 ※平成26年4月より重度の行動障がいの有する人にも対象を拡大。
(ウ) 行動援護	行動に著しく困難を有し、常時介護を要する知的・精神障がい児・者が外出する際に、必要な援助を行います。
(エ) 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時において移動に必要な情報の提供、移動の援護を行います。
(オ) 重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、その介護の必要な程度が著しく高い人に、居宅介護等複数の障がい福祉サービスを包括的に行います。

訪問系サービスの利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	79	90	105			
	見込量（計画値）	75	82	89	119	134	148
利用時間数 (時間／月)	実績	833	956	1,099			
	見込量（計画値）	858	928	1,018	1,220	1,360	1,480

実績に対する考察

◇利用者、利用時間数は共に増加傾向にあり、実績は新規利用者が多く、見込量を上回っています。

見込量の考え方

◇利用実績の伸び率を踏まえ、増加を見込みます。また富山県は居宅介護の利用率が最下位であることから現在、制度の普及啓発、県独自で居宅介護研修を行っており、今後利用率が高まるものと想定されます。

◇利用者の伸びや施設入所、精神科病院の長期入院から地域移行する人を含めた新たなサービス利用者の增加分などを見込みます。

◇今後の難病患者等の対象者拡大に伴う家事援助等のサービス利用の增加分を見込みます。

見込量確保の方策

◇居宅介護をはじめとした訪問系サービス全体の制度の周知、制度の変更による対象者の拡大について利用の啓発に努めます。

◇同行援護については、平成23年10月から開始された視覚障がい者のみが利用できるサービスであり、介護保険の対象者も利用できることから周知に努めます。このサービスの従事者は、県の研修を修了することが要件になっていることから、研修の受講をすすめ、担い手の確保に努めます。

◇行動援護については、重度の行動障がいの知的・精神障がい者が対象であることから、対応が難しく、市内は1事業所であるため、今後、事業所に対し、受け入れを働きかけていきます。

② 日中活動系サービス

日中活動系は、日中にサービスを利用するもので、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所サービスがあります。

(ア) 生活介護

常時介護を要する障害のある人に、日中、障がい者支援施設等で入浴、排せつ又は食事の介護などを行なうとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。

生活介護の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	367	363	380	400	420	440
	見込量（計画値）	417	437	457			
利用日数 (人日／月)	実績	6,789	6,716	7,040	7,360	7,680	8,000
	見込量（計画値）	7,420	7,740	8,060			

実績に対する考察

◇利用者数、利用日数は、計画値に達しなかったものの、ニーズは高いため利用は安定してきています。

見込量の考え方

◇今までのサービス利用実績、ニーズ調査結果等を踏まえ、新たに福祉サービスを利用する在宅で障がいのある人のサービス利用者を見込みます。

◇入所施設利用者の方が施設入所支援と併用して日中に利用されるサービスであることからその分の利用者数、利用日数を見込みます。

◇富山型デイサービス事業所が県内全域で増えており、市でも増えていることが予想されることからその增加分も見込みます。

◇特別支援学校卒業生の人数を考慮してサービス量を見込みます。

見込量確保のための方策

- ◇相談支援センター、医療・保健機関等、関係機関と連携を図り、適切なサービスの利用につながるように努めます。
- ◇身近な地域で暮らせる状況を作ることを重点に考え、富山型デイサービス事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等の開設に対し、支援します。また、近隣市町村の事業所とも連携を図り、受け入れの確保に努めます。

(イ) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人を対象に理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等について、一定期間の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。標準利用期間1年6ヶ月です。

自立訓練（機能訓練）の利用実績と見込量

（各年度3月実績、但し26年度は見込み）

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	7	4	1			
	見込量（計画値）	3	3	3	1	1	1
利用日数 (人日／月)	実績	158	78	23			
	見込量（計画値）	20	20	20	23	23	23

実績に対する考察

◇平成24年度に新体系に移行した利用者が、1年6ヶ月（最長2年6ヶ月）の標準利用期間を満了したことに伴い、平成25、26年度と少しずつ利用者数、利用日数共に減少しています。

見込量の考え方

◇現在の利用実績、ニーズ調査結果、利用期間が定められたサービスであることなどを踏まえ、利用者数を見込みます。県内では1事業所のみです。

見込量確保の方策

利用期間が定められていることから、国・県の指導のもと、適切なサービスの利用につながるように努めます。

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい・精神障がいのある人を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための必要な訓練を行います。また、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。標準利用期間は2年間です。

自立訓練（生活訓練）の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	25	24	27	30	33	36
	見込量（計画値）	30	40	50			
利用日数 (人日／月)	実績	177	217	260	300	340	380
	見込量（計画値）	360	480	600			

実績に対する考察

◇就労継続支援と併用している人が多く、利用者数、利用日数ともに増加傾向にあります。

見込量の考え方

◇今までのサービス利用実績、ニーズ調査結果等を踏まえ、新たに福祉サービスを利用する在宅で障がいのある人のサービス利用者数の増を勘案して見込みます。

見込量確保の方策

◇相談支援センター、医療・保健機関等、関係機関とも連携を図り、適切なサービスの利用につながるように努めます。

◇利用期間が定められていることから、国・県の指導のもと、適切なサービスの利用につながるように努めます。

(エ) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。標準利用期間は2年間です。

就労移行支援の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	33	39	40	50	55	63
	見込量（計画値）	40	45	50			
利用日数 (人日／月)	実績	557	643	640	750	825	945
	見込量（計画値）	736	836	936			

実績に対する考察

◇利用期間が定められていることから、利用者数、利用日数ともに目標を下回っています。

見込量の考え方

◇現在までのサービス利用実績、ニーズ調査結果等を踏まえ、新たに福祉サービスを利用する在宅で障がいのある人のサービス利用者の増を勘案して見込みます。

◇特別支援学校高等部に在籍している生徒が卒業後、すぐに就労継続支援B型を利用する際には就労移行支援でアセスメントをすることが義務づけられたため、今後も一定の利用を見込みます。

見込量確保の方策

◇相談支援センター、医療・保健機関等、関係機関とも連携を図り、適切なサービスの利用につながるように努めます。

◇利用期間が定められていることから、国・県の指導のもと、サービスの再利用の検討も行うなど、確保に努めます。

◇職場体験実習、ジョブコーチ支援、トライアル雇用の活用などを行うとともに、ハローワーク等の関係機関との連携を図ります。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

(オ) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

原則として事業所と雇用契約を結んで利用するものです。

就労継続支援（A型）の利用実績と見込量

（各年度3月実績、但し26年度は見込み）

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	48	83	120			
	見込量（計画値）	13	18	20	160	180	200
利用日数 (人日／月)	実績	957	1,681	2,500			
	見込量（計画値）	250	334	367	3,200	3,600	4,000

実績に対する考察

◇平成24年度から26年度にかけて事業所が大幅に増えたことから利用者数、利用日数ともに目標値を大きく上回っています。

見込量の考え方

◇今後も事業所が増え、利用者のニーズも高いことから新たに福祉サービスを利用する在宅で障がいのある人のサービス利用者の増を勘案して見込みます。

見込量確保のための方策

◇相談支援センター、医療・保健機関等、関係機関とも連携を図り、適切なサービスの利用につながるように努めます。

◇現在の利用実績、ニーズ調査結果を踏まえ、利用者数を見込みます。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

(カ) 就労継続支援（B型）

就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待され、かつ、年齢や体力面で雇用されることが困難な障がいのある人に、就労や生産活動の機会を提供します。

就労継続支援（B型）の利用実績と見込量

（各年度3月実績、但し26年度は見込み）

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	297	303	310			
	見込量（計画値）	306	326	346	320	330	340
利用日数 (人日／月)	実績	5,076	5,094	5,120			
	見込量（計画値）	5,232	5,412	5,592	5,150	5,180	5,210

実績に対する考察

◇利用者数、利用日数共に増加傾向にはありますが、この3年間で就労継続支援A型事業所が大幅に増加したことに伴い、就労継続支援B型事業所への利用者数、利用日数の伸びは目標値を下回っています。

見込量の考え方

◇現在までのサービス利用実績、ニーズ調査結果等を踏まえ、新たに福祉サービスを利用する在宅で障がいのある人のサービス利用者の増を勘案して見込みます。

◇特別支援学校を卒業する生徒の利用が想定されることから、毎年度、一定の増加を見込みます。

見込量確保のための方策

◇相談支援センター、医療・保健機関等、関係機関とも連携を図り、適切なサービスの利用につながるように努めます。

◇現在の利用実績、ニーズ調査結果を踏まえ、利用者数を見込みます。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

(キ) 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。

療養介護の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	41	41	40			
	見込量（計画値）	45	45	45	40	40	40

実績に対する考察

◇利用対象者が限定されており、変動もほとんどないため、目標値を下回っています。

見込量の考え方

◇法改正により、平成24年度からやむを得ない理由により障がい児入所施設に入所している18歳以上の障がい者については、療養介護サービスを利用することとなったため、その数を見込みます。

◇医療機関での利用者については、過去の実績を踏まえ、見込みます。

見込量確保のための方策

◇障がい者が入所している障がい児入所施設に、療養介護事業所として引き継ぎ受入れを要請します。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

(ク) 短期入所

障がい者を自宅で介護する人が病気などで介護できない場合や介護者の休息のため、
短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	31	41	50			
	見込量（計画値）	30	32	34	60	70	80
利用日数 (人日／月)	実績	129	183	240			
	見込量（計画値）	129	133	137	300	360	420

実績に対する考察

◇緊急時や家族の休息（レスパイト）を含め、利用を希望する人が多く、利用者数、利用日数ともに目標値を上回っています。

見込量の考え方

◇現在までのサービス利用実績、ニーズ調査結果等を踏まえ、新たに福祉サービスを利用する在宅で障がい者のサービス利用者の増を勘案して見込みます。

見込量確保のための方策

◇相談支援センター、医療・保健機関等、関係機関とも連携を図り、適切なサービスの利用につながるように努めます。

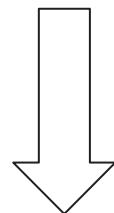
◇富山型福祉サービス推進特区（※）の周知に努め、富山型デイサービス事業所の小規模多機能型居宅介護事業所移行をすすめます。

※富山型福祉サービス推進特区により、小規模多機能型居宅介護事業所において障がい者（児）の受け入れ（短期入所含む）が可能となるとともに、富山型デイサービス事業所の小規模多機能型居宅介護事業所への移行が行いやすくなりました。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

富山型福祉サービス推進特区

	指定小規模多機能型居宅介護事業所			
	通所サービス			宿泊サービス (短期入所)
	生活介護	自立訓練	児童デイ	
障がい児（者）	特区	特区	特区	特区



	指定小規模多機能型居宅介護事業所			
	通所サービス			宿泊サービス (短期入所)
	生活介護	自立訓練	児童発達支援 放課後等デイ	
障がい児（者）	全国展開 (平成 22 年 6 月～)	特区	全国展開 (平成 25 年 10 月～)	全国展開 (平成 23 年 6 月～)

③ 居住系サービス

居住系サービスは、夜間における住まいの場等を提供するサービスで、共同生活援助、施設入所支援があります。

(ア) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【平成26年4月から共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）は一元化されて共同生活援助（グループホーム）になりました。】

共同生活援助の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	73	84	87			
	見込量（計画値）	85	92	99	90	93	96

実績に対する考察

◇利用者数は増加傾向にはありますが、施設・精神科病院にいる人は重度の人が多いため、地域移行がなかなか進まないという実態があり、目標値を下回っています。

見込量の考え方

◇現在までのサービス利用実績、ニーズ調査結果等を踏まえ、施設入所者及び退院可能な精神障がい者の地域移行、在宅からの利用による新たなサービス利用者を勘案して見込みます。

見込量確保の方策

◇相談支援センター、医療・保健機関等、関係機関と連携を図り、適切なサービスの利用につながるように努めます。

◇グループホームの整備にあたっては、市内における建設について、地元住民の理解に努めるとともに、立地条件等の規制緩和や財源の確保について、国・県の継続的な支援を要請していきます。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

◇また、障がい福祉サービスを実施する社会福祉法人又は精神科病院に対し、グループホームの整備を働きかけます。さらに、近隣市町村の事業所とも連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

(イ) 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

施設入所支援の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	223	208	206			
	見込量（計画値）	222	209	207	204	202	199

実績に対する考察

◇実績は目標値に近い数字で推移しており、施設からの地域移行は進んでいると言えます。

見込量の考え方

◇施設入所者の地域移行を推進し、平成29年度末までに平成26年3月31日現在の施設入所者数（208人）の約4パーセント（9人）を削減します。

◇長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められていますが、現入所者に加え、ニーズも相当数あることから、適切なケアマネジメントに基づき、真に入所を必要とする方を勘案して見込みます。

見込量確保のための方策

◇地域移行の受け皿となる、居宅介護等在宅サービスの充実や、グループホームの居住系サービスの充実を図る一方、入所が必要な人の入所支援を行います。

◇適切なケアマネジメントにより、居住の場として真に施設入所が必要な人の支援に努めます。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

④ 相談支援

相談支援は、サービスを利用する人の生活をよりよくするためのものであり、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

(ア) 計画相談支援

サービスを全ての人に対し、適切に利用できるよう、サービス等利用計画（児童は利用支援計画と言います）の作成や利用に関する相談、連絡調整などの支援を行います。

計画相談支援の利用実績と見込量

（各年度3月実績、但し26年度は見込み）

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	29	133	95			
	見込量（計画値）	14	112	225	127	160	192

実績に対する考察

△利用者数は計画作成が3年に一度の施設入所支援、共同生活援助、療養介護をはじめとして法改正等による対象者の拡大によって変動があり、目標値を下回っている年度があります。

見込量の考え方

△国・県の考え方を踏まえ、サービス及び地域相談支援の利用者すべてを対象として見込みます。平成25年度から平成26年度の伸びを算出して平成29年度までの伸び率を算出します。

見込量確保のための方策

△県で行われる相談支援専門員の研修受講を促し、地域相談支援体制の整備、充実を図っていきます。

△発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病の方、さらには障がい者手帳を取得していない方、触法障がい者への相談支援のあり方などの研究を進めるとともに、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制の構築に努めます。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

(イ) 地域移行支援

施設や病院から退所・退院する障がい者に対し、居住の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談その他地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

地域移行支援の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	1	1	1			
	見込量（計画値）	6	6	6	2	2	2

実績に対する考察

◇平成24年度からのサービスであり、利用者数は実際に地域移行している人の中でも地域移行支援サービスを利用していない人もいることから目標値を下回っています。

見込量の考え方

◇各年度の地域生活移行者数を基本に精神科病院退院者分を追加したものを勘案して見込みます。

見込量確保の方策

◇相談支援センター、医療・保健機関等、関係機関と連携を図り、適切なサービスの利用につながるように努めます。

◇市内には地域移行支援・地域定着支援事業の指定を受けている事業所が少ないことから事業所に指定を受けていただくよう促します。

◇精神科病院等に福祉の制度の周知を行い、地域移行支援サービスを利用していただくよう周知に努めます。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

(ウ) 地域定着支援

在宅の単身者、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人、入所施設・病院からの退所・退院者、地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい者の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

地域定着支援の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	0	0	1			
	見込量（計画値）	1	7	7	4	4	4

実績に対する考察

◇平成24年度からのサービスであり、利用者数は実際に病院等から地域に移行した人の中でも地域定着支援サービスを利用していない人もいることから目標値を下回っています。

見込量の考え方

◇各年度の地域生活移行者数を基本に、精神科病院退院者分を追加したもの（グループホーム入居者を除く）を勘案して見込みます。

◇地域における単身の障がい者や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障がい者の人数等も勘案します。

見込量確保のための方策

◇相談支援センター、医療・保健機関等、関係機関と連携を図り、適切なサービスの利用につながるように努めます。

◇市内には地域移行支援・地域定着支援事業の指定事業所が少ないとから、事業所の増加に努めます。

◇精神科病院等に福祉の制度の周知を行い、地域定着支援サービスを利用するよう周知に努めます。

⑤ 児童福祉法によるサービス（新規）

平成24年4月から児童福祉法改正により、児童のサービスについても計画策定に盛り込みます。主に児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援サービスがあります。

(ア) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

児童発達支援の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	87	99	110			
	見込量（計画値）				120	130	140
利用時間数 (時間／月)	実績	535	537	590			
	見込量（計画値）				640	690	740

見込量の考え方

◇利用者数、利用日数共に平成24年度から平成26年度の3年間において増加傾向にあり、地域における児童の数、現在利用している児童の数、ニーズ等を勘案して見込みます。

見込量確保のための方策

◇市内に児童発達支援の指定を受けている事業所が少ないとから必要な人がサービスを受けられるよう、確保を図ります。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

(イ) 放課後等デイサービス

授業の終了後、又は学校休業日に事業所に通い、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

放課後等デイサービスの利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	39	52	60			
	見込量（計画値）				72	82	92
利用時間数 (時間／月)	実績	241	393	500			
	見込量（計画値）				600	700	800

見込量の考え方

◇利用者数、利用日数共に平成24年度から平成26年度の3年間において増加傾向にあり、地域における児童の数、現在利用している児童の数、ニーズ等を勘案して見込みます。

見込量確保のための方策

◇市内に児童発達支援の指定を受けている事業所が少ないとから必要な人がサービスを受けられるよう、確保を図ります。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

(ウ) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、児童に対して、他の児童との集団生活への適応のために専門的な支援、その他必要な支援を行います。

保育所等訪問支援の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	4	2	4			
	見込量（計画値）				6	8	10
利用時間数 (時間／月)	実績	8	4	8			
	見込量（計画値）				12	16	20

見込量の考え方

◇平成24年4月からのサービスであり、現在、きずな子ども発達支援センターが行っている訪問支援、保護者のニーズ等を勘案して見込みます。

見込量確保のための方策

◇実際の保護者のニーズ、保育園のニーズを反映して専門的支援ができるよう、センターと連携を図りながら、サービスを提供できるように努めます。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

(エ) 医療型児童発達支援

肢体不自由がある障がい児に児童発達支援及び治療、その他必要な支援を行います。

医療型児童発達支援の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	12	8	10			
	見込量（計画値）				10	10	10
利用時間数 (時間／月)	実績	109	82	95			
	見込量（計画値）				95	95	95

見込量の考え方

◇利用者数、利用日数共に平成24年度から平成26年度の過去3年間を踏まえ、児童の数、現在利用している児童の数、ニーズ等を勘案して見込みます。

見込量確保のための方策

◇市内で利用ができる事業所は1か所、県全体でも2ヶ所であるが、安定してサービスが提供できる環境を整備していきます。

◇実際のニーズに応じたサービスを利用できるように努めます。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

(才) 障がい児相談支援

指定特定相談支援事業者が、障がい児通所支援サービスを利用する方について、心身の状態や置かれている環境、サービスの利用に関する意向を聞きながら、相談、連絡調整などを行います。

障がい児相談支援の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／月)	実績	6	47	49			
	見込量（計画値）				51	54	56

見込量の考え方

◇相談支援（計画相談支援）に準じ、障がい児通所支授受給者数の伸び率をもとに、利用児童数を見込みます。平成25年度から平成26年度の伸びを算出して平成29年度までの伸び率を算出します。

見込量確保のための方策

◇県で行われる相談支援専門員の研修受講を促し、地域相談支援体制の整備、充実を図っていきます。

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障がい者やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や福祉サービス利用に必要な支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関への紹介などを行います。

相談支援事業の実施箇所数と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施 箇所数	実績	3	3	3			
	見込量（計画値）	3	3	3	3	3	4

実績に対する考察

◇現在、「高岡市ふれあい福祉センター」及びその同一敷地内に身体・知的・精神の相談支援センターを3ヶ所設置し、対応しています。

見込量の考え方

◇相談件数の増加が今後も見込まれ、更に重度化・高齢化・重複化に対応しなければならないことから相談支援センターの新たな設置を見込みます。

見込量確保のための方策

◇相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うこととする「基幹相談支援センター」の設置を検討します。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の市長申立てに要する経費及び市長申立て後の後見人等の報酬の全部または一部を助成し、関係機関と連携を取りながら必要な支援を行っていきます。

成年後見制度利用支援事業の利用者数と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人/年)	実績	0	0	1	/	/	/
	見込量(計画値)	1	1	1	3	3	3

実績に対する考察

◇平成26年2月から後見人の報酬も対象となり、実績があることから目標値を達成しています。

見込量の考え方

◇平成24年度からの新規事業であり、相談も増えていることから利用の増加が見込まれます。

見込量確保のための方策

◇制度の周知と利用の啓発を推進するとともに、関係機関と連携し、身寄りがない等の理由で成年後見制度の申立てができないときに、市長が申立てを行うなど、必要な支援を行います。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

③ 意思疎通支援事業

市内に在住で聴覚障がい又は音声・言語機能の障がいのため、意思疎通に支障がある人等に、他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

手話通訳者の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／年)	実績	103	91	100	/	/	/
	見込量（計画値）	190	200	210	105	110	115

要約筆記者の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／年)	実績	25	14	18	/	/	/
	見込量（計画値）	3	4	5	19	20	21

実績に対する考察

- ◇手話通訳者派遣事業については、講演等での利用が増えていますが、市内の手話通訳者の少なさ、利用する人が限定的であることから目標値を下回っています。
- ◇要約筆記者派遣事業については、聴覚障がい者が教室等での派遣を希望されたことにより、目標値を上回っており、周知されてきた結果と考えられます。

見込量の考え方

- ◇聴覚障がい者等の社会参加により、手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼の増加を見込みます。

見込量確保の方策

- ◇様々な機会をとらえ、サービス利用の啓発に努めます。
- ◇県の研修参加を促し、手話通訳者及び要約筆記者を確保していきます。

④ 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や杖、ストマ装具等の日常生活用具を給付・貸与します。

日常生活用具給付等事業の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

介護・訓練支援用具		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／年)	実績	9	4	6			
	見込量(計画値)	10	10	10	6	6	6
自立生活支援用具		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／年)	実績	15	13	13			
	見込量(計画値)	16	16	16	13	13	13
在宅療護等支援用具		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／年)	実績	13	12	11			
	見込量(計画値)	10	11	12	11	11	11
情報・意思疎通支援用具		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／年)	実績	24	42	34			
	見込量(計画値)	26	26	26	34	34	34
排せつ管理支援用具		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／年)	実績	4,220	4,362	4,450			
	見込量(計画値)	4,603	4,803	5,003	4,500	4,500	4,500
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／年)	実績	11	4	7			
	見込量(計画値)	10	10	10	10	10	10

実績に対する考察

- ◇排せつ管理支援用具（ストマ）については、医療の発達に伴い、伸びが安定しており、目標値を下回っています。
- ◇他のサービスについては、計画見込量に近い数字で推移しています。

見込量の考え方

- ◇現在の利用状況を踏まえ、ニーズ調査結果を勘案し、増加を見込みます。

見込量確保の方策

- ◇継続して実施し、利用の促進を図るため、制度の一層の周知に努めます。
- ◇医療・保健機関等、関係機関とも連携を図り、適切なサービス利用に努めます。

⑤ 移動支援事業

一人で外出が難しい障がい者に、地域生活で必要な外出や余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。

移動支援事業の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／年)	実績	72	102	96			
	見込量（計画値）	37	39	41	105	115	125
利用時間 (時間／年)	実績	232	431.5	500			
	見込量（計画値）	273	288	303	550	600	650

実績に対する考察

- ◇障がい者の社会参加が促進され、利用者数・利用時間共に増加しています。

見込量の考え方

- ◇障がい者の外出を支援するサービスであり、ニーズの高さを踏まえ、身体・知的・精神障がい者の今後一層の増加が見込まれます。

見込量確保の方策

- ◇相談支援事業者、医療機関等と連携し、適切なサービスの利用につなげるよう努めます。
- ◇一層のサービスの利用について、啓発に努めます。

⑥ 地域活動支援センター事業

創意的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う通所施設として、障がい者の地域生活を支援します。

また、障がいに対する理解促進を図るための啓発活動や、障がい者の仲間との交流、離職後の日中活動などの場としても活用します。

市には現在、I型が2事業所、III型が1事業所あります。

I型 …相談支援事業に加え、専門職員による医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

III型 …小規模作業所として運営実績5年以上の施設で基礎的事業を主として行います。

地域活動支援センター事業の利用実績と見込量

(各年度3月実績、但し26年度は見込み)

		3期 利用実績			4期 見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人／年)	実績	13,878	13,684	15,000			
	見込量（計画値）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
実施 箇所数	実績	3	3	3			
	見込量（計画値）	3	3	3	3	3	3

実績に対する考察

- ◇地域活動支援センターにおける利用者数は増加傾向にあります。

見込量の考え方

- ◇現在の利用状況及びニーズ調査結果を踏まえ、今後の利用者の増加を見込みます。

見込量確保の方策

- ◇地域活動支援センター I型 2か所とIII型 1か所の計3か所を配置しており、創作活動や自立生活を支援するための活動など内容の充実を図ります。
- ◇相談支援センター、医療機関等、地域の関係機関と連携し、利用者の拡大に努めます。

(7) その他の地域生活支援事業

次の事業も本市の地域生活支援事業として実施します。

(ア) 訪問入浴サービス事業	デイサービスが困難な重度身体障がい者の地域生活を支援するため、浴槽を持込み、居宅で入浴サービスを提供します。
(イ) 更生訓練費給付事業	就労移行支援、自立訓練を利用する人の訓練に要する費用の一部を支給します。
(ウ) 生活支援事業	障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等やボランティア活動の体験等を行う場合に支援を行います。
(エ) 日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行います。
(オ) 社会参加促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 スポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、各種教室を開催します。 ・ 点字・声の広報等発行事業 文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳等による広報等を発行します。 ・ 手話通訳者養成事業 手話通訳者（ボランティア）を養成し、聴覚障がい者等と健聴者の円滑なコミュニケーションを図ります。 ・ 自動車運転免許取得助成事業 身体障がい者が自動車運転免許を取得する際に、費用の一部を助成します。 ・ 自動車改造費助成事業 身体障がい者が自ら運転できるよう自動車を改造する際に、費用の一部を助成します。

第III編 第2章 必要なサービス量の見込み及び見込み量確保の考え方

(3) 障がい福祉サービスの見込み量（平成27年度～平成29年度）

サービス区分		単位	27年度	28年度	29年度
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障者等包括援護	利用者(月)	119人	134人	148人
		利用時間(月)	1,220時間	1,360時間	1,480時間
日中活動系	①生活介護	利用者(月)	400人	420人	440人
		利用日数(月)	7,360日	7,680日	8,000日
	②自立訓練 (機能訓練)	利用者(月)	1人	1人	1人
		利用日数(月)	23日	23日	23日
	③自立訓練 (生活訓練)	利用者(月)	30人	33人	36人
		利用日数(月)	300日	340日	380日
	④就労移行支援	利用者(月)	50人	55人	63人
		利用日数(月)	750日	825日	945日
	⑤就労継続支援 (A型)	利用者(月)	160人	180人	200人
		利用日数(月)	3,200日	3,600日	4,000日
居住系	⑥就労継続支援 (B型)	利用者(月)	320人	330人	340人
		利用日数(月)	5,150日	5,180日	5,210日
相談支援	⑦療養介護	利用者(月)	40人	40人	40人
	⑧短期入所 (ショートステイ)	利用者(月)	60人	70人	80人
		利用日数(月)	300日	360日	420日
児童サービス	①共同生活援助（グループホーム）	利用者(月)	90人	93人	96人
	②施設入所支援	利用者(月)	204人	202人	199人
	①相談支援(サービス利用計画作成)	利用者(月)	127人	160人	192人
	②地域移行支援	利用者(月)	2人	2人	2人
	③地域定着支援	利用者(月)	4人	4人	4人
地域生活支援事業	①児童発達支援	利用者(月)	120人	130人	140人
	②放課後等デイサービス	利用者(月)	72人	82人	92人
	③保育所等訪問支援	利用者(月)	6人	8人	10人
	④医療型児童発達支援	利用者(月)	10人	10人	10人
	⑤障がい児相談支援	利用者(月)	51人	54人	56人
地域生活支援事業	①相談支援事業	実施事業所	3箇所	3箇所	4箇所
	②成年後見制度利用支援事業	利用者(年間)	3人	3人	3人
	③意思疎通支援事業	手話通訳利用者(年間)	105人	110人	115人
		要約筆記利用者(年間)	19人	20人	21人
	④日常生活用具給付等事業	介護訓練(年間)	6件	6件	6件
		自立支援(年間)	13件	13件	13件
		在宅療養等(年間)	11件	11件	11件
		情報・意思疎通(年間)	34件	34件	34件
		排泄管理(年間)	4,500件	4,500件	4,500件
		住宅改修(年間)	10件	10件	10件
⑤移動支援事業	利用者(年間)	105人	115人	125人	
	利用時間(年間)	550時間	600時間	650時間	
⑥地域活動支援センター事業	利用者数(年間)	20,000人	20,000人	20,000人	
	実施事業所	3箇所	3箇所	3箇所	

第IV編

計画の推進と進行管理



富山県立高岡支援学校生徒作品「立山想」

第1章 計画の推進に向けて

I 障がい福祉に関する行政等の体制の整備

障がい福祉施策の総合的な推進のために、保健・福祉・教育・雇用・まちづくりなど、市の関係部署の連携を強化します。

また、雇用関係機関や教育関係機関、福祉関係機関等との連携を強化します。

II 自立支援協議会との連携強化

①自立支援協議会の構成

市では「高岡市障がい者自立支援協議会」を設置しています。この協議会では個別ケースにおける問題等について協議を行う「定例会」、障がい福祉に関する様々な課題等の協議調整を行う「運営会議」、就労、児童、生活支援について協議を行う「就労支援部会」、「障がい児部会」、「生活支援部会」及び市の障害者施策全般について協議を行う「全体会議」で構成されています。

②自立支援協議会との連携強化

自立支援協議会において把握された地域の課題やニーズ等を踏まえ、相互に協力・連携し、この計画の進捗状況の管理、評価等を行い、障がい者福祉施策を推進します。

III P D C A サイクルの実施

「P D C A サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（P l a n）」「実行（D o）」「評価（C h e c k）」「改善（A c t）」のプロセスの順に実施していくプロセスです。

業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへ繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

計画（P l a n）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（D o）	計画に基づき活動を実行する
評価（C h e c k）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（A c t）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする



第V編

参考資料



富山県立高岡支援学校生徒作品「獰猛な熊」

「高岡市障がい者基本計画」・「第4期 障がい福祉計画」のためのニーズ調査報告

I 調査の概要

1 目的

高岡市障がい者基本計画・第4期高岡市障がい福祉計画の策定にあたり、障がい者本人及びご家族の方々の現状、要望等をアンケート調査により把握する。そして、アンケート調査結果を踏まえ、様々な福祉サービスの目標値を設定し、本市の新たな障がい福祉施策に反映することを目的として実施する。

2 対象者

- (1) 障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付）利用者
- (2) 地域生活支援事業（意思疎通支援、日常生活用具給付、日中一時支援、訪問入浴、移動支援、住宅改修）利用者、補装具給付利用者 ※(2)については、(1)または(3)との重複利用者を除く
- (3) 障がい児通所支援事業利用者
- (4) 難病患者

3 調査方法

- (1)・(3)：対象施設・事業所にて利用者にヒアリング調査または配布、施設・事業所にて回収、もしくは郵送による回収
- (2)：郵送による配布・回収
- (4)：家族会にて配布、郵送により回収

4 調査期間

期間：平成26年7月9日～8月8日（基準日：平成26年7月1日）

5 配布数・回収数・回収率

配布数：1,618 回収数：962 回収率：59.5%

6 回収結果

上段:人 下段: %	全 体	(1) 障がい福祉 サービス 利用者	(2) 地域生活 支援事業 利用者	(3) 障がい児 通所支援事業 利用者	(4) 難病患者
回収結果	962 100.0	644 66.9	276 28.7	28 2.9	14 1.5

〔集計表中の用語説明〕

N =回答者数

M.T. =複数回答を可とした設問において、回答数の合計をNで割った比率

NA =無回答者の比率

II 調査結果

1 調査対象のご本人について

(1) 性別

上段:人 下段:%	性別			
	回答者数	男性	女性	不明
全 体	962 100.0	571 59.4	379 39.4	12 1.2
(1)障がい福祉 サービス利用者	644 100.0	397 61.6	242 37.6	5 0.8
(2)地域生活 支援事業利用者	276 100.0	153 55.4	117 42.4	6 2.2
(3)障がい児通所 支援事業利用者	28 100.0	14 50.0	13 46.4	1 3.6
(4)難病患者	14 100.0	7 50.0	7 50.0	-

(2) 年齢

上段:人 下段:%	年齢(平成26年4月1日現在)								
	回答者数	0~17歳	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	不明
全 体	962 100.0	24 2.5	145 15.1	148 15.4	152 15.8	121 12.6	77 8.0	280 29.1	15 1.6
(1)障がい福祉 サービス利用者	644 100.0	2 0.3	136 21.1	142 22.0	140 21.7	102 15.8	51 7.9	64 9.9	7 1.1
(2)地域生活 支援事業利用者	276 100.0	8 2.9	4 1.4	1 0.4	12 4.3	17 6.2	26 9.4	200 72.5	8 2.9
(3)障がい児通所 支援事業利用者	28 100.0	14 50.0	5 17.9	5 17.9	- -	1 3.6	- -	3 10.7	- -
(4)難病患者	14 100.0	- -	- -	- -	- -	1 7.1	- -	13 92.9	- -
身体手帳	395 100.0	8 2.0	10 2.5	22 5.6	30 7.6	46 11.6	48 12.2	223 56.5	8 2.0
療育手帳	309 100.0	8 2.6	105 34.0	77 24.9	59 19.1	28 9.1	15 4.9	12 3.9	5 1.6
精神手帳	102 100.0	- -	8 7.8	29 28.4	25 24.5	21 20.6	7 6.9	12 11.8	- -
複数持所	107 100.0	6 5.6	16 15.0	13 12.1	30 28.0	20 18.7	6 5.6	16 15.0	- -
不持所	32 100.0	1 3.1	3 9.4	6 18.8	3 9.4	5 15.6	- -	14 43.8	- -

(3) -1-a 所持する障がい者手帳等 *問3を複数回答のまま集計

上段:人 下段:%	所持する障がい者手帳等															
	回答者数	1 身級身体障がい者手帳	2 身級身体障がい者手帳	3 身級身体障がい者手帳	4 身級身体障がい者手帳	5 身級身体障がい者手帳	6 身級身体障がい者手帳	療育手帳A	療育手帳B	保健精神福祉が手い帳者1級	保健精神福祉が手い帳者2級	保健精神福祉が手い帳者3級	持つがいい者手帳は	身級数障がない者手帳	不明	
[複数回答]																
全 体	962 100.0	134 13.9	96 10.0	55 5.7	160 16.6	12 1.2	22 2.3	241 25.1	160 16.6	14 1.5	83 8.6	28 2.9	32 3.3	18 1.9	17 1.8	
対象者別	(1) 障がい福祉サービス利用者	644 100.0	85 13.2	58 9.0	19 3.0	26 4.0	7 1.1	5 0.8	228 35.4	154 23.9	14 2.2	79 12.3	27 4.2	19 3.0	6 0.9	13 2.0
	(2) 地域生活支援事業利用者	276 100.0	40 14.5	35 12.7	32 11.6	134 48.6	4 1.4	17 6.2	3 1.1	1 0.4	- -	4 1.4	1 0.4	1 0.4	11 4.0	2 0.7
	(3) 障がい児通所支援事業利用者	28 100.0	9 32.1	2 7.1	1 3.6	- -	- -	- -	9 32.1	5 17.9	- -	- -	- -	5 17.9	1 3.6	1 3.6
	(4) 難病患者	14 100.0	- -	1 7.1	3 21.4	- -	1 7.1	- -	1 7.1	- -	- -	- -	- -	7 50.0	- -	1 7.1

(3) -1-b 所持する障がい者手帳種類 *問3を手帳種類毎に統合、複数回答者を「複数所持」として単数回答化

上段:人 下段:%	所持する障がい者手帳種類							
	回答者数	身体手帳	療育手帳	精神手帳	複数所持	不所持	不明	
全 体	962 100.0	395 41.1	309 32.1	102 10.6	107 11.1	32 3.3	17 1.8	
対象者別	(1) 障がい福祉サービス利用者	644 100.0	118 18.3	299 46.4	102 15.8	93 14.4	19 3.0	13 2.0
	(2) 地域生活支援事業利用者	276 100.0	264 95.7	- -	- -	9 3.3	1 0.4	2 0.7
	(3) 障がい児通所支援事業利用者	28 100.0	8 28.6	9 32.1	- -	5 17.9	5 17.9	1 3.6
	(4) 難病患者	14 100.0	5 35.7	1 7.1	- -	- -	7 50.0	1 7.1

(3) -2 身体障がい:障がい種別

上段:人 下段:%	障がい種別								
	回答者数	肢體不自由	視覚障がい	聴覚障がい	内部機能障がい	その他	重複	不明	
全 体	497 100.0	163 32.8	27 5.4	64 12.9	123 24.7	33 6.6	25 5.0	62 12.5	
対象者別	(1) 障がい福祉サービス利用者	206 100.0	108 52.4	14 6.8	11 5.3	8 3.9	19 9.2	10 4.9	36 17.5
	(2) 地域生活支援事業利用者	273 100.0	39 14.3	12 4.4	52 19.0	115 42.1	14 5.1	15 5.5	26 9.5
	(3) 障がい児通所支援事業利用者	13 100.0	11 84.6	1 7.7	1 7.7	- -	- -	- -	- -
	(4) 難病患者	5 100.0	5 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -

その他のうち19件（全体の3.8%）は「音声・言語機能障がい」と回答している。

第V編 参考資料

(4) 難病の認定(特定疾患医療受給者証の有無)

上段:人 下段:%	難病			
	回答者数	受けている	受けていない	不明
全 体	962 100.0	54 5.6	831 86.4	77 8.0
(1)障がい福祉 サービス利用者	644 100.0	25 3.9	583 90.5	36 5.6
(2)地域生活 支援事業利用者	276 100.0	17 6.2	219 79.3	40 14.5
(3)障がい児通所 支援事業利用者	28 100.0	- -	27 96.4	1 3.6
(4)難病患者	14 100.0	12 85.7	2 14.3	- -

(5) 発達障がいの診断(広汎性発達障がい、学習障がいなど)

上段:人 下段:%	発達障がい			
	回答者数	受けている	受けていない	不明
全 体	962 100.0	107 11.1	745 77.4	110 11.4
(1)障がい福祉 サービス利用者	644 100.0	93 14.4	490 76.1	61 9.5
(2)地域生活 支援事業利用者	276 100.0	4 1.4	225 81.5	47 17.0
(3)障がい児通所 支援事業利用者	28 100.0	9 32.1	18 64.3	1 3.6
(4)難病患者	14 100.0	1 7.1	12 85.7	1 7.1

(6) 高次脳機能障がいの診断

上段:人 下段:%	高次脳機能障がい			
	回答者数	受けている	受けていない	不明
全 体	962 100.0	26 2.7	833 86.6	103 10.7
(1)障がい福祉 サービス利用者	644 100.0	15 2.3	573 89.0	56 8.7
(2)地域生活 支援事業利用者	276 100.0	8 2.9	224 81.2	44 15.9
(3)障がい児通所 支援事業利用者	28 100.0	2 7.1	24 85.7	2 7.1
(4)難病患者	14 100.0	1 7.1	12 85.7	1 7.1

(7) -1 介護保険の要介護認定の申請

上段:人 下段:%	介護保険の要介護認定の申請			
	回答者数	申請したこと がある	申請したこと がない	不明
全 体	962 100.0	128 13.3	741 77.0	93 9.7
対象者別	(1)障がい福祉サービス利用者	644 100.0	38 5.9	543 84.3
	(2)地域生活支援事業利用者	276 100.0	81 29.3	167 60.5
	(3)障がい児通所支援事業利用者	28 100.0	3 10.7	23 82.1
	(4)難病患者	14 100.0	6 42.9	8 57.1
手帳種類別	身体手帳	395 100.0	95 24.1	261 66.1
	療育手帳	309 100.0	13 4.2	263 85.1
	精神手帳	102 100.0	1 1.0	98 96.1
	複数所持	107 100.0	8 7.5	86 80.4
	不所持	32 100.0	7 21.9	25 78.1

(7) -2 介護度

上段:人 下段:%	介護度								
	回答者数	要支援 (1、2)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	非該当	不明
全 体	128 100.0	26 20.3	17 13.3	27 21.1	16 12.5	16 12.5	15 11.7	3 2.3	8 6.3
対象者別	(1)障がい福祉サービス利用者	38 100.0	7 18.4	1 2.6	8 21.1	4 10.5	5 13.2	7 18.4	2 5.3
	(2)地域生活支援事業利用者	81 100.0	15 18.5	14 17.3	18 22.2	10 12.3	11 13.6	8 9.9	1 1.2
	(3)障がい児通所支援事業利用者	3 100.0	1 33.3	- -	- -	2 66.7	- -	- -	- -
	(4)難病患者	6 100.0	3 50.0	2 33.3	1 16.7	- -	- -	- -	- -

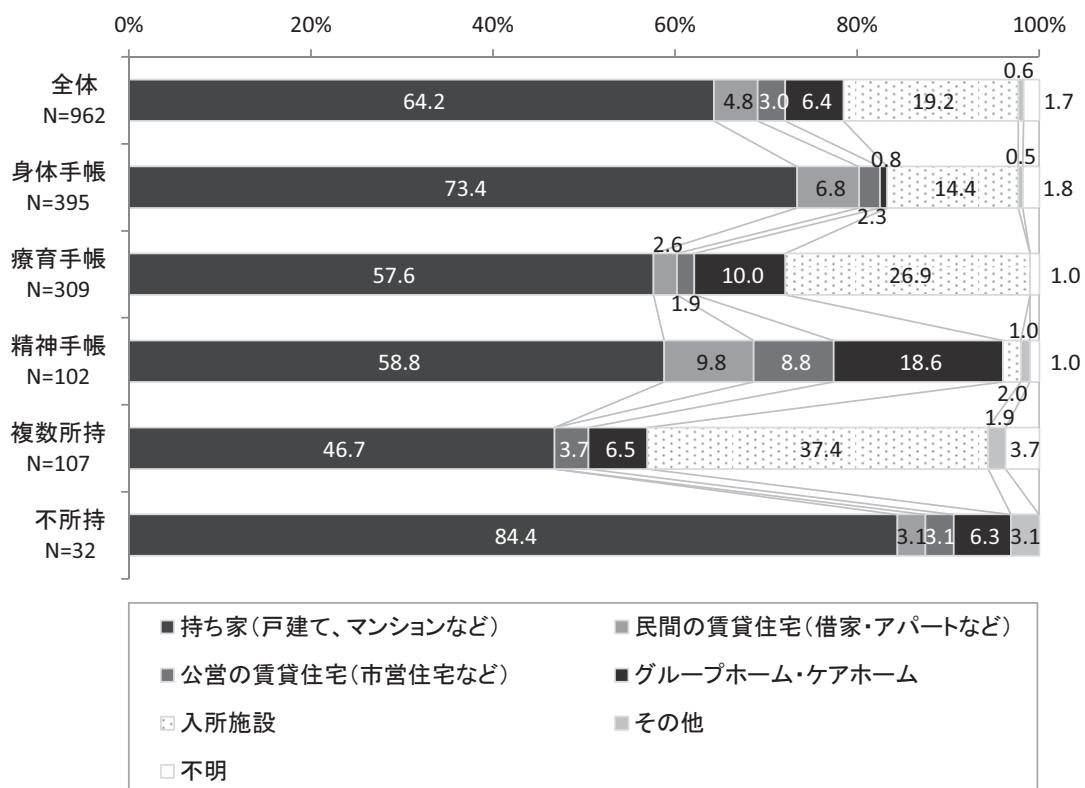
2 日常生活について

(1) どこにお住まいですか。【1つに○印】

全体の6割以上は「持ち家（戸建て、マンションなど）」に、2割弱が「入所施設」に居住している。

また、精神手帳所持者では「グループホーム・ケアホーム」、複数所持者では「入所施設」に居住する割合が比較的高く、それぞれ全体を10ポイント以上上回っている。

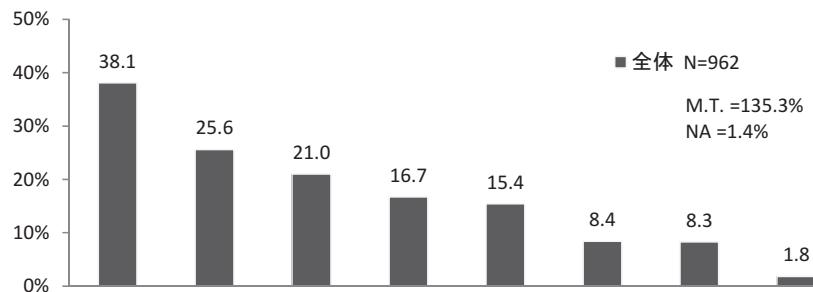
現在の住居の形態＜手帳種類別＞



(2) どなたといっしょに暮らしていますか。【あてはまるものすべてに○印】

全体の3割以上が「親」と同居しており、以下「施設などの職員や仲間」「配偶者（妻・夫）」と続いている。

同居者＜年齢・手帳種類別＞



[複数回答]		親	施設などの職員や仲間	(配偶者・夫)	(兄弟の・配偶者)	(子その配偶者を含む)	暮らしひとりで	祖父母	その他	不明
(平成二十六年四月一日現在)	0~17歳 N=24	95.8	-	4.2	66.7	4.2	-	50.0	4.2	4.2
	18~29歳 N=145	84.1	11.0	2.8	47.6	-	1.4	28.3	0.7	-
	30~39歳 N=148	66.9	23.6	2.7	23.6	1.4	4.1	10.1	2.7	0.7
	40~49歳 N=152	46.1	44.1	11.2	8.6	7.9	4.6	3.3	0.7	-
	50~59歳 N=121	32.2	35.5	20.7	9.1	14.0	13.2	2.5	-	-
	60~64歳 N=77	10.4	24.7	33.8	13.0	16.9	19.5	2.6	3.9	2.6
	65歳以上 N=280	1.4	21.8	42.5	2.5	36.4	12.5	0.4	2.5	2.9
手帳種類別	身体手帳 N=395	18.2	15.7	43.8	5.8	32.2	11.9	2.8	1.8	1.8
	療育手帳 N=309	55.3	36.2	2.3	29.1	0.3	2.3	14.9	1.6	0.6
	精神手帳 N=102	56.9	20.6	7.8	17.6	4.9	15.7	5.9	1.0	-
	複数所持 N=107	42.1	42.1	5.6	19.6	4.7	4.7	11.2	1.9	2.8
	不所持 N=32	37.5	9.4	15.6	15.6	25.0	15.6	15.6	6.3	-

* 全体における回答率を超えるものに網掛け

第V編 参考資料

(3) 日常生活で介助（手助け）が必要な場合、主にどなたに介助してもらいますか。

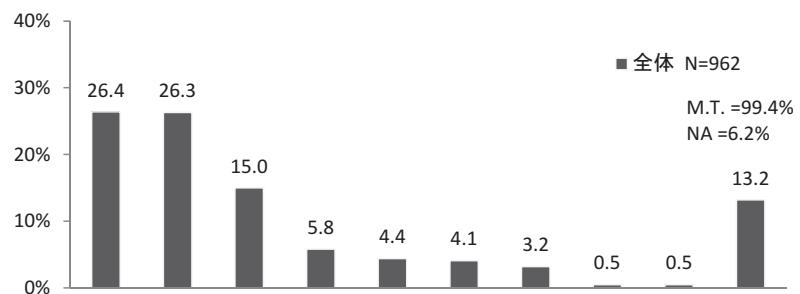
【1つに○印】 *複数回答として集計

全体では「施設・病院の職員」及び「同居の家族（親）」とともに1/4を超える回答がみられる。

同居者別にみると、同居者として配偶者や親が含まれている場合には、当該「同居の家族（配偶者）」「同居の家族（親）」が主な介助者となる割合が6割を超えており、一方、同居者に兄弟姉妹や祖父母が含まれている場合でも、同居家族に親が含まれていれば、7割前後の家庭において、主な介助者は「同居の家族（親）」である。

また、自分ひとりで暮らしている場合には「別居の家族・親戚」及び「ホームヘルパー」にそれぞれ3割以上が介助を受けている。

主な介助者＜年齢・同居者別＞



[複数回答]		施設・病院の職員	同居の家族(親)	同居の家族(配偶者)	同居の家族(子ども家族)	別居の家族・親戚	ホームヘルパー	同居の家族(その他)	ポートフォリオの人材アソシエイション	その他	介助は必要ない	不明
平成二十六年四月一日現在	0~17歳 N=24	8.3	87.5	-	4.2	4.2	-	4.2	-	4.2	8.3	4.2
	18~29歳 N=145	11.0	67.6	5.5	-	2.1	0.7	7.6	0.7	-	12.4	1.4
	30~39歳 N=148	25.0	45.3	1.4	-	2.0	1.4	0.7	-	-	16.9	9.5
	40~49歳 N=152	43.4	30.3	6.6	1.3	3.9	2.6	3.3	0.7	0.7	9.9	3.3
	50~59歳 N=121	37.2	14.9	11.6	2.5	5.8	9.9	2.5	-	0.8	12.4	5.8
	60~64歳 N=77	27.3	1.3	20.8	2.6	7.8	10.4	7.8	-	-	22.1	3.9
	65歳以上 N=280	22.5	0.4	32.9	17.1	5.7	4.3	1.4	0.7	0.7	11.4	8.6
同居者 〔複数回答〕	配偶者(妻・夫) N=202	2.5	3.5	63.9	10.9	1.0	-	-	1.0	-	19.8	8.4
	親 N=367	4.1	67.8	4.1	0.8	2.5	0.8	4.4	0.3	0.3	17.4	5.2
	子(その配偶者を含む) N=148	3.4	3.4	41.9	35.1	1.4	2.0	-	1.4	-	18.9	6.8
	兄弟・姉妹(その配偶者) N=161	4.3	67.7	1.9	0.6	1.9	1.9	13.7	0.6	0.6	13.0	1.9
	祖父母 N=80	1.3	70.0	6.3	1.3	2.5	-	12.5	-	-	15.0	3.8
	施設などの職員や仲間 N=246	94.3	1.2	0.8	0.8	0.8	-	0.4	0.4	0.8	2.4	1.2
	自分ひとりで暮らしている N=81	2.5	1.2	-	1.2	32.1	38.3	-	1.2	2.5	19.8	4.9
	その他 N=17	11.8	11.8	5.9	17.6	-	11.8	23.5	-	-	11.8	5.9

* 全体における回答率を超えるものに網掛け

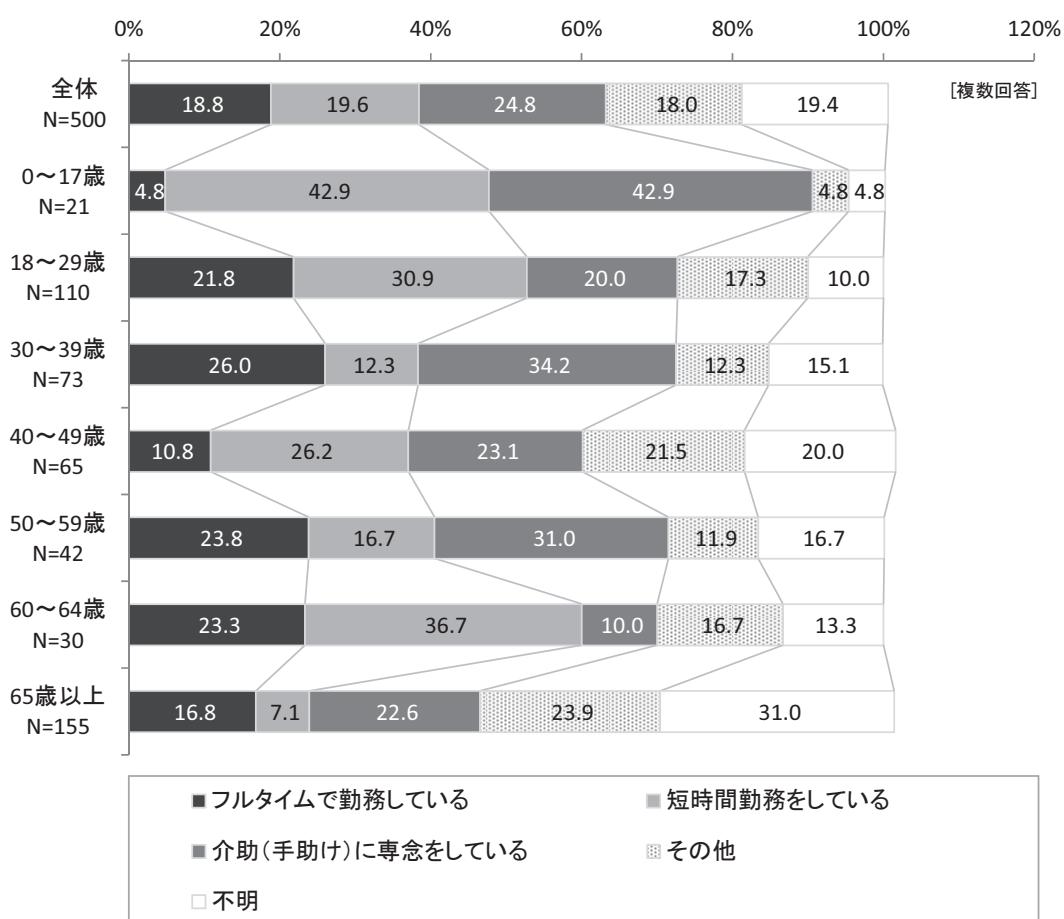
(4) 主に介助（手助け）してくださる方は、現在どのような状況ですか。【1つに○印】

*複数回答として集計

職業としての介助者を除いた、対象者全体の約1/4にあたる回答者の主な介助者は、「介助（手助け）に専念をしている」。

対象者の年齢別にみると、0～17歳に対する介助者では「短時間勤務をしている」と「介助（手助け）に専念をしている」がともに4割を超えており、それぞれ全体を大きく上回っている。また、18～29歳および60～64歳に対する介助者も「短時間勤務をしている」割合が比較的高く、全体をそれぞれ10ポイント以上上回っている。

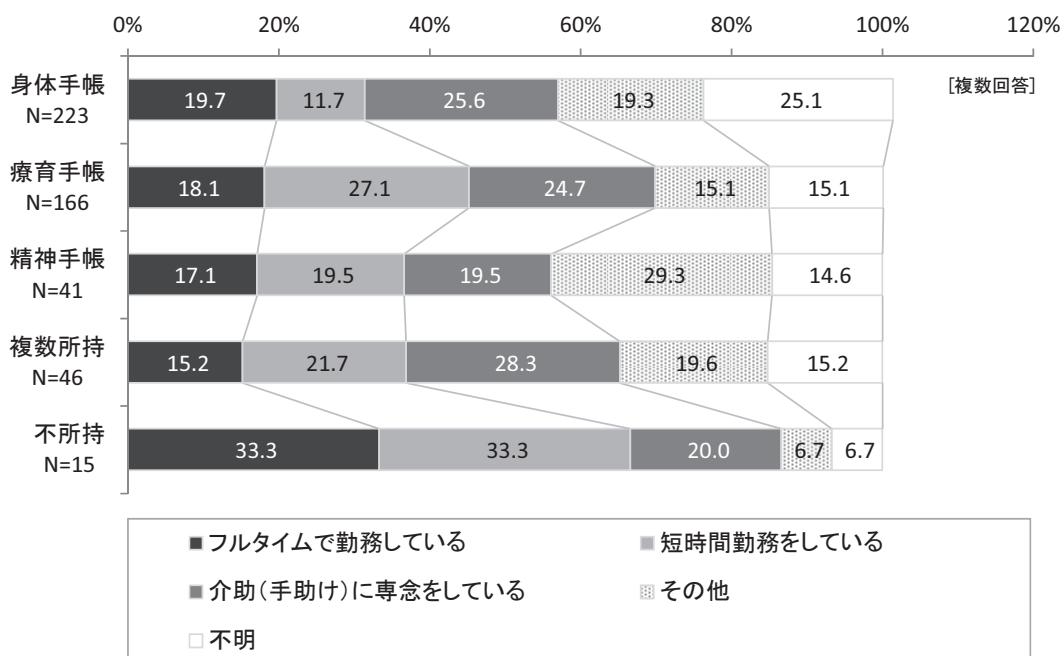
主な介助者の現況＜対象者の年齢別＞



第V編 参考資料

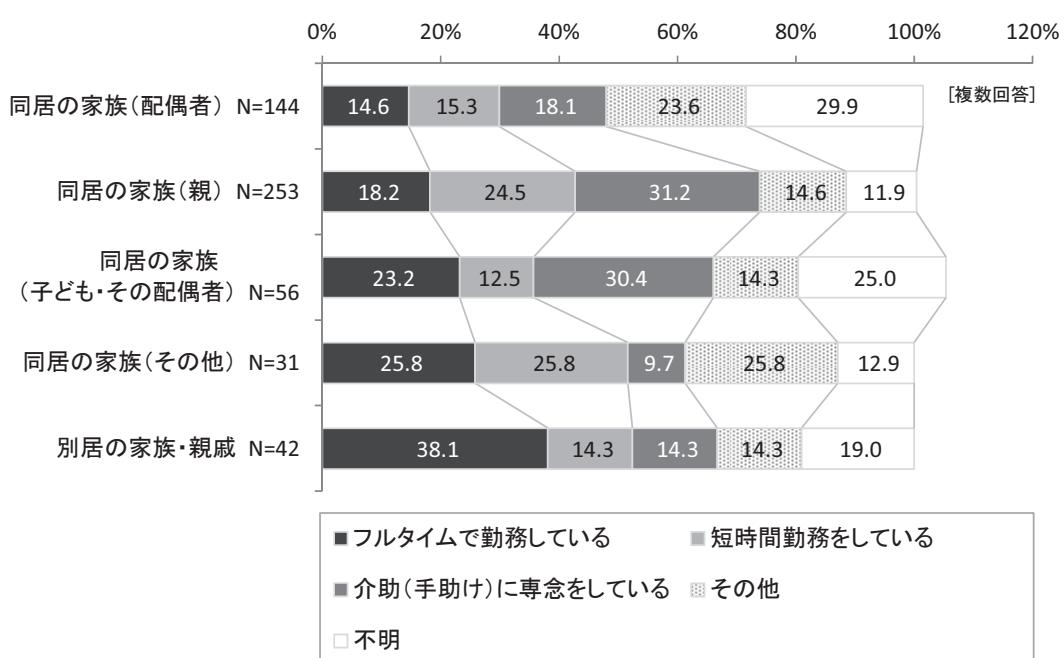
手帳種類別にみると、療育手帳所持者の主な介助者は、1/4 以上が「短時間勤務をしている」。また、精神手帳所持者では、主な介助者が「介助（手助け）に専念をしている」割合が 2 割に満たない。

主な介助者の現況＜手帳種類別＞



主な介助者別にみると、別居の家族・親戚を含む場合には 3 割以上が「フルタイムで勤務している」のに対し、同居の家族においては、親および子供・その配偶者のどちらを含む場合であっても、3 割以上が「介助（手助け）に専念をしている」と回答している。

主な介助者の現況＜主な介助者別＞



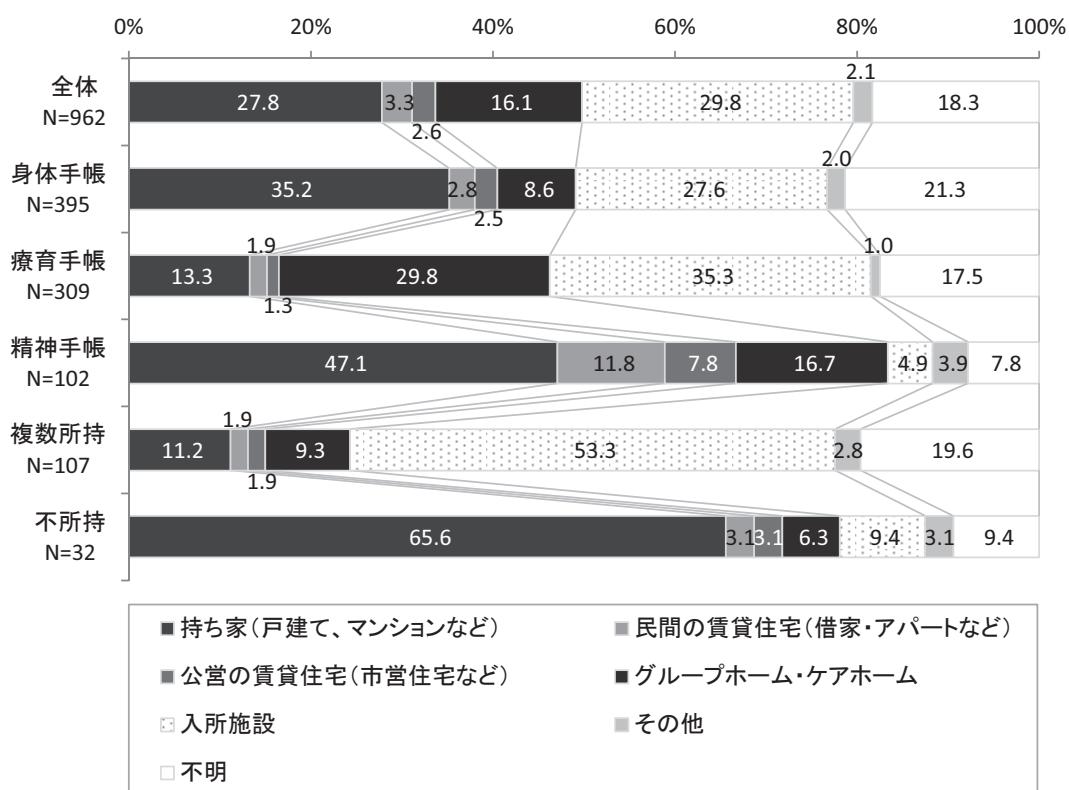
(5) 今後、支援者※から支援が受けられなくなった場合、どこで生活したいですか。

【1つに○印】

※支援者…家族、親族、友人知人など。福祉サービス、医療サービス以外であなたの身の回りの世話をしてくれる人

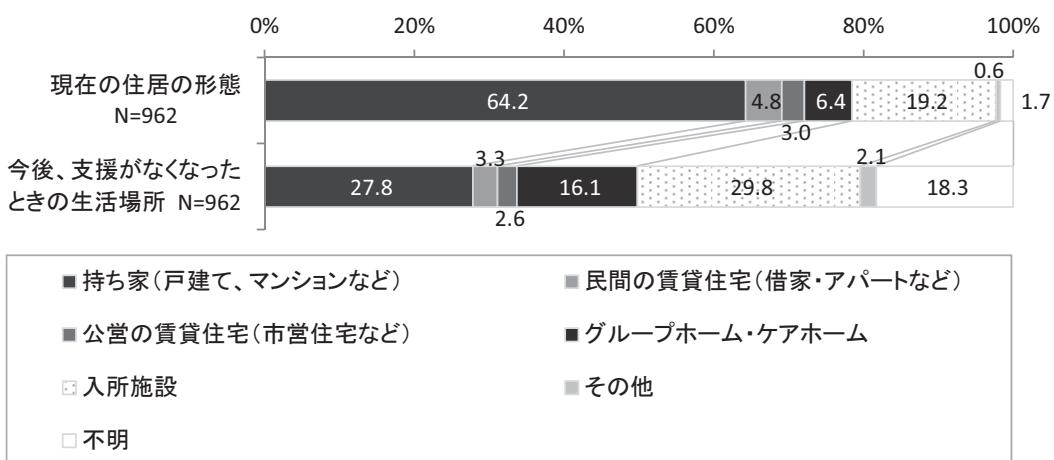
全体の3割弱が「入所施設」を希望しており、複数種類の手帳所持者では過半数を占めている。一方、手帳不所持者および精神手帳所持者では「持ち家（戸建て、マンションなど）」を希望する割合が高く、ともに全体における回答率を大きく上回っている。

今後、支援がなくなったときの生活場所＜手帳種類別＞



現在の住居から今後の生活場所への推移についてみると、「持ち家（戸建て、マンションなど）」の割合が30ポイント以上減少しているのに対し、「グループホーム・ケアホーム」及び「入所施設」にはそれぞれ10ポイント前後の増加がみられる。

居住場所の推移＜現在/今後＞

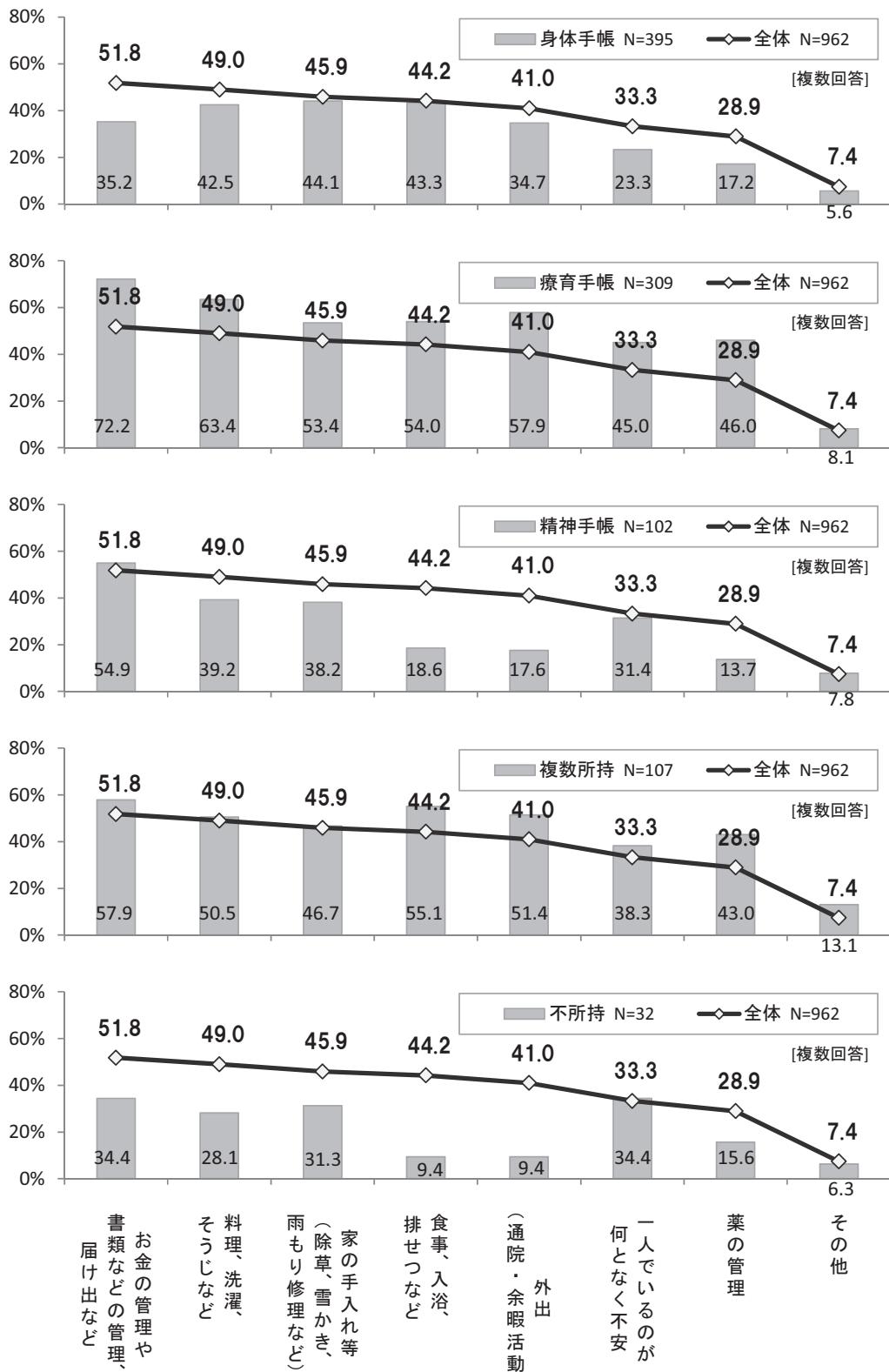


(6) 在宅で過ごすにはどのようなことが不安ですか。【あてはまるものすべてに○印】

全体の半数以上が「お金の管理や書類などの管理、届け出など」を不安に思っており、以下「料理、洗濯、そうじなど」「家の手入れ等（除草、雪かき、雨もり修理など）」と続いている。

また、療育手帳所持者および複数種類の手帳所持者では、不安に思う割合が、全ての選択肢において全体を上回っている。

在宅で過ごす際の不安要素＜手帳種類別＞ * 全体:M.T.=301.5%、NA=21.8%

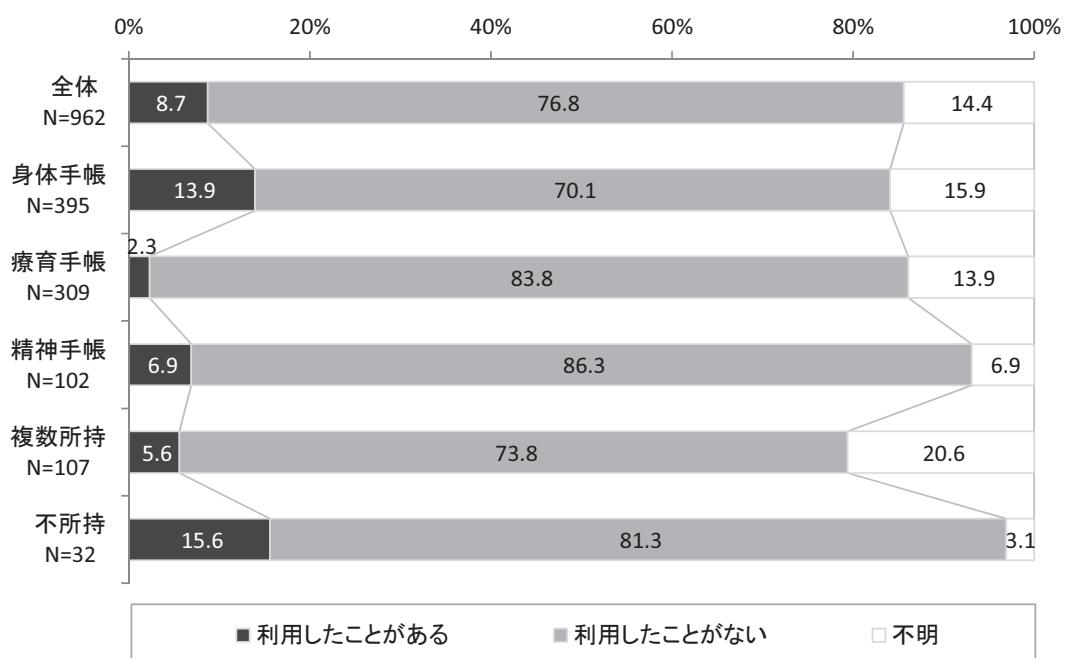


(7) 居宅介護（ホームヘルプなど）を利用したことがありますか。

全体の7割以上に利用経験がない。

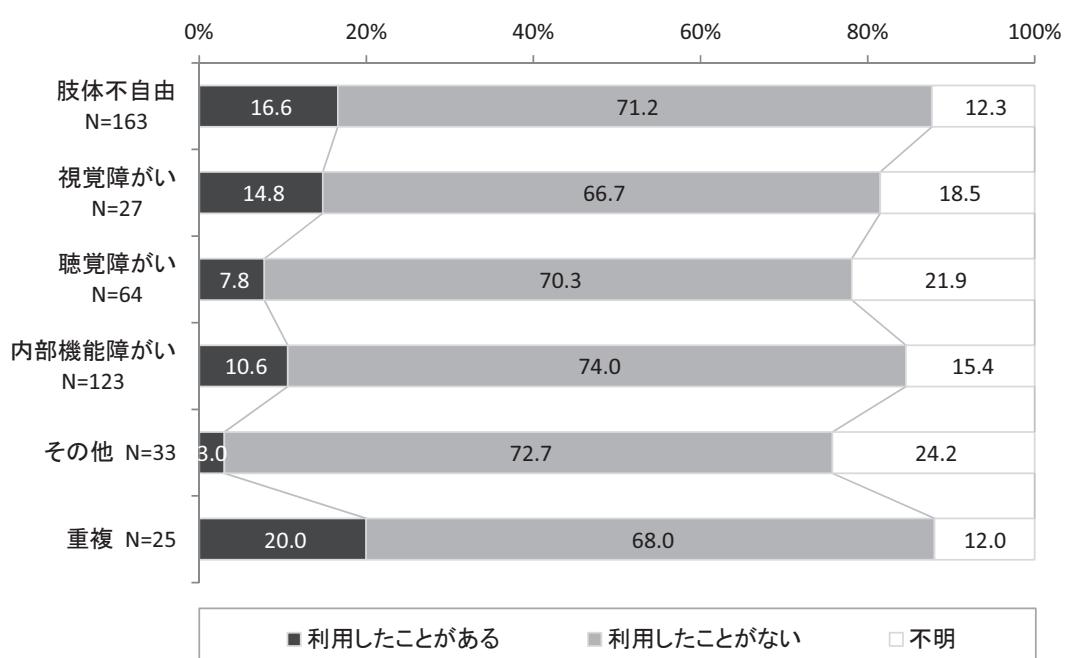
身体手帳所持者および手帳不所持者では、それぞれ1割台が「利用したことがある」と回答している。

居宅介護の利用経験＜手帳種類別＞



身体手帳所持者のうち、複数種類の障がいが重複している回答者においては利用経験者の割合が比較的高いのに対し、聴覚障がいのある回答者では1割にも満たない。

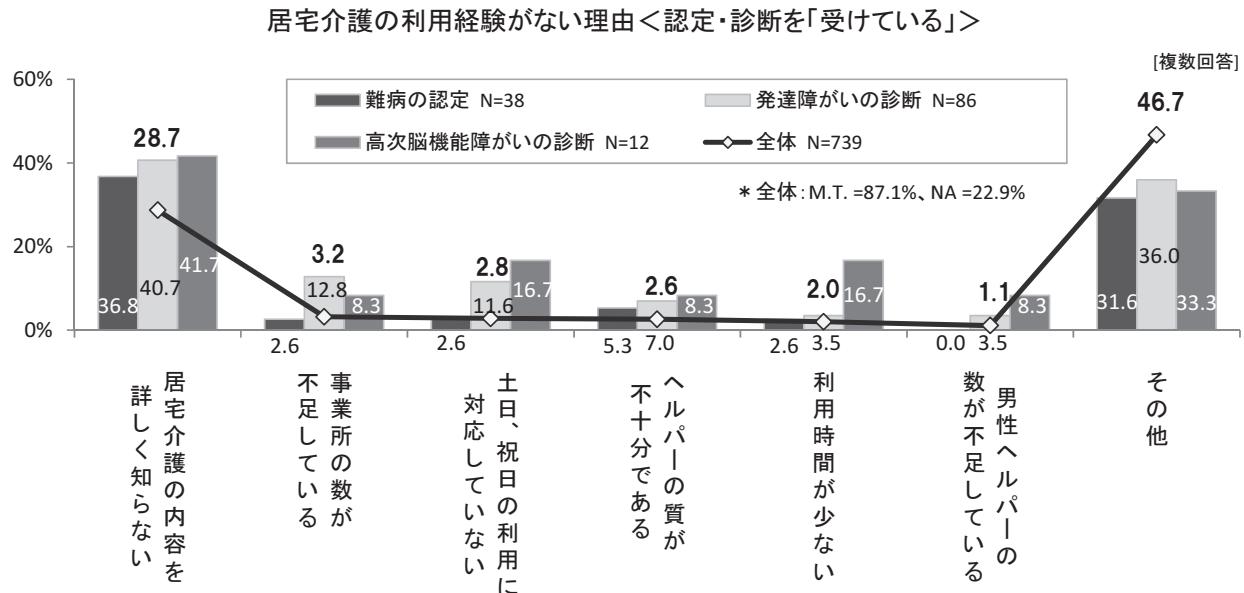
居宅介護の利用経験＜身体障がい：障がい種別＞



第V編 参考資料

(8) 居宅介護（ホームヘルプなど）を利用したことがない理由は何ですか。 【あてはまるものすべてに○印】

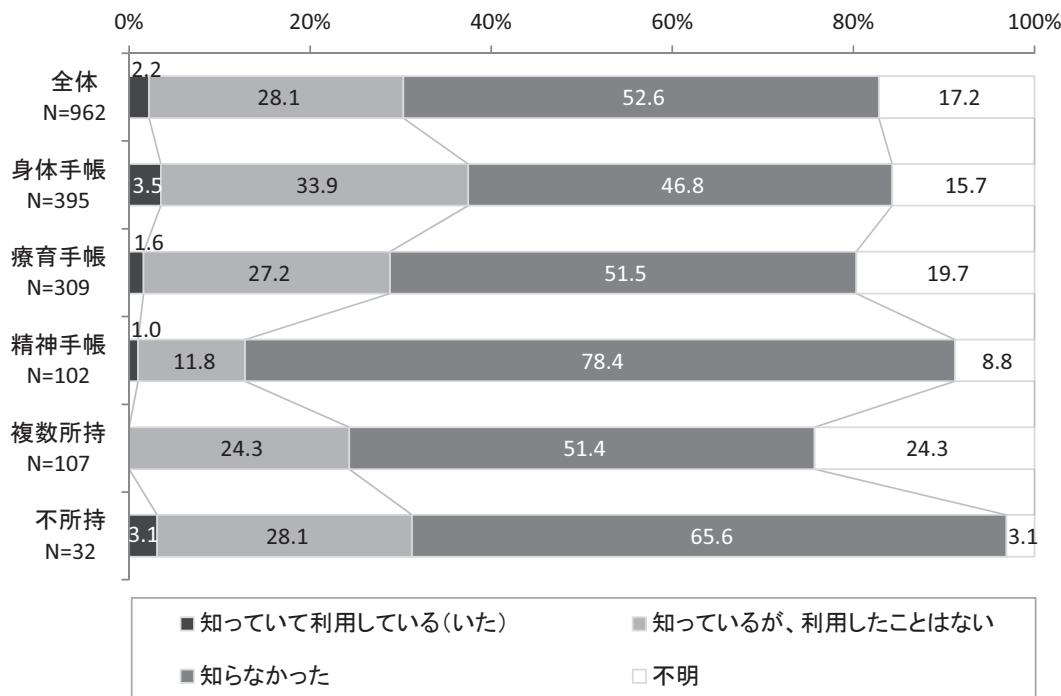
居宅介護を利用したことがない対象者の全体では、「居宅介護の内容を詳しく知らない」が2割台と最も回答率が高い。なお、その他として、全体の20.2%（149件）が「利用する必要がなかった」と回答しており、他に「入院・入所している」7.8%（58件）、「家族の介護で足りている」7.3%（54件）なども挙げられている。



(9) 早朝・夜間などに居宅介護（ホームヘルプなど）を利用できること（24時間対応）を知っていますか。【1つに○印】

全体の過半数が「知らなかった」と回答しており、精神手帳所持者においては8割近くを占めている。

居宅介護_24時間対応への認知度<手帳種類別>

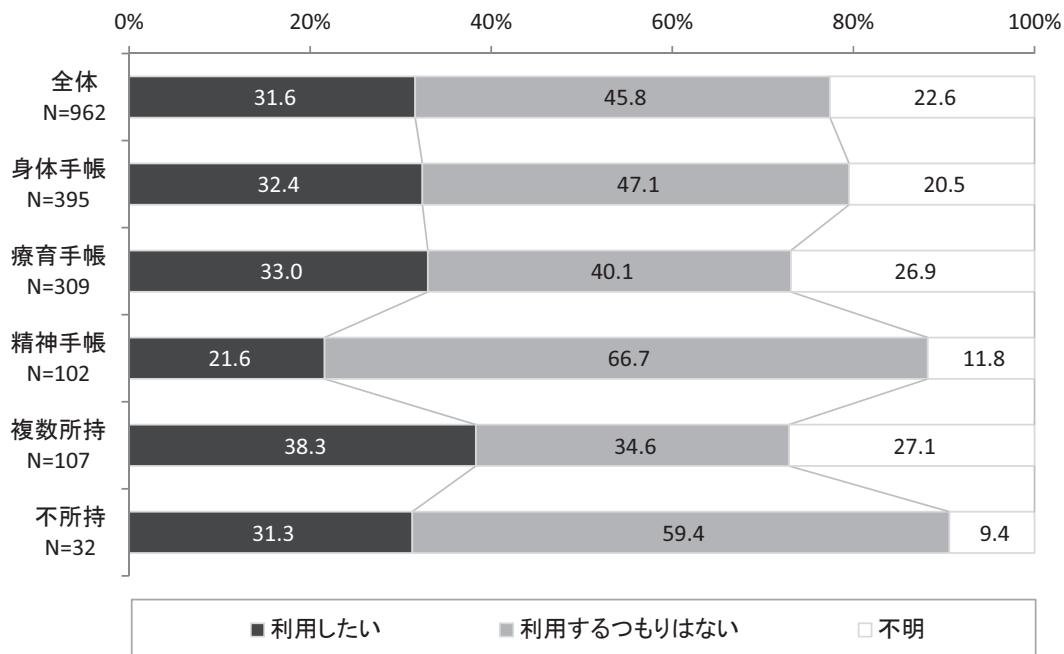


第V編 参考資料

(10) 今後、居宅介護（ホームヘルプなど）の24時間対応サービスを利用したいと思いませんか。【1つに○印】

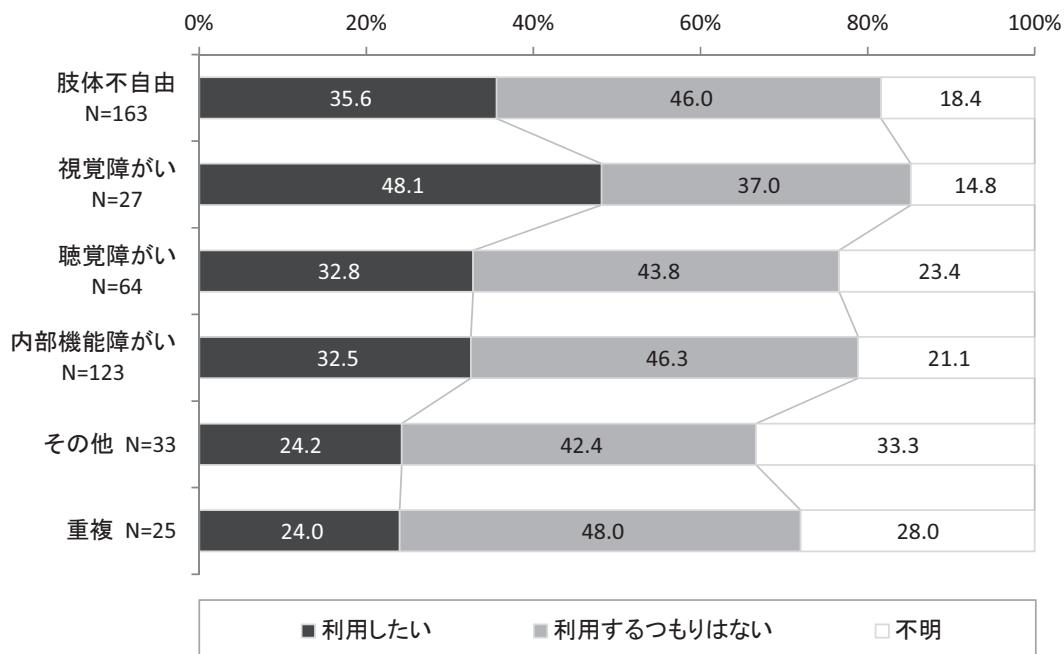
「利用したい」とする回答者は全体の3割台にとどまっており、精神手帳所持者においては全体を更に10ポイント下回っている。

居宅介護_24時間対応の利用意向<手帳種類別>



身体手帳の所持者のうち、視覚障がいのある回答者の4割以上に「利用したい」という意向がみられる。

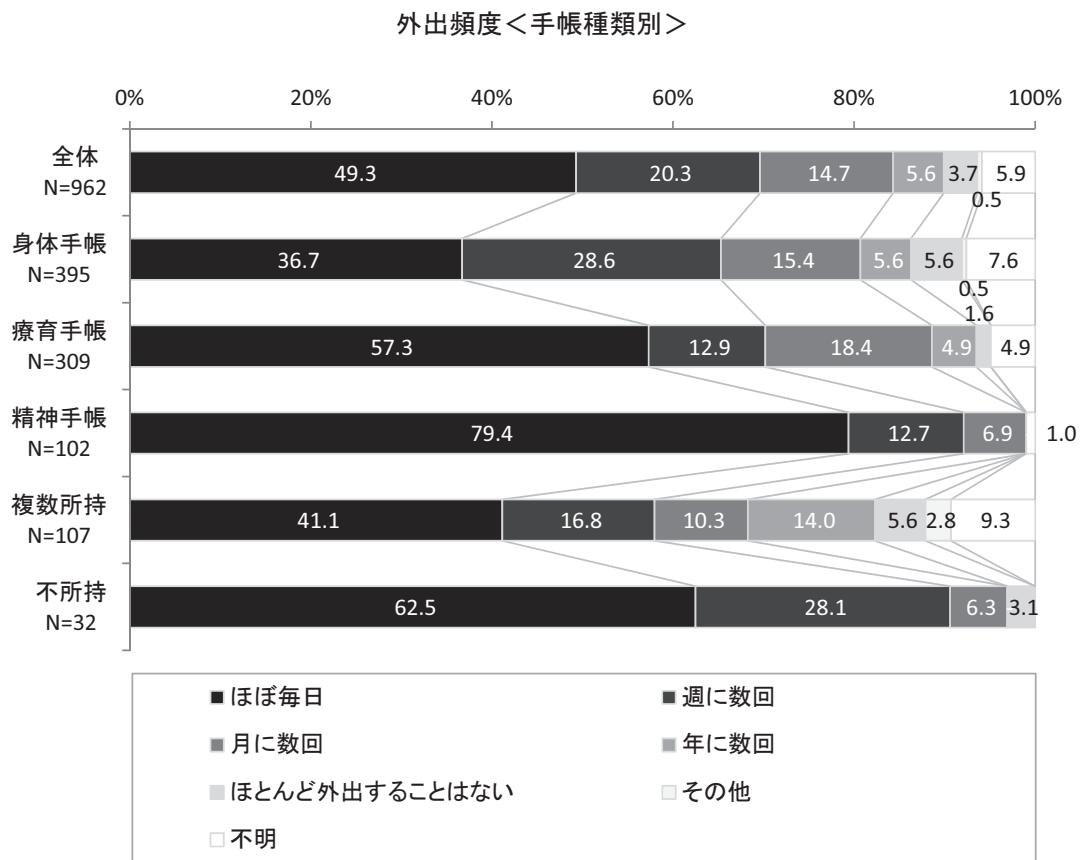
居宅介護_24時間対応の利用意向<身体障がい:障がい種別>



3 外出状況について

(1) どのくらい外出しますか（福祉サービス事業所等への通所を含む）。【1つに○印】

全体の半数近くが「ほぼ毎日」外出しており、精神手帳所持者においては約8割を占めている。



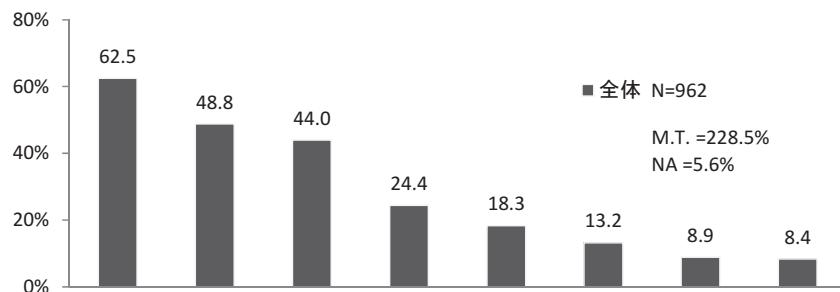
第V編 参考資料

(2) 外出の目的は何ですか。【あてはまるものすべてに○印】

全体の6割以上が「買い物」を挙げ、以下「病院・診療所など」「通勤・通学・通所」と続いている。また、その他として、入院・入所者の「帰宅・帰省」、「ドライブ」「旅行」「農作業」「外食」などの回答がみられる。

外出頻度の別にみると、ほぼ毎日出かける回答者の7割以上が「通勤・通学・通所」を目的としている。一方、ほとんど外出することはない回答者であっても、6割以上が「病院・診療所など」を挙げている。

外出の目的<外出頻度別>



[複数回答]		買い物	病院・診療所など	通勤・通学・通所	散歩	趣味やスポーツなど	友人・知人に会う	訓練やリハビリ	その他	不明
外出頻度	ほぼ毎日 N=474	64.3	43.0	72.2	26.6	22.8	16.9	11.6	6.5	1.1
	週に数回 N=195	69.7	63.6	34.9	26.7	21.5	17.4	11.3	5.6	1.0
	月に数回 N=141	70.9	59.6	4.3	28.4	13.5	7.1	5.0	17.0	1.4
	年に数回 N=54	72.2	42.6	7.4	13.0	9.3	0.0	1.9	20.4	1.9
	ほとんど外出することはない N=36	36.1	63.9	2.8	16.7	2.8	2.8	0.0	5.6	8.3
	その他 N=5	20.0	60.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0

* 全体における回答率を超えるものに網掛け

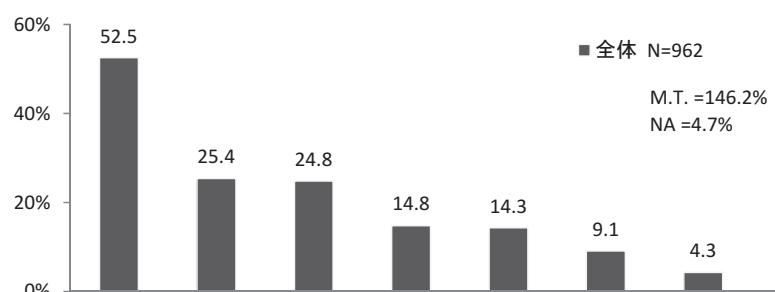
(3) 外出するときの主な交通手段は、何ですか。【2つまで○印】

全体の5割以上が「自家用車（本人または家族の運転）」であり、以下「徒歩」「施設や病院等の送迎車」と続いている。

外出頻度別にみると、年に数回程度外出する回答者の6割以上が「施設や病院等の送迎車」を主に利用しており、全体を40ポイント以上 上回っている。

また、月に数回、年に数回およびほとんど外出することはない回答者においては、「タクシー」を利用する割合が比較的高く、それぞれ全体を10ポイント以上 上回っている。一方、外出頻度が低いほど、「路線バス・電車」を利用する割合が低くなる傾向にある。

主な交通手段＜外出頻度別＞



[複数回答]		自家用車（本人または家族の運転）	徒歩	施設や病院等の送迎車	自転車・バイク	路線バス・電車	タクシー	車いすまたは手動車	その他	不明
外出頻度	ほぼ毎日 N=474	59.5	34.8	15.4	22.6	16.9	2.5	2.3	0.2	0.6
	週に数回 N=195	60.0	24.1	30.8	13.3	18.5	11.3	5.6	1.5	0.0
	月に数回 N=141	43.3	17.0	42.6	4.3	11.3	23.4	7.1	2.8	0.7
	年に数回 N=54	33.3	3.7	66.7	1.9	3.7	20.4	3.7	0.0	0.0
	ほとんど外出することはない N=36	44.4	13.9	19.4	0.0	2.8	19.4	13.9	0.0	5.6
	その他 N=5	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	40.0	0.0

* 全体における回答率を超えるものに網掛け

第V編 参考資料

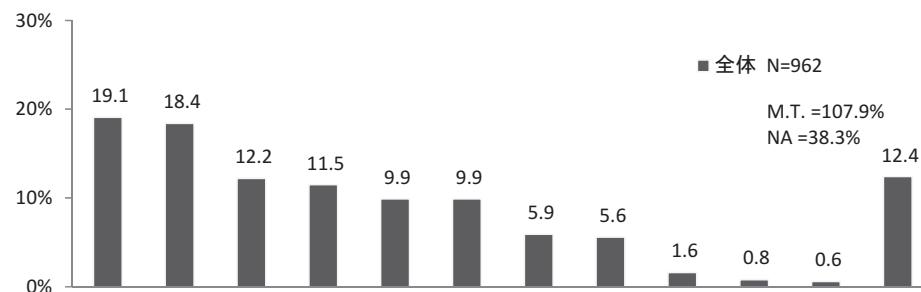
(4) 外出のときに困っていることは何ですか。【3つまで○印】

全体では、それぞれ2割近くが「タクシーバス乗車券が高い」「利用しやすい公共交通機関が足りない」を挙げている。その他としては「1人で外出する能力がない」「障がい者用駐車場に健常者の車が止まっている」「ストマー用トイレが少ない」などの意見がみられる。

手帳種類別にみると、精神手帳所持者の3割以上が「タクシーバス乗車券が高い」を挙げており、全体を10ポイント以上上回っている。

身体手帳の所持者のうちでは、肢体不自由の回答者の2割強が「障がい者用駐車場がない」を挙げている。

外出のときに困っていること＜手帳種類・身体障がい：障がい種別＞



[複数回答]		バスタクシーバス乗車券代が高い	公共交通機関やがすり公共な共い	整備された段差いやな歩い道が	な障がい者用トイレが	が建されたばかりのアライフリーア化	がへ出いられないパの介助む者	な障がい者用駐車場が	エ建物ベ内にタスガロなーいブや	スリット付バキス・ガノン	音響式信号機がない	誘導ブロックがない	その他	不明
手帳種類	身体手帳 N=395	19.7	16.7	18.2	15.4	15.7	7.3	9.1	8.4	3.0	1.8	1.5	11.9	34.4
	療育手帳 N=309	14.9	19.1	5.8	7.8	2.9	15.9	1.3	1.3	0.3	0.3	-	12.6	45.0
	精神手帳 N=102	33.3	25.5	6.9	1.0	3.9	2.9	1.0	1.0	1.0	-	-	19.6	33.3
	複数所持 N=107	14.0	15.0	13.1	21.5	14.0	12.1	14.0	12.1	0.9	-	-	11.2	35.5
	不所持 N=32	25.0	18.8	12.5	-	9.4	3.1	3.1	6.3	-	-	-	3.1	37.5
障がい種別	肢体不自由 N=163	17.8	18.4	24.5	23.3	23.9	14.7	20.9	14.7	4.9	-	-	12.3	20.2
	視覚障がい N=27	29.6	33.3	33.3	29.6	25.9	7.4	7.4	14.8	-	7.4	14.8	7.4	18.5
	聴覚障がい N=64	15.6	17.2	10.9	1.6	7.8	3.1	1.6	3.1	-	4.7	-	12.5	50.0
	内部機能障がい N=123	16.3	13.8	9.8	17.9	9.8	4.9	8.1	4.9	0.8	0.8	-	17.1	36.6
	その他 N=33	24.2	18.2	18.2	9.1	6.1	3.0	3.0	6.1	-	-	-	6.1	42.4
	重複 N=25	24.0	8.0	12.0	20.0	12.0	4.0	-	20.0	4.0	-	-	4.0	48.0

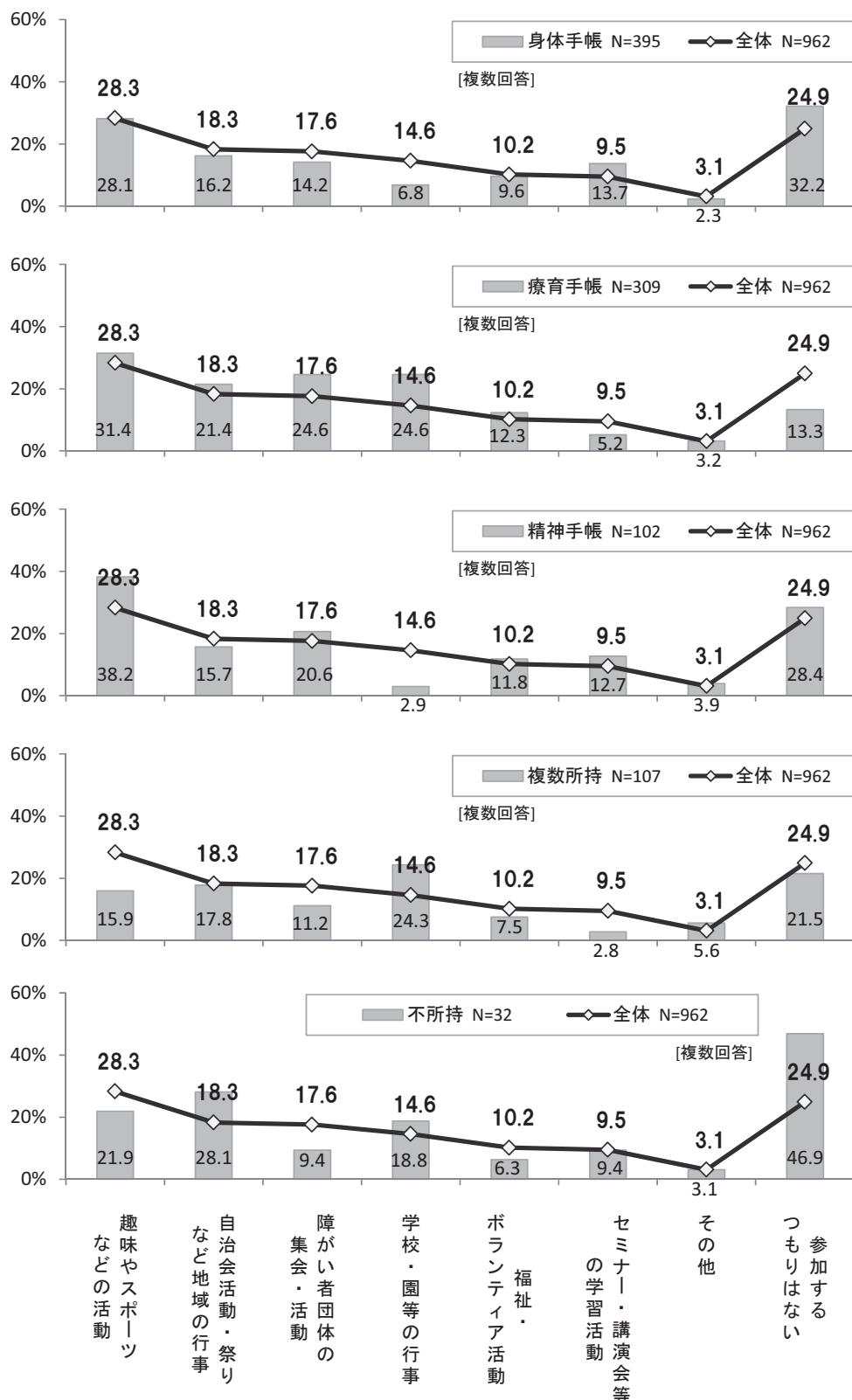
* 全体における回答率を超えるものに網掛け

(5) 今後、どのような行事や活動に参加したいですか。【あてはまるものすべてに○印】

全体では「趣味やスポーツ」への参加意向が最も高いが、「参加するつもりはない」にも同じく2割台の回答がみられる。

手帳種類別では、手帳不所持者の意欲が比較的低く、4割以上が「参加するつもりはない」と回答している。

今後の行事等への参加意向＜手帳種類別＞ * 全体: M.T. = 126.5%、NA = 17.7%



4 就学について

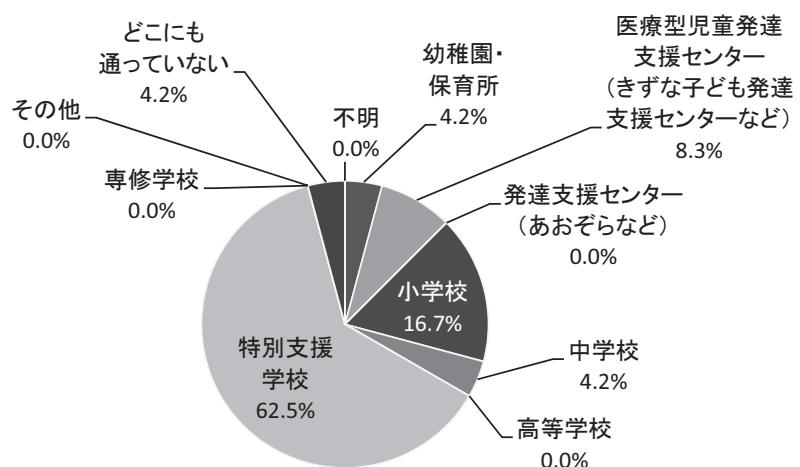
◆ 18歳未満の方に伺います。

(1) どの学校等に通っていますか

(主に通所・通学しているところを選んでください)。【1つに○印】

18歳未満の対象者全体の6割以上が「特別支援学校」に通っている。

主な通所・通学先



N=24

学級種類: 小学校、中学校

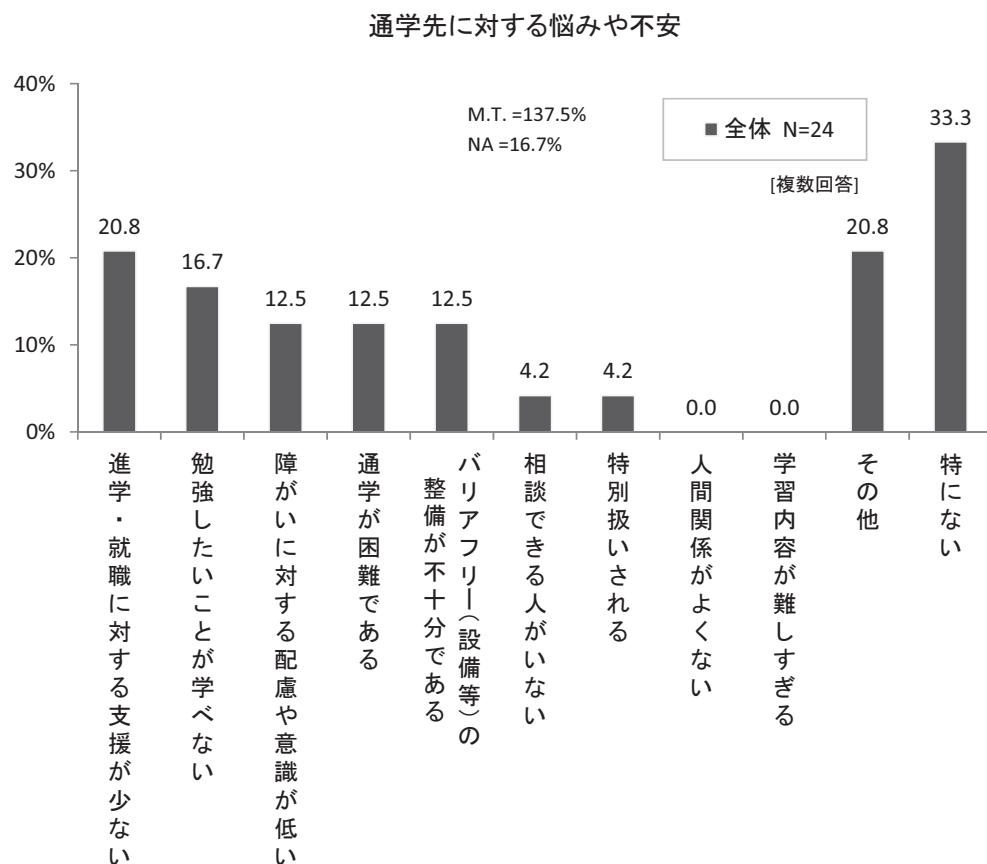
上段:人 下段: %	全 体	普通学級	特別支援学級	不明
小学校	4 100.0	1 25.0	3 75.0	- -
中学校	1 100.0	- -	1 100.0	- -

教育課程: 特別支援学校

上段:人 下段: %	全 体	幼稚部	小学部	中学部	高等部	不明
特別支援学校	15 100.0	- -	9 60.0	3 20.0	3 20.0	- -

(2) 現在通っている学校・幼稚園・保育所等に対する悩みや不安はありますか。
【3つまで○印】

18歳未満の対象者全体の2割強が「進学・就職に対する支援が少ない」、次いで「勉強したいことが学べない」を挙げている。その他としては「本人があまり行きたがらない」「体験学習が少ない」「子供のペースに合わせられていない」などの意見がある。

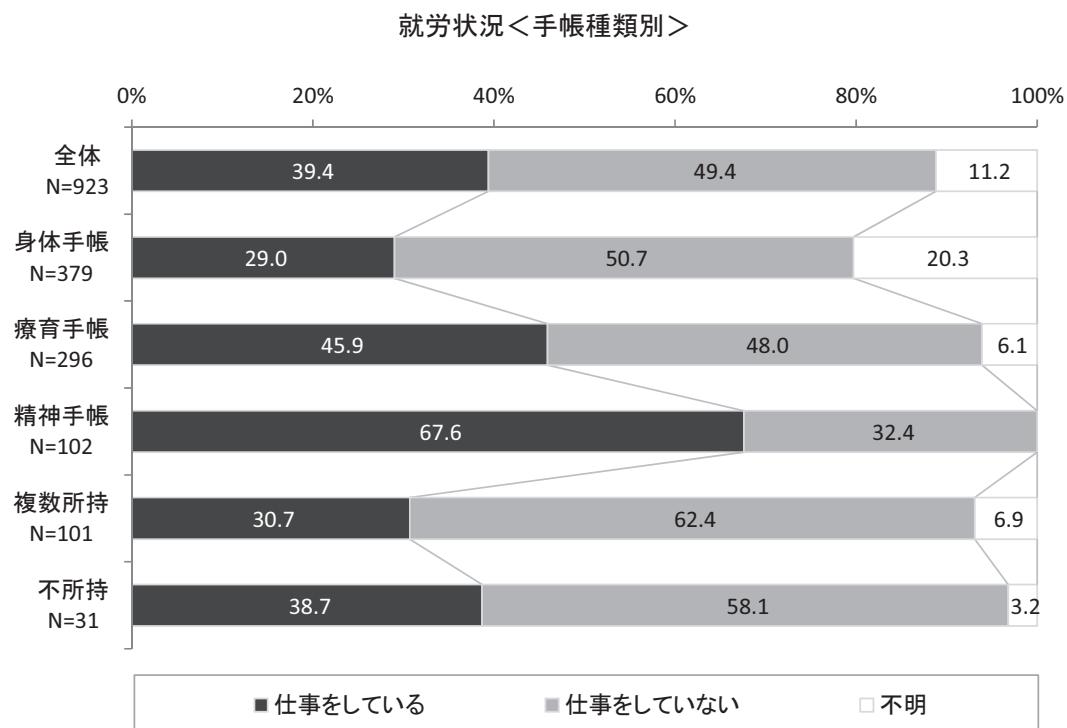


5 就労について

◆ 18歳以上の方に伺います。

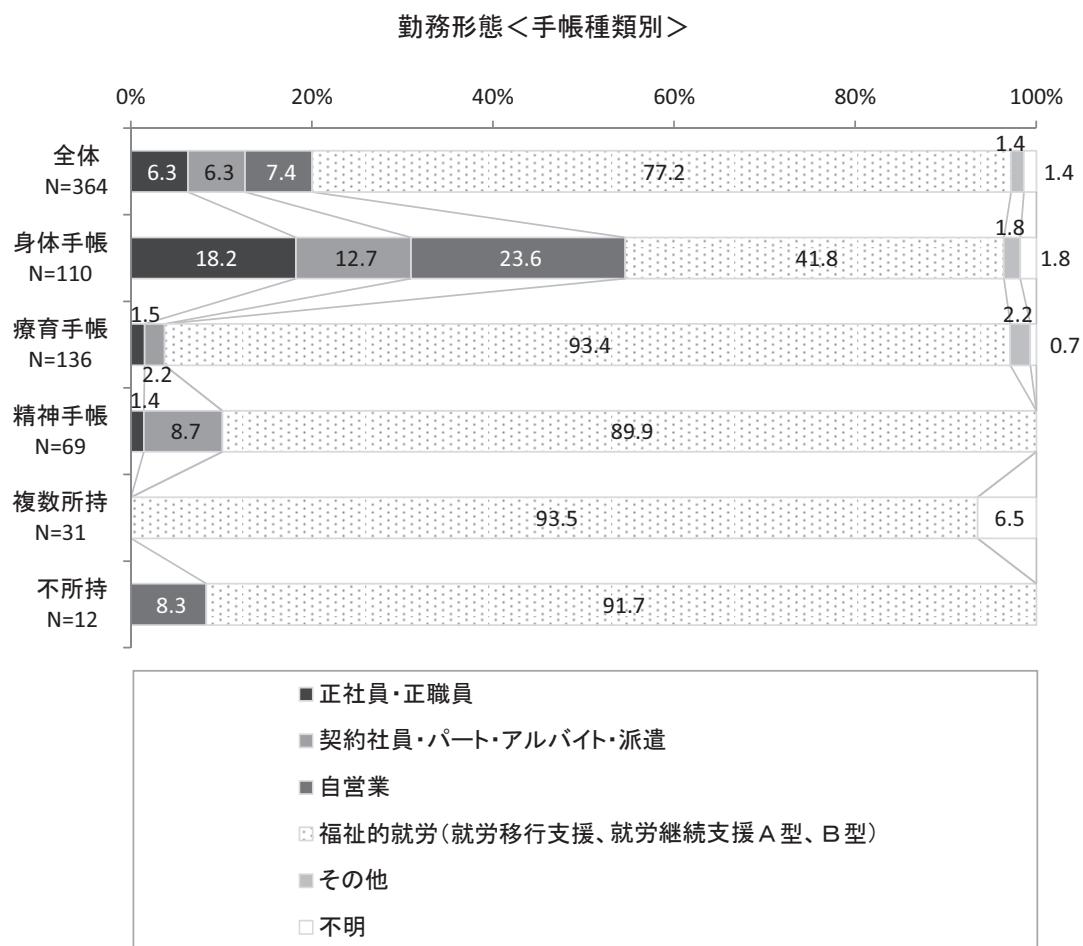
(1) 就労状況について伺います。

18歳以上の対象者全体の4割弱が「仕事をしている」と回答しており、精神手帳所持者においては6割以上が「仕事をしている」。



(2) 勤務形態はどれになりますか。【主なもの1つに○印】

仕事をしている対象者全体の7割以上が「福祉的就労（就労移行支援、就労継続支援A型、B型）」として勤務しており、身体手帳所持者を除いては、いずれの手帳種類においても9割前後を占めている。



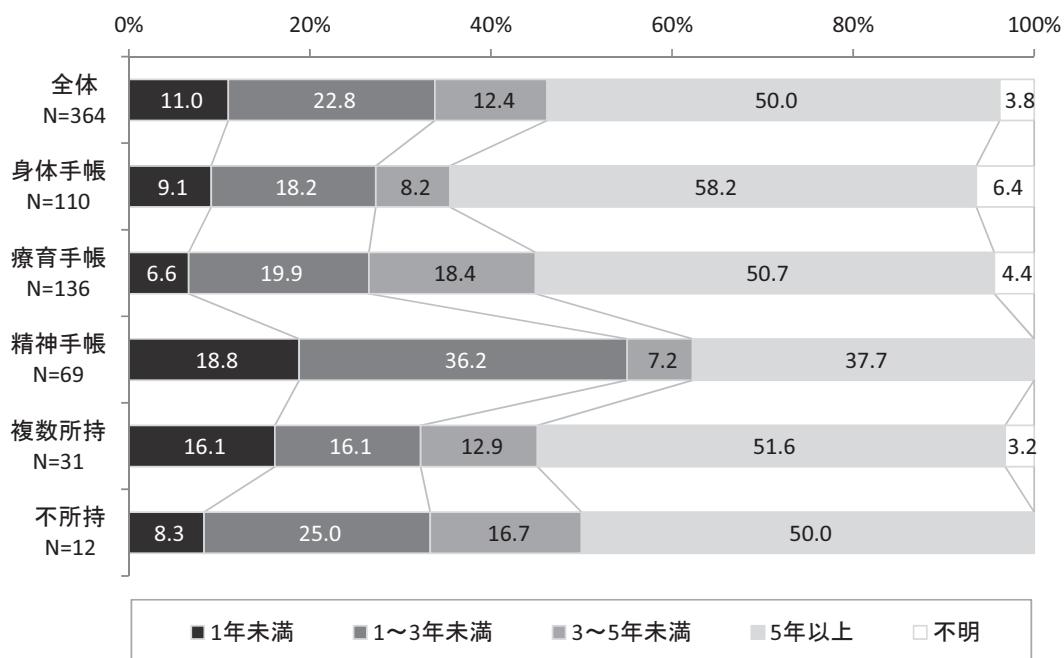
第V編 参考資料

(3) 今の職場で働き始めてどのくらいですか。【主なもの1つに○印】

仕事をしている対象者全体の半数は「5年以上」勤務しており、次いで「1~3年未満」が2割を超えており。

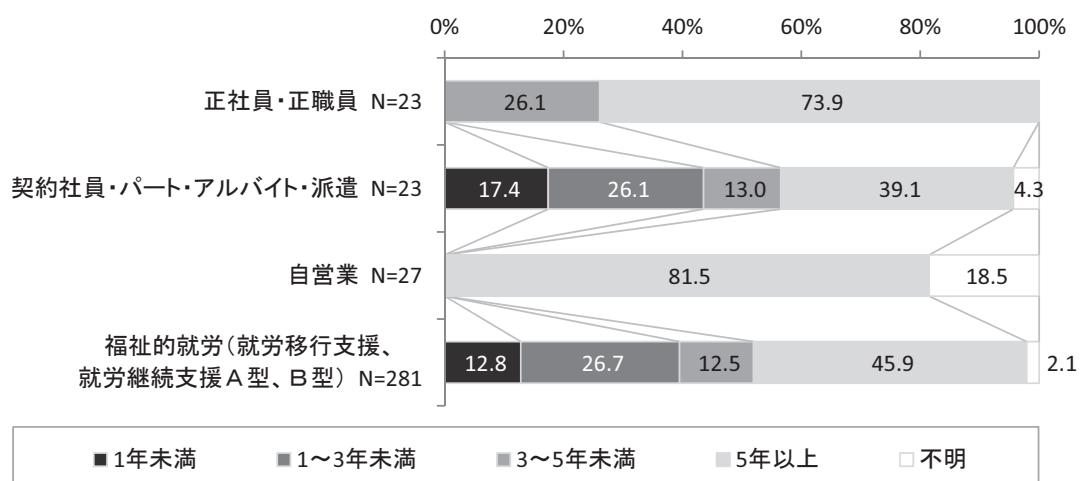
手帳種類別にみると、精神手帳所持者では「1~3年未満」が比較的高く、全体を10ポイント以上上回っており、3年未満が過半数を占めている。一方、「5年以上」は3割台にとどまっており、全体を10ポイント以上下回っている。

今の職場での勤務期間<手帳種類別>



勤務形態別にみると、正社員・正職員のすべてが3年以上の勤務であり、自営業では8割以上が「5年以上」と回答している。一方、契約社員・パート・アルバイト・派遣では「5年以上」の勤務は4割弱にとどまっている。

今の職場での勤務期間<勤務形態別>

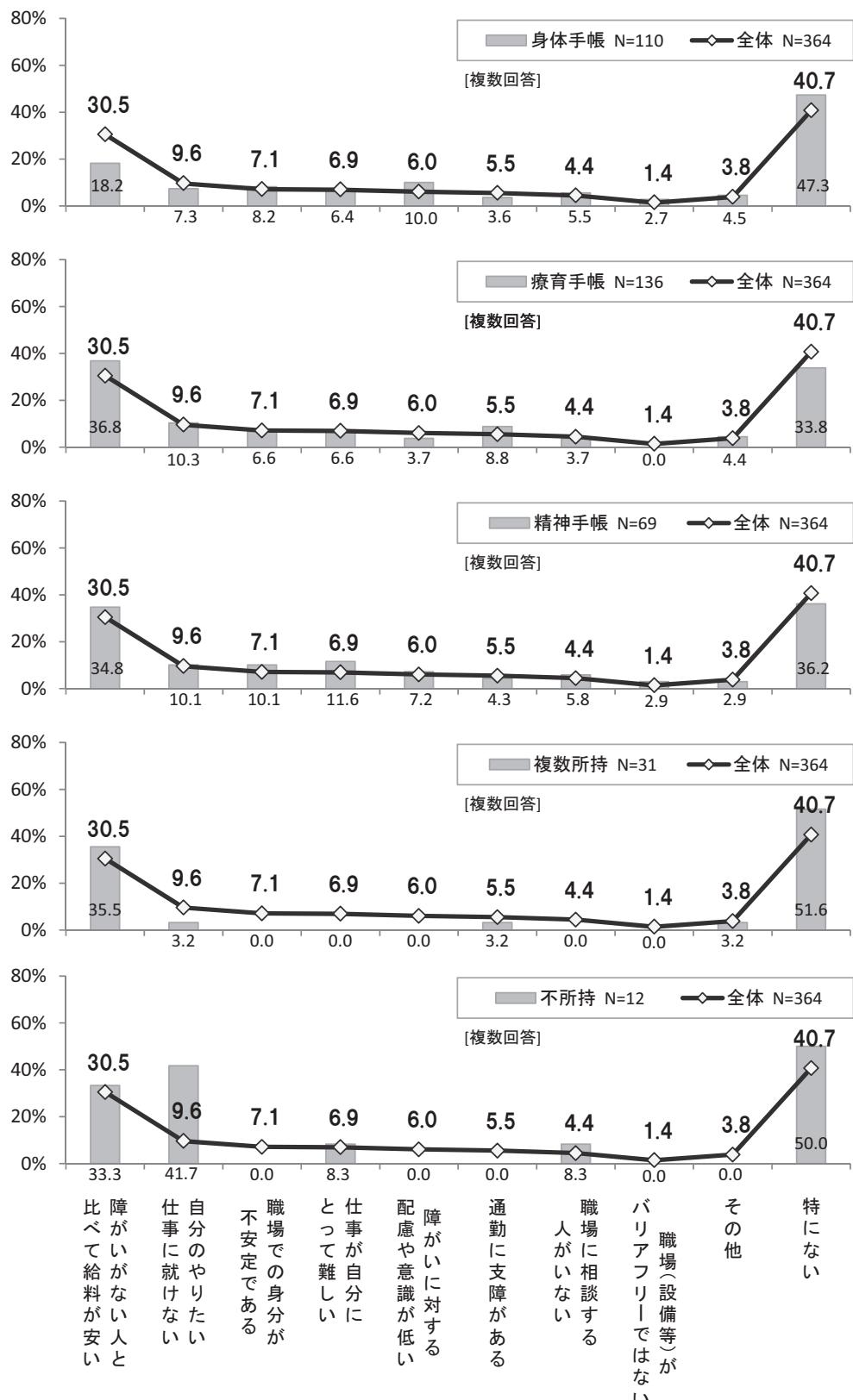


(4) 現在の仕事や職場に対する不満はありますか。【3つまで○印】

仕事をしている対象者全体の3割強が「障がない人と比べて給料が安い」と感じている。一方、不満は「特ない」とする回答者も4割を超えてい。

なお、身体手帳所持者では「障がない人と比べて給料が安い」は2割未満にとどまっている。

現在の仕事や職場への不満＜手帳種類別＞ * 全体: M.T. = 115.9%、NA = 10.2%

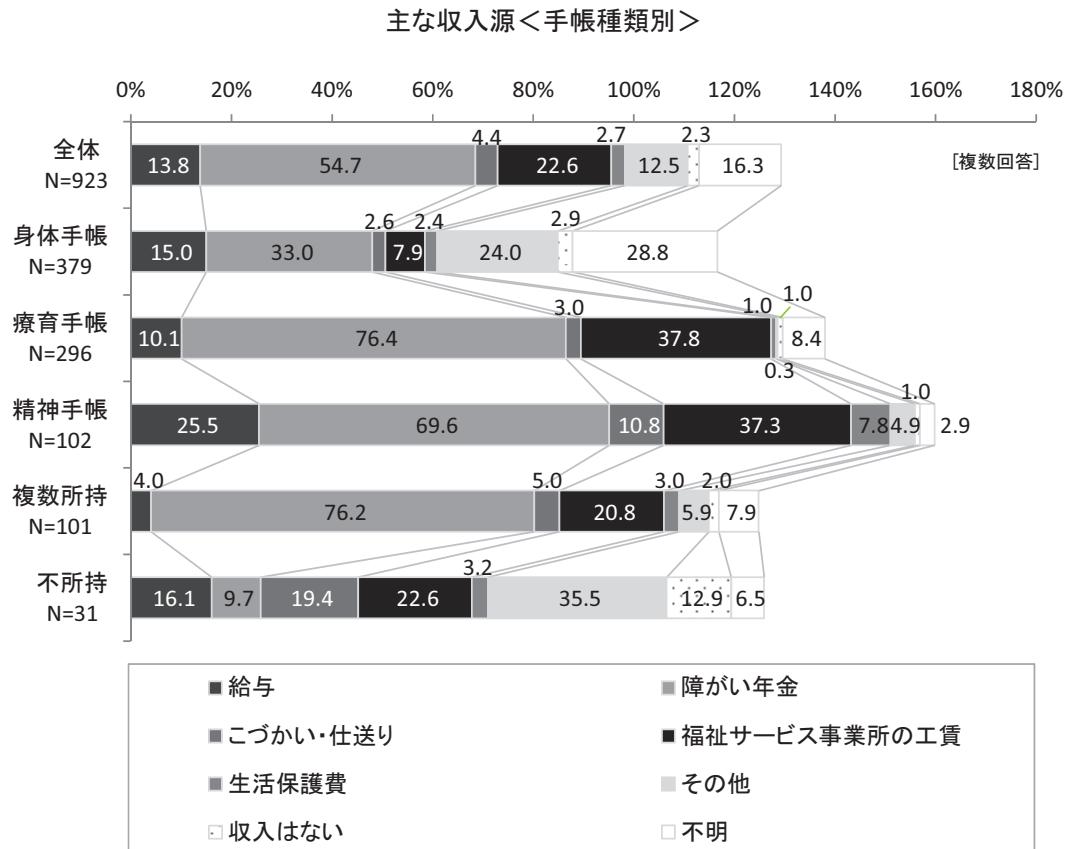


第V編 参考資料

(5) 主な収入源は何ですか。【2つまで○印】

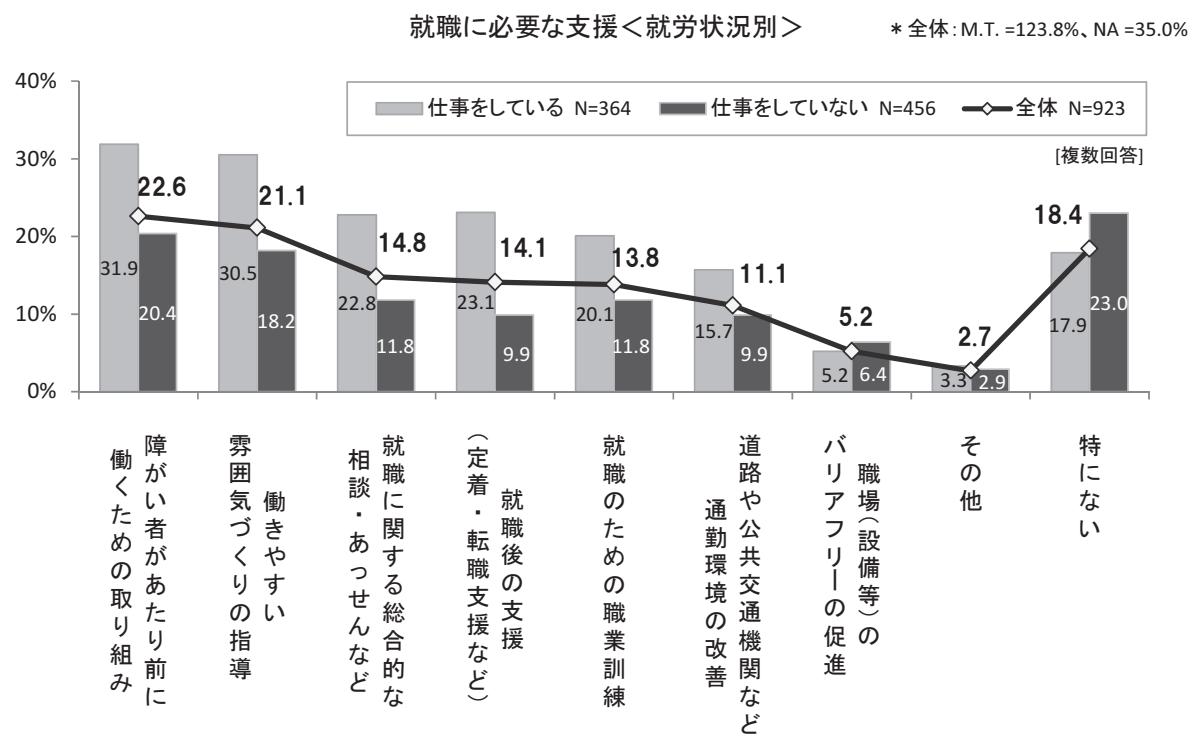
18歳以上の対象者全体の半数以上が「障がい年金」と回答し、以下「福祉サービス事業所の工賃」「給与」と続いている。なお、その他として「年金（国民年金・厚生年金）」10.1%（93件）が挙げられている。

また、療育手帳および複数種類の手帳所持者では、それぞれの7割を超える回答者が「障がい年金」を挙げ、それぞれ全体を20ポイント以上上回っている。



(6) 就職に対し、必要だと思う支援は何ですか。【3つまで○印】

18歳以上の対象者全体では、それぞれ2割以上が「障がい者があたり前に働くための取り組み」「働きやすい雰囲気づくりの指導」を挙げており、現在仕事をしている回答者においては、ともに3割を超えており。



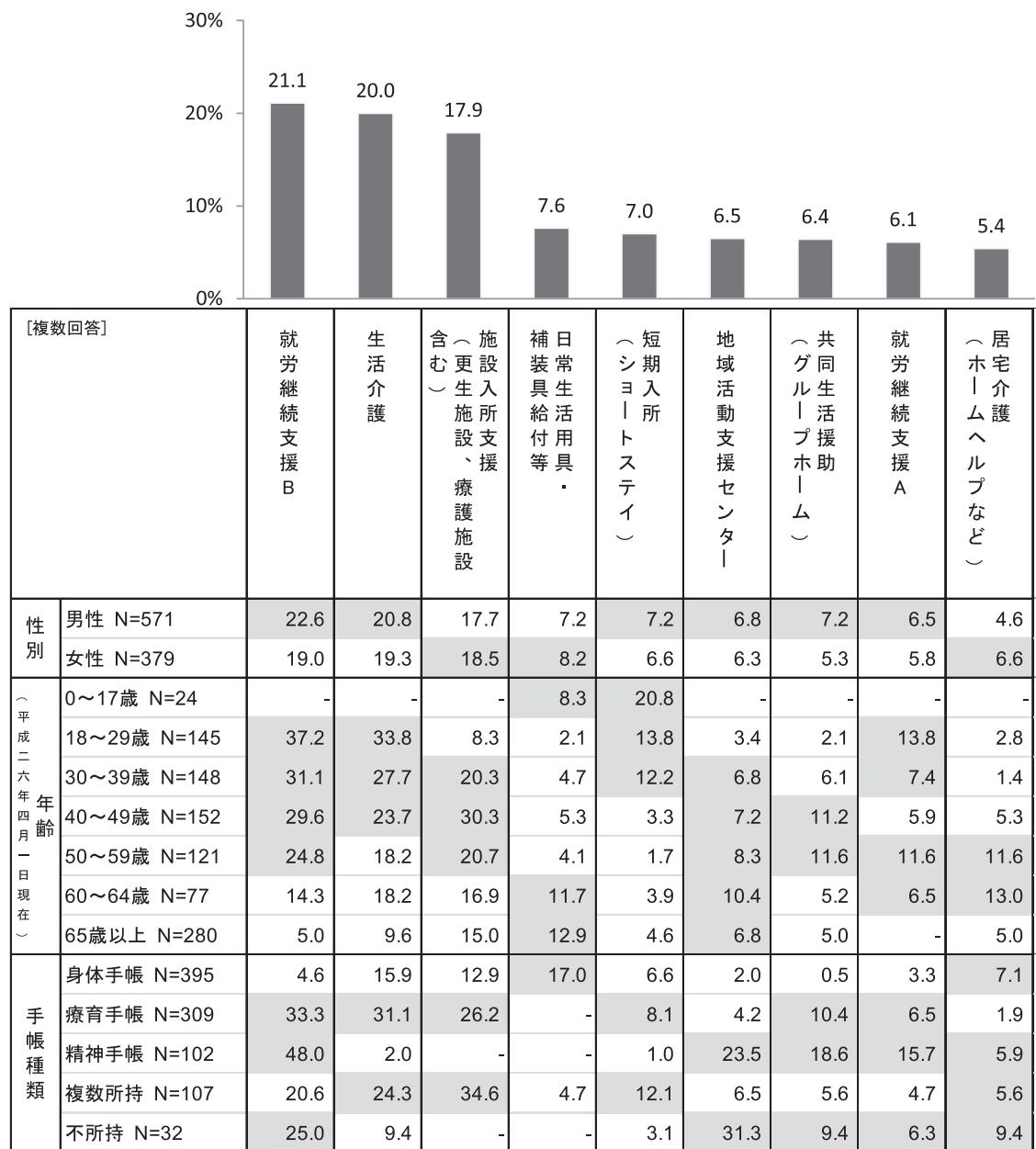
6 障がい福祉サービスについて

(1) 現在、利用しているサービスはどれですか。【あてはまるものに○印】

全体では、「就労継続支援B」を利用している割合が最も高く、以下「生活介護」「施設入所支援（更生施設、療護施設含む）」と続いている。

手帳種類の別にみると、精神手帳所持者では「就労継続支援B」が、手帳不所持者では「地域活動支援センター」の利用割合が比較的高く、全体をそれぞれ20ポイント以上上回っている。

現在、利用しているサービス<性・年齢・手帳種類別>



■ 全体 N=962

M.T. = 119.8%

NA = 22.6%

	自立能訓練・生活訓練)	日中一時支援	行動援護	就労移行支援	移動支援	放課後等デイサービス	訪問入浴サービス	療養介護	～視覚障がい者対象～	意手思疎通訳等支援	児童発達支援	不明
5.4	4.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.2	0.8	0.7	0.4	0.3		
5.6	4.2	2.6	3.0	1.2	1.9	0.9	0.5	0.2	0.5	0.2	21.2	
5.3	5.3	1.8	1.3	2.9	1.3	1.8	1.3	1.6	0.3	0.5	23.7	
8.3	29.2	-	-	4.2	70.8	-	-	-	-	-	12.5	12.5
3.4	13.8	9.0	4.1	2.8	-	-	-	0.7	1.4	-	-	2.1
10.8	5.4	2.0	6.1	2.7	-	0.7	1.4	-	-	-	-	7.4
5.3	2.0	2.0	2.6	2.6	-	0.7	0.7	1.3	-	-	-	8.6
5.0	2.5	1.7	0.8	2.5	-	1.7	-	0.8	1.7	-	-	16.5
-	-	-	2.6	1.3	-	-	-	1.3	-	-	-	28.6
5.4	1.4	0.4	-	0.4	-	2.9	1.8	0.7	-	-	-	50.0
5.1	2.0	0.8	0.3	1.8	0.8	2.5	1.3	0.8	1.0	0.5	45.8	
4.9	8.1	5.5	2.6	2.3	2.6	0.3	0.3	-	-	-	-	4.9
6.9	1.0	-	9.8	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0
6.5	8.4	1.9	0.9	3.7	4.7	-	1.9	2.8	-	-	-	12.1
9.4	3.1	-	6.3	-	-	3.1	-	-	-	3.1	-	15.6

* 全体における回答率を超えるものに網掛け

第V編 参考資料

高次脳機能障がいの診断を受けている者では「短期入所（ショートステイ）」を利用している割合が最も高く、全体を10ポイント以上上回っている。

現在、利用しているサービス＜認定・診断の有無別＞

[複数回答]		就労継続支援B	生活介護	含む（施設入所支援、療護施設）	補助器具・日常生活用具等	短期ショートステイ	地域活動支援センター	共同生活援助ホーム	就労継続支援A	（住宅介護ヘルプなど）
全体 N=962		21.1	20.0	17.9	7.6	7.0	6.5	6.4	6.1	5.4
難病の認定	受けている N=54	3.7	13.0	13.0	3.7	5.6	9.3	-	7.4	11.1
	受けていない N=831	23.5	21.4	18.7	7.8	7.3	7.0	7.3	6.5	4.9
発達障害がないの	受けている N=107	24.3	27.1	25.2	-	11.2	2.8	4.7	8.4	1.9
	受けっていない N=745	21.7	19.9	16.5	9.1	6.8	7.7	7.1	6.4	5.9
障がいの高次脳機能の診断	受けている N=26	3.8	15.4	15.4	15.4	19.2	-	-	11.5	15.4
	受けっていない N=833	23.2	20.9	17.8	7.7	7.0	7.3	7.1	6.5	4.9

(自立能訓練・生活訓練)	日中一時支援	行動援護	就労移行支援	移動支援	放課後等デイサービス	訪問入浴サービス	療養介護	(同行援護がいき者対象)	意思疎通訳等支援	児童発達支援	不明
5.4	4.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.2	0.8	0.7	0.4	0.3	22.6
5.6	-	-	1.9	1.9	-	3.7	-	-	-	3.7	38.9
5.7	5.3	2.6	2.5	1.8	1.9	0.8	1.0	0.7	0.5	0.1	18.8
5.6	11.2	6.5	4.7	2.8	8.4	-	-	-	-	1.9	3.7
5.8	4.3	1.7	2.1	1.6	0.9	0.9	1.1	0.9	0.5	0.1	22.1
7.7	3.8	-	3.8	3.8	3.8	7.7	7.7	-	-	-	15.4
5.6	4.9	2.4	2.2	1.6	1.7	0.7	0.7	0.8	0.5	0.4	19.9

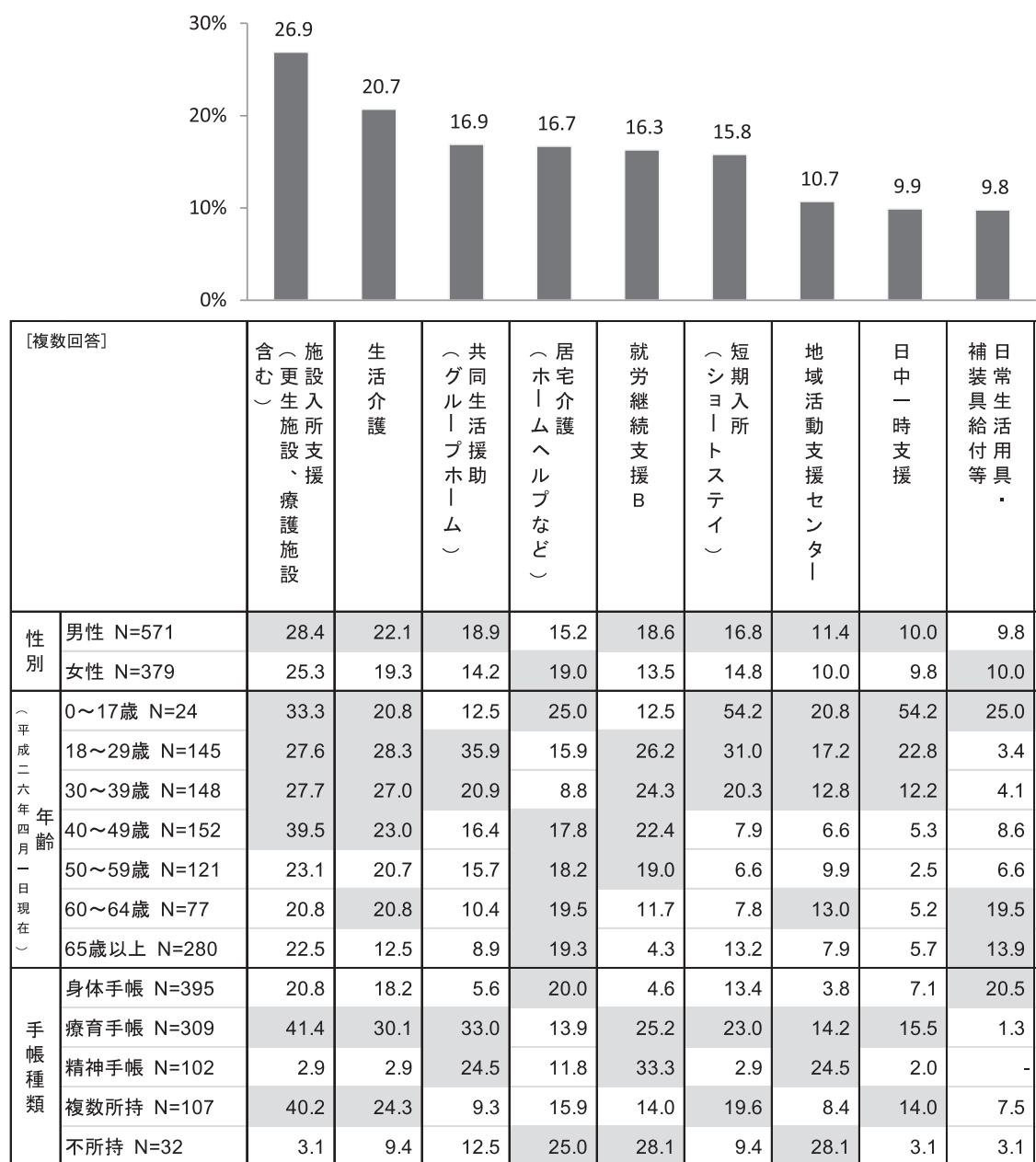
* 全体における回答率を超えるものに網掛け

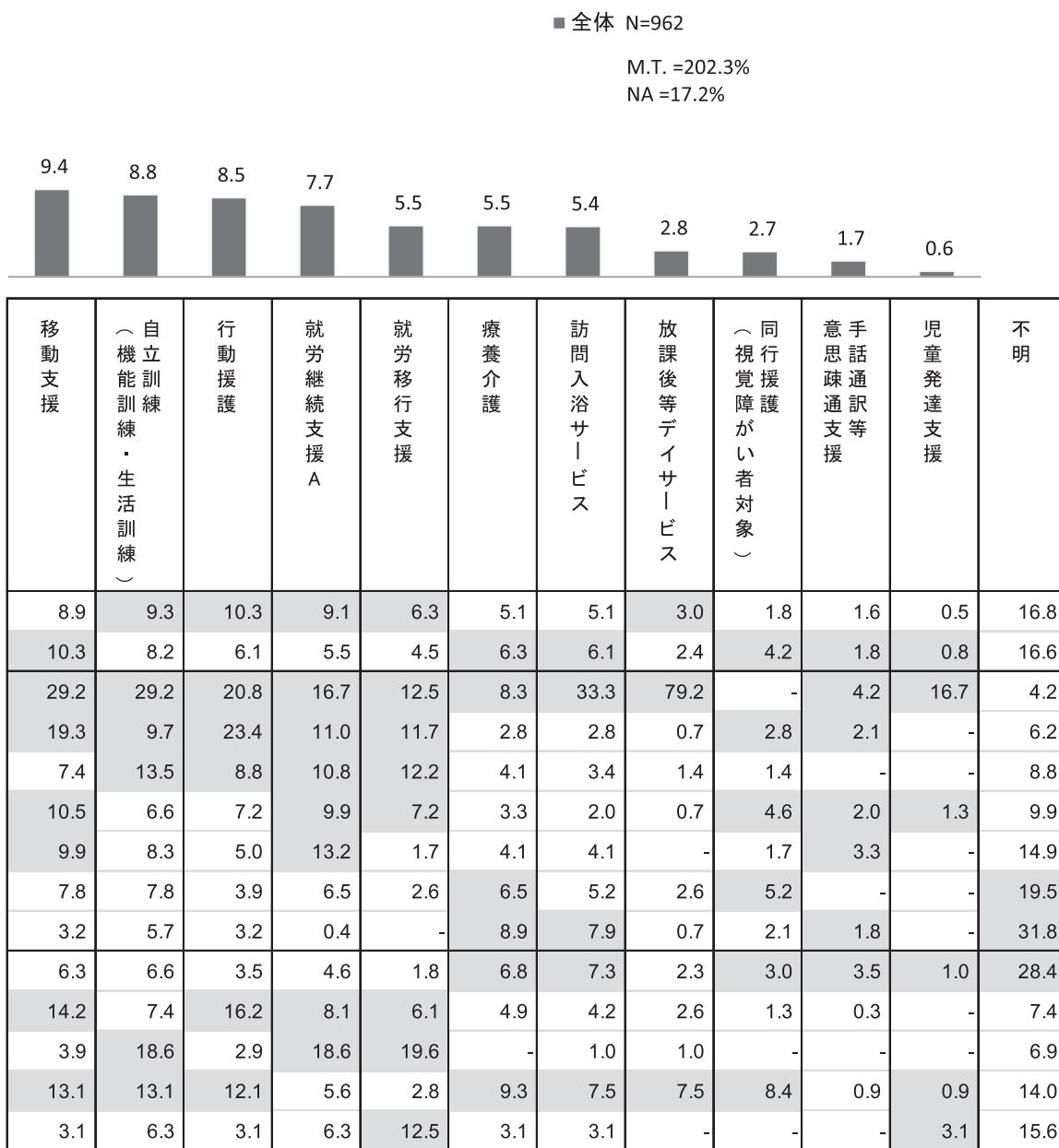
第V編 参考資料

(2) 今後、必要になると思われるサービス（継続利用の予定も含む）はどれですか。
【あてはまるものに○印】

全体の1/4以上が「施設入所支援（更生施設、療護施設含む）」が今後は必要になると考えており、療育手帳所持者および複数種類の手帳所持者においては、それぞれの4割を超えてい。

今後、必要なサービス<性・年齢・手帳種類別>





* 全体における回答率を超えるものに網掛け

第V編 参考資料

発達障がいの診断を受けている者の4割以上は、「施設入所支援（更生施設、療護施設含む）」が今後は必要になるとを考えている。

今後、必要なサービス＜認定・診断の有無別＞

[複数回答]		含む 施設 ～ 生入 施所 設支 援 療護 施設	生活 介護	(共 同 グル ー 活 活 普 助 ホ ム ム)	～居 宅 ホー ム 介 護 ム ヘル プ な ど	就 労 繼 続 支 援 B	(短 期 シ ョ ー ト ス テ イ ー)	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	日 中 一 時 支 援	補 装 具 給 付 用 等 具 ・
全体 N=962		26.9	20.7	16.9	16.7	16.3	15.8	10.7	9.9	9.8
難病の認定	受けている N=54	18.5	18.5	7.4	25.9	1.9	16.7	11.1	7.4	11.1
	受けていない N=831	28.6	22.0	19.0	16.6	18.4	16.6	11.6	10.5	9.6
発達障害診断がないの	受けている N=107	41.1	27.1	28.0	19.6	19.6	23.4	15.9	17.8	2.8
	受けていない N=745	26.2	20.5	17.3	17.0	16.6	16.0	11.0	9.4	11.1
障がいの診断	受けている N=26	30.8	11.5	7.7	26.9	11.5	26.9	-	11.5	15.4
	受けっていない N=833	27.7	21.7	18.8	16.7	17.6	16.4	12.1	10.4	9.8

移動支援	(自立能訓練・生活訓練)	行動援護	就労継続支援A	就労移行支援	療養介護	訪問入浴サービス	放課後等デイサービス	(同行援護がい者対象)	意思疎通訳等支援	児童発達支援	不明
9.4	8.8	8.5	7.7	5.5	5.5	5.4	2.8	2.7	1.7	0.6	17.2
7.4	11.1	9.3	9.3	-	7.4	9.3	3.7	3.7	-	3.7	24.1
10.0	9.0	8.9	8.1	6.4	5.8	5.3	2.9	2.5	1.8	0.5	14.1
13.1	15.9	17.8	10.3	10.3	6.5	6.5	8.4	1.9	0.9	1.9	6.5
9.3	8.2	6.7	8.1	5.5	5.6	5.5	2.3	3.0	1.7	0.5	16.0
11.5	26.9	7.7	11.5	3.8	19.2	19.2	3.8	-	-	-	23.1
9.7	8.5	8.4	8.0	6.0	5.2	5.0	3.0	2.9	1.7	0.7	14.8

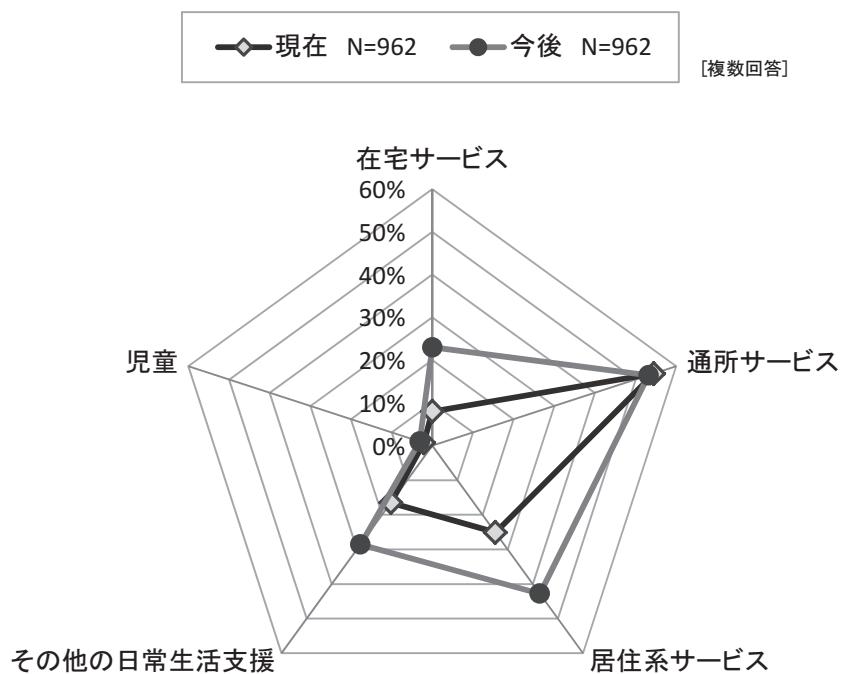
* 全体における回答率を超えるものに網掛け

第V編 参考資料

障がい福祉サービスの、現在の利用と今後の需要について、サービスの種類別にみると、現在の利用、今後の需要ともに、通所サービスの割合が最も高く、いずれも5割を超えており。なお、現在と今後の回答率の差は1ポイント強にとどまっている。

それに対して、在宅サービス、居住系サービス及びその他の日常生活支援では、いずれも今後が現在を10ポイント以上上回っている。

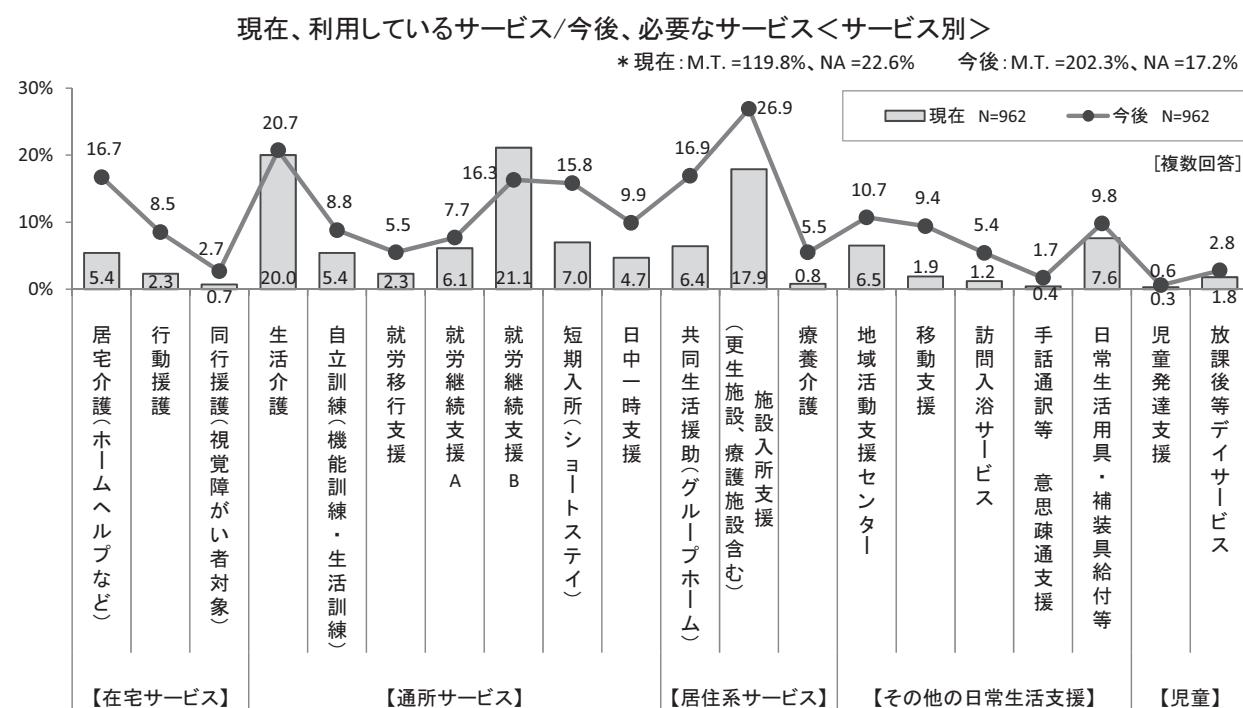
現在、利用しているサービス/今後、必要なサービス<サービス種類別>



% [複数回答]	現在 N=962	今後 N=962	差引 [今後] - [現在]
在宅サービス	8.0	23.0	15.0
通所サービス	54.5	53.2	-1.3
居住系サービス	25.1	42.8	17.7
その他の日常生活支援	16.5	28.6	12.1
児童	2.1	3.1	1.0

現在の利用において回答割合の高い「就労継続支援B」「生活介護」及び「施設入所支援」における、今後の需要についてみると、「就労継続支援B」では今後が現在を下回り、「生活介護」ではほぼ同率、「施設入所支援」では今後が現在を上回っている。

また、「居宅介護（ホームヘルプなど）」及び「共同生活援助（グループホーム）」においては、今後が現在を10ポイント以上上回っている。

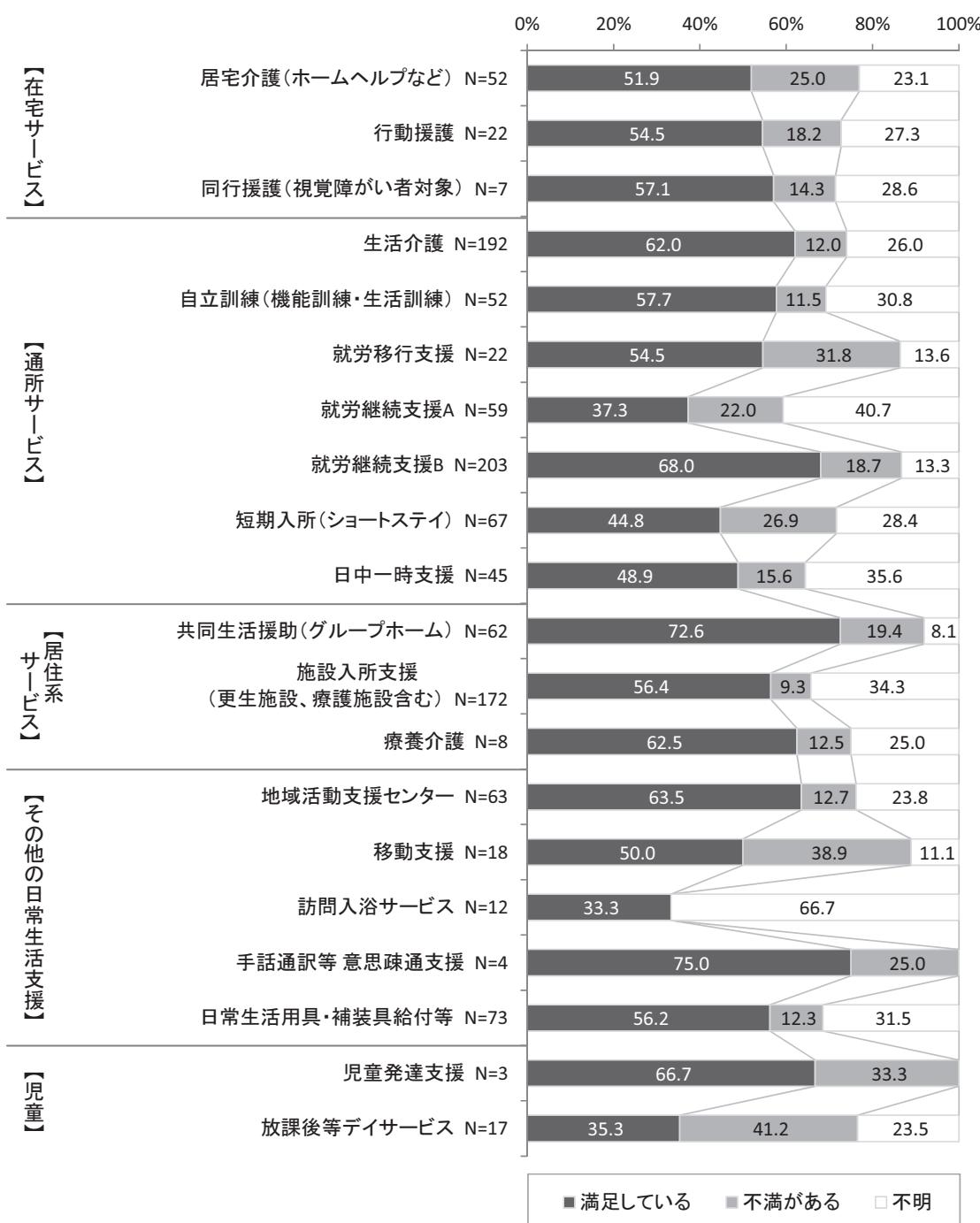


(3) サービスそれぞれの満足/不満足を伺います。【1つに○印】

現在利用しているサービスについて満足しているかどうかをみると、就労継続支援B、共同生活援助（グループホーム）及び手話通訳等意思疎通支援では、利用者の7割前後が「満足している」。

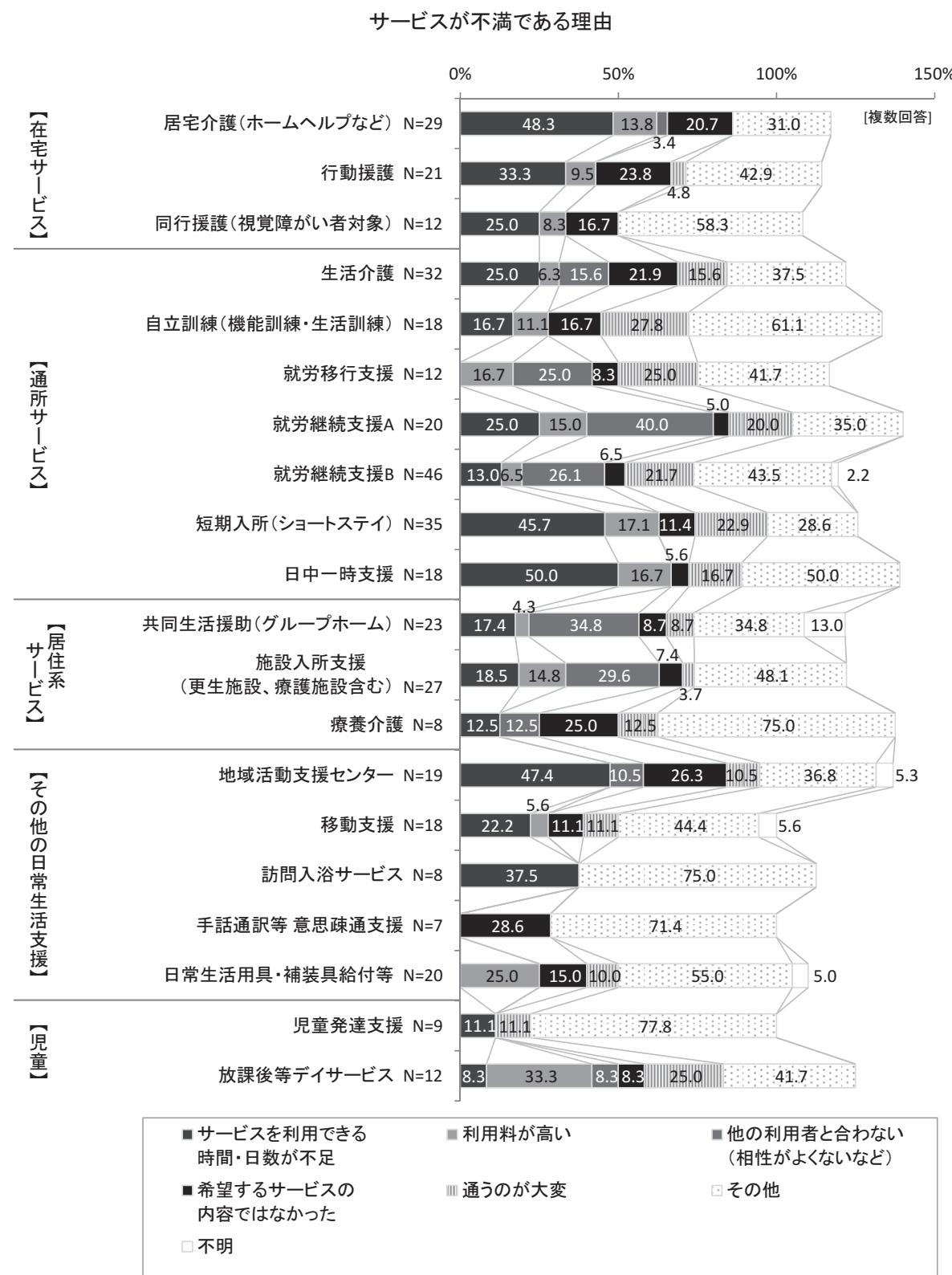
一方、移動支援および放課後等デイサービスでは、利用者のそれぞれ4割前後がサービスに「不満がある」。

現在利用しているサービスの満足度



(4) 不満である理由は何ですか。【それぞれ2つまで○印】

サービスに不満がある対象者の、不満である理由をそのサービスごとにみると、居宅介護（ホームヘルプなど）、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援および地域活動支援センターにおいては「サービスを利用できる時間・日数が不足」を挙げる割合がそれぞれ最も高く、いずれも4割を超えており、また、就労継続支援Aおよび共同生活援助（グループホーム）では「他の利用者と合わない（相性がよくないなど）」がともに3割以上挙げられている。



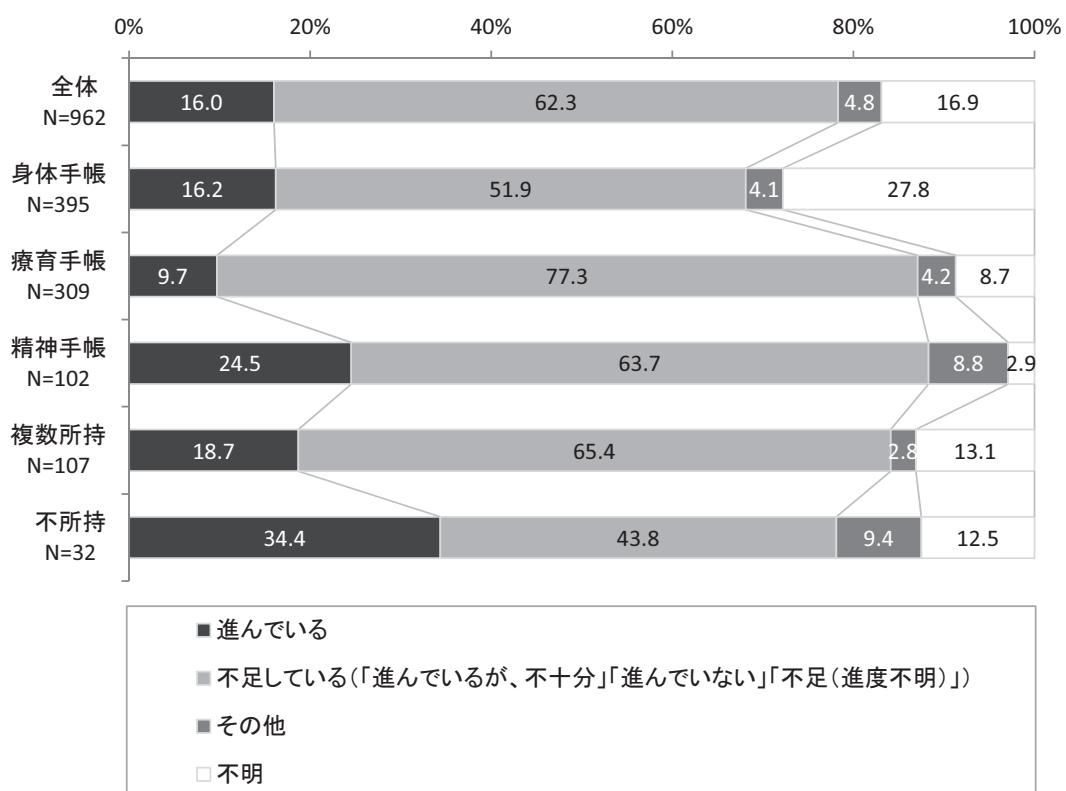
7 障がい者への理解

(1) 障がい者に対する周囲の理解が進んでいると思いますか。【1つに○印】

理解が『不足している』との回答が、全体の6割以上を占めている（「進んでいるが、不十分」37.0%、「進んでいない」22.7%、「不足（進度不明）」2.6%）。

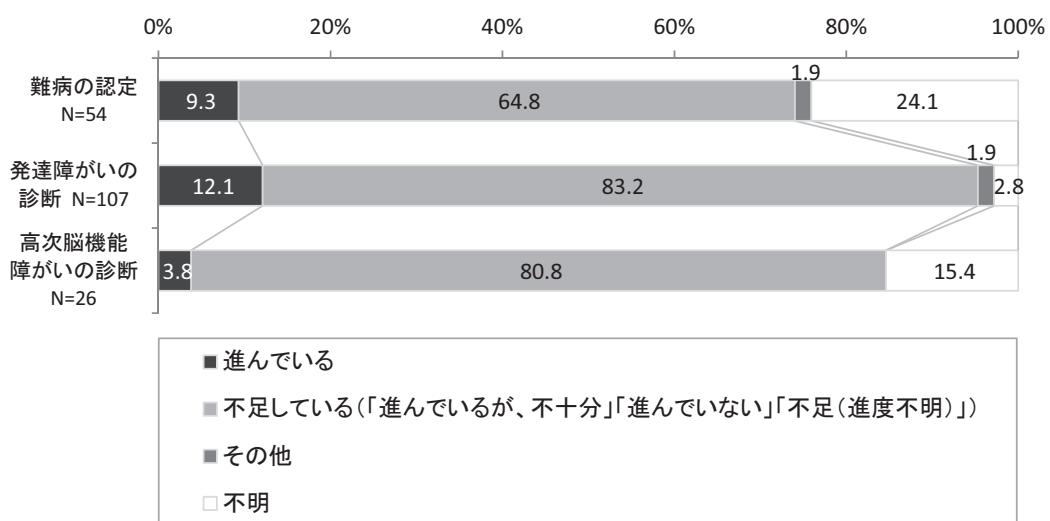
手帳種類別にみると、手帳不所持者の3割以上が「進んでいる」と回答しているのに対し、療育手帳所持者では1割にも満たない。

障がい者に対する周囲の理解＜手帳種類別＞



また、発達障がい及び高次脳機能障がいの回答者のそれぞれ8割以上が、理解が『不足している』と感じている。

障がい者に対する周囲の理解＜認定・診断を「受けている」＞

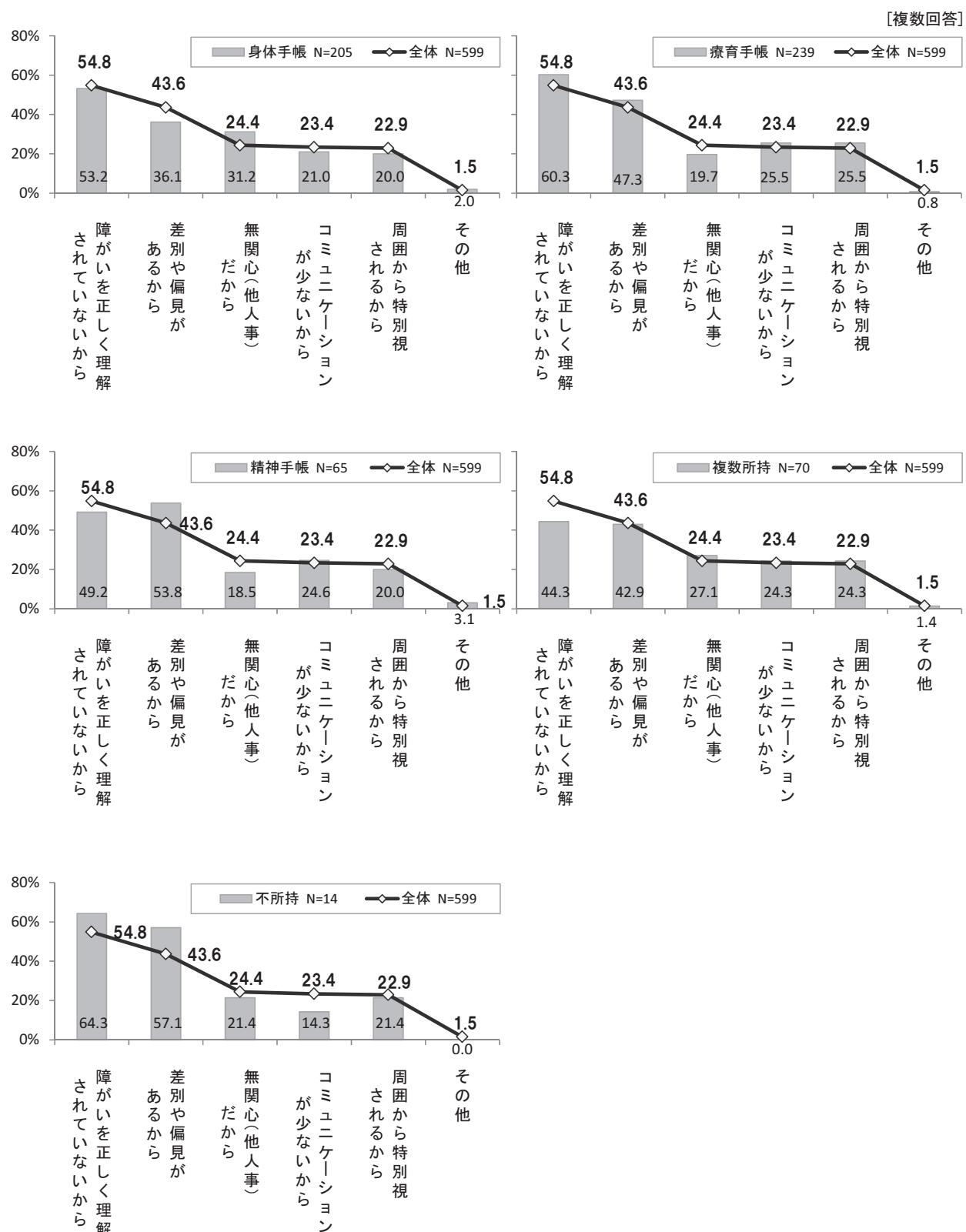


(2) 周囲の理解が不足していると思われる理由は何ですか。【2つまで○印】

理解の不足を感じている対象者全体の半数以上が「障がいを正しく理解されていないから」を挙げている。

また、精神手帳所持者および手帳不所持者では「差別や偏見があるから」が比較的高く、全体をそれぞれ 10 ポイント以上 上回っている。

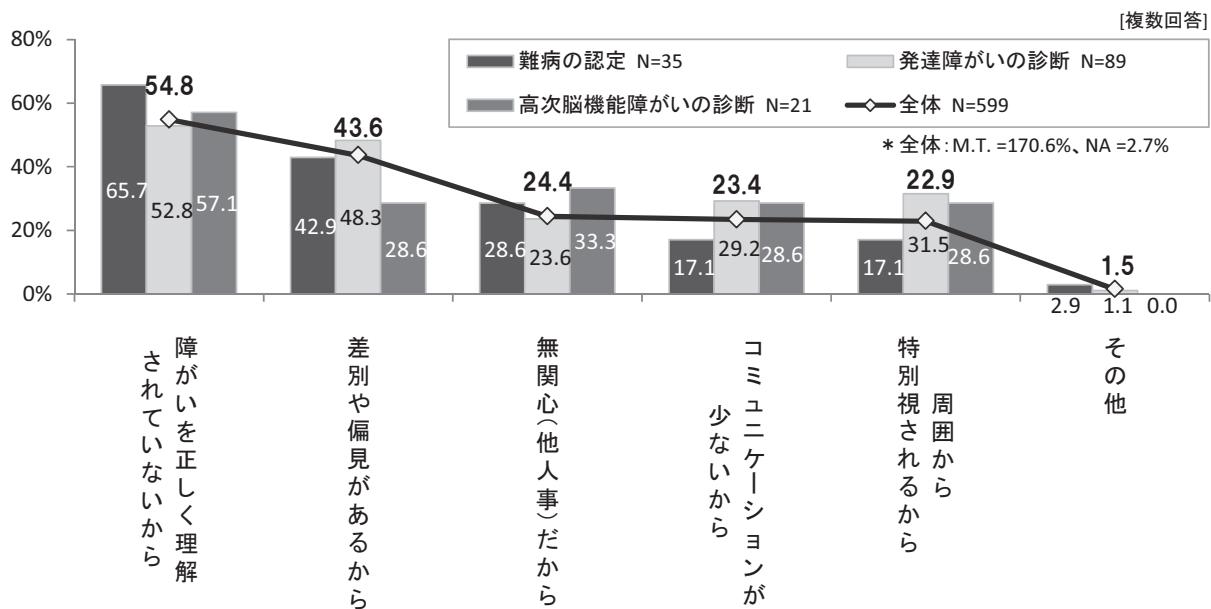
理解が不足していると思う理由＜手帳種類別＞ * 全体:M.T.=170.6%、NA=2.7%



第V編 参考資料

難病の回答者では「障がいを正しく理解されていないから」が6割以上と、全体より10ポイント以上高く、高次脳機能障がいの回答者では「無関心（他人事）だから」が3割を超えていている。

理解が不足していると思う理由＜認定・診断を「受けている」＞

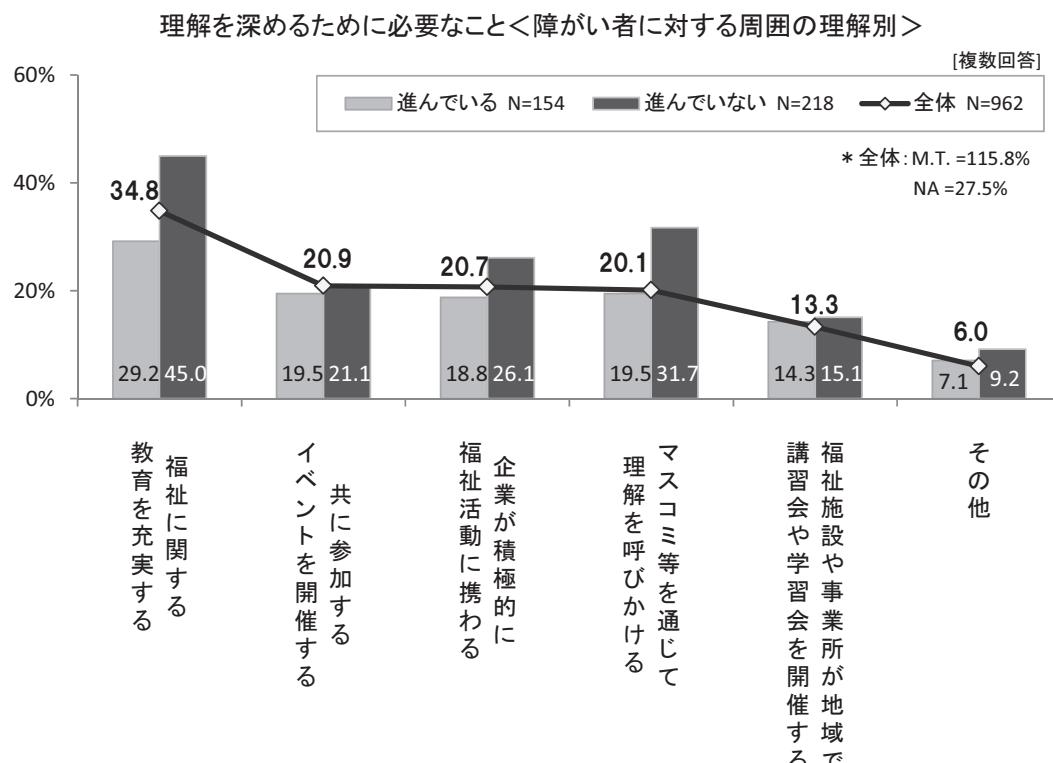


(3) 障がい者の理解を深めるために必要なことは何ですか。【2つまで○印】

全体では、「福祉に関する教育を充実する」と回答された割合が最も高く、以下「共に参加するイベントを開催する」「企業が積極的に福祉活動に携わる」「マスコミ等を通じて理解を呼びかける」と続いている。

また、その他として「障がい者本人が積極的に地域活動に参加する」「自分自身が障がい者と同様になる様なシミュレーションを受ける」などが挙げられている。

障がい者に対する周囲の理解別にみると、周囲の理解が進んでいないと感じている回答者では、「福祉に関する教育を充実する」こと、及び「マスコミ等を通じて理解を呼びかける」ことを必要と考える割合が、全体をそれぞれ 10 ポイント以上 上回っている。

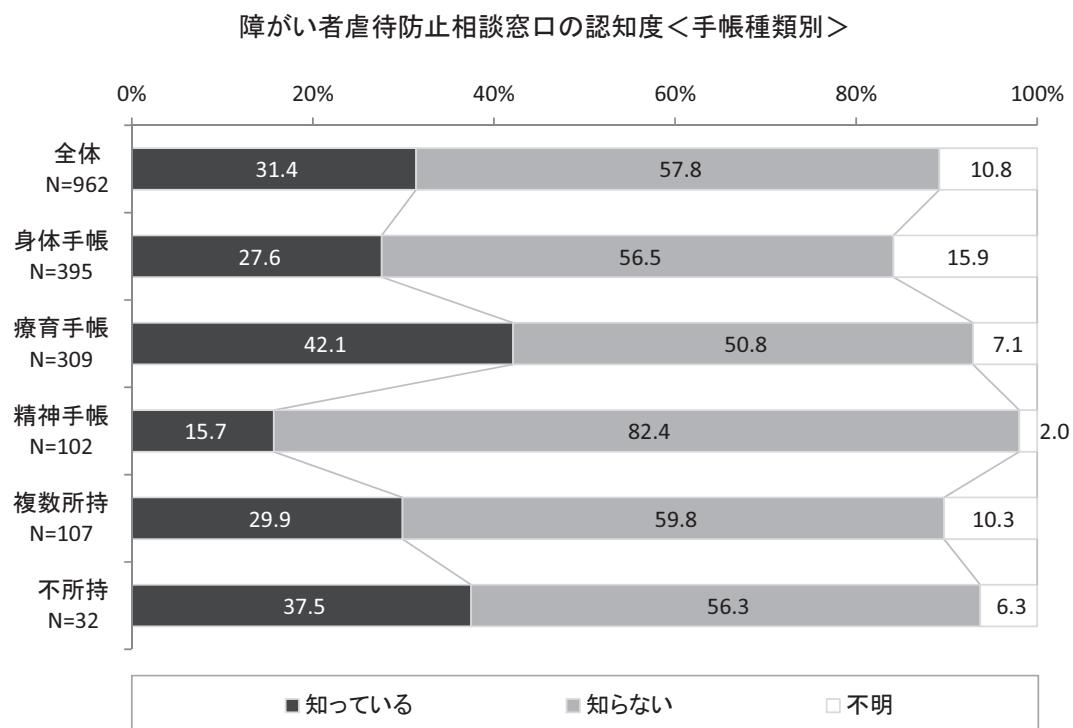


8 権利擁護について

- (1) 市に障がい者虐待防止相談窓口（市役所1階：社会福祉課窓口）があることを知っていますか。

障がい者虐待防止相談窓口を「知らない」回答者が全体の過半数を占めている。

手帳種類別にみると、精神手帳所持者の8割以上が「知らない」と回答しており、全体を20ポイント以上上回っている。一方、療育手帳所持者の4割以上が「知っている」としており、全体を10ポイント以上上回っている。

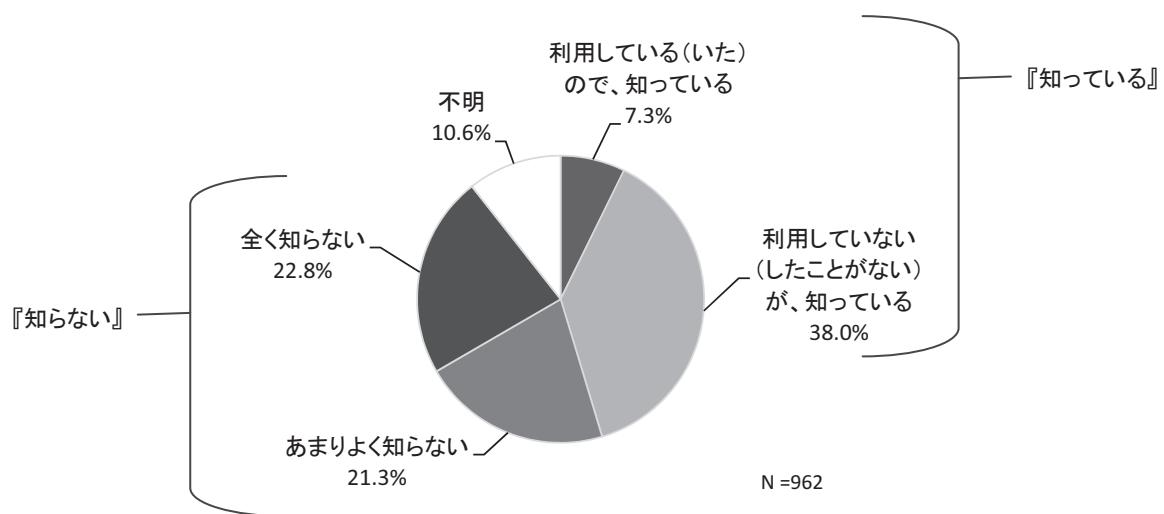


(2) 成年後見制度※を知っていますか。【1つに○印】

※成年後見制度…判断能力が不十分な方が日常生活における不利益を受けないよう、権利を守り支援する制度

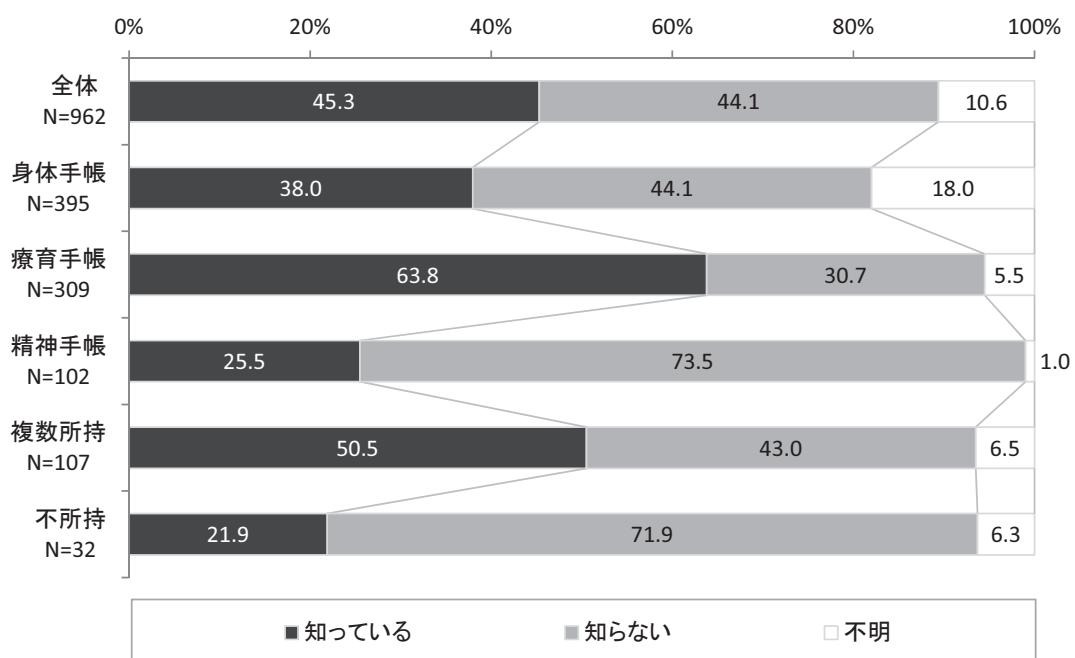
全体では、『知っている』が 45.3%（「利用している（いた）ので、知っている」 7.3%、「利用していない（したことがない）が、知っている」 38.0%）、『知らない』が 44.1%（「あまりよく知らない」 21.3%、「全く知らない」 22.8%）と、ほとんど差はみられない。なお、『知っている』回答者のうちでは、制度の未経験者が利用経験者を 30 ポイント以上 上回っている。

成年後見制度の認知度



手帳種類別にみると、療育手帳所持者の 6 割以上が『知っている』としている一方、精神手帳所持者における認知度は 1/4 強にとどまる。

成年後見制度の認知度<手帳種類別>



9 災害などの緊急時について

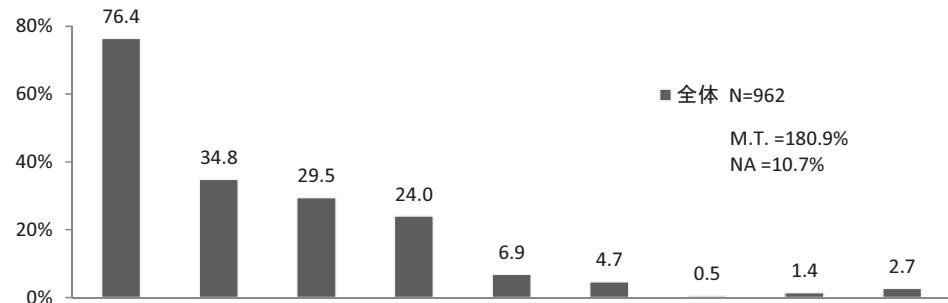
(1) 災害などの緊急時に、どのような方法で緊急情報を得ますか。【3つまで○印】

全体の7割以上が「テレビ」から情報を得ており、精神手帳所持者では9割を超えてい。

対象者の年齢別にみると、30歳未満では「携帯電話」の利用割合が比較的高く、0~17歳および18~29歳とともに3割以上と、全体をそれぞれ10ポイント以上上回っている。

また、身体手帳所持者のうち、視覚障がいの回答者の6割以上が「ラジオ」を利用しておらず、全体を30ポイント以上上回っている。

緊急情報を得るための手段<年齢・手帳種類・身体障がい・障がい種別>



[複数回答]		テレビ	人から聞く	ラジオ	携帯電話	パソコン	テ文字ビ放送	ファックス	その他	特になし	不明
平成二十六年四月一日現在	0~17歳 N=24	45.8	29.2	8.3	37.5	8.3	-	-	-	-	50.0
	18~29歳 N=145	74.5	42.1	22.1	37.2	11.7	1.4	-	1.4	1.4	9.0
	30~39歳 N=148	75.0	28.4	29.1	28.4	10.8	2.7	0.7	1.4	4.1	11.5
	40~49歳 N=152	79.6	44.1	36.2	26.3	3.3	2.6	0.7	1.3	2.0	8.6
	50~59歳 N=121	81.0	28.9	33.1	17.4	6.6	5.8	-	0.8	4.1	9.1
	60~64歳 N=77	80.5	37.7	33.8	20.8	7.8	5.2	1.3	2.6	2.6	9.1
	65歳以上 N=280	73.9	31.4	28.6	15.4	3.2	7.5	0.7	1.4	2.9	12.1
	身体手帳 N=395	77.2	31.4	28.9	23.3	7.6	6.8	1.0	1.3	2.3	12.2
手帳種類	療育手帳 N=309	72.8	42.4	27.5	23.6	4.5	2.3	0.3	1.3	4.2	9.4
	精神手帳 N=102	91.2	32.4	37.3	24.5	9.8	2.9	-	2.9	1.0	3.9
	複数所持 N=107	62.6	33.6	29.0	22.4	3.7	5.6	-	0.9	2.8	19.6
	不所持 N=32	84.4	15.6	43.8	25.0	18.8	-	-	-	-	15.6
	肢体不自由 N=163	76.1	36.2	28.2	26.4	8.0	4.9	0.6	-	1.8	15.3
障がい種別	視覚障がい N=27	66.7	37.0	63.0	29.6	3.7	7.4	-	-	-	3.7
	聴覚障がい N=64	62.5	37.5	12.5	15.6	3.1	12.5	1.6	1.6	6.3	17.2
	内部機能障がい N=123	85.4	25.2	32.5	28.5	9.8	7.3	1.6	1.6	0.8	7.3
	その他 N=33	63.6	36.4	15.2	9.1	-	3.0	-	3.0	3.0	24.2
	重複 N=25	72.0	36.0	36.0	28.0	-	4.0	-	8.0	4.0	12.0

* 全体における回答率を超えるものに網掛け

(2) 災害などの緊急時に、困ると思われることは何ですか。

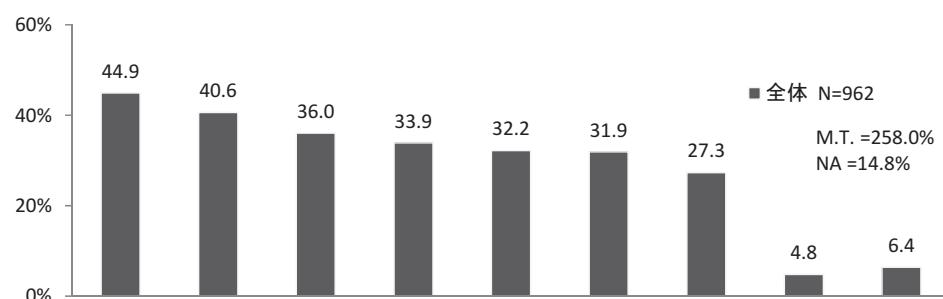
【あてはまるものすべてに○印】

全体では「安全なところまですばやく避難できない」が最も高く、以下「何が起こっているのか把握できない」「パニックになって、どのように対応すべきか判断できない」と続いている。また、その他として「周囲へ迷惑をかける」ことを案じる意見などが挙げられている。

手帳種類別にみると、療育手帳所持者のそれぞれ半数以上が「安全なところまですばやく避難できない」「何が起こっているのか把握できない」「パニックになって、どのように対応すべきか判断できない」を挙げている。

身体手帳所持者のうちでは、視覚障がいのある回答者の7割以上が「安全なところまですばやく避難できない」ことを不安に思っている。

災害時などに困ると思うこと<年齢・手帳種類・身体障がい:障がい種別>



[複数回答]		す 安 ば全 やな くと 避 難 ろ でま きで な い	把 握 が で起 きこ な いと の か	判 ど パ 断 の ニ でよ う き な い 対 応 つ す べ き か	で 障 障 き が が る い い 環 境 者 が 用 が 避 整 難 イ つ 所 レ し て な い 生 ど な 活 、 い	受 け 難 く る 所 と 投 が 薬 難 や し 治 療 を	求 め り る の こ と に が 援 助 き を な い	情 物 避 報 資 料 が の 所 入 收 で 手 集 緊 急 情 報 い や	そ の 他	特 に 困 る こ と は な い	不 明
平成 二 六 年 四 月 一 日 現 在 ～	0～17歳 N=24	33.3	29.2	20.8	29.2	25.0	33.3	20.8	4.2	-	50.0
	18～29歳 N=145	59.3	62.1	55.9	26.9	31.7	51.0	49.7	9.7	1.4	9.7
	30～39歳 N=148	50.0	47.3	44.6	31.8	33.8	43.2	37.2	3.4	4.7	13.5
	40～49歳 N=152	46.1	46.1	38.2	36.8	46.7	40.8	29.6	2.0	5.9	10.5
	50～59歳 N=121	39.7	34.7	34.7	26.4	22.3	31.4	25.6	3.3	5.8	14.0
	60～64歳 N=77	37.7	37.7	26.0	40.3	24.7	13.0	18.2	5.2	13.0	11.7
	65歳以上 N=280	38.2	27.5	23.9	36.4	30.4	14.6	12.9	5.4	9.6	20.4
手 帳 種 類	身体手帳 N=395	41.0	26.1	21.8	42.0	30.1	18.0	18.0	4.8	8.1	19.0
	療育手帳 N=309	55.3	59.2	51.5	30.7	33.3	49.8	43.4	5.2	3.9	11.3
	精神手帳 N=102	26.5	33.3	44.1	14.7	40.2	31.4	21.6	4.9	10.8	7.8
	複数持 N=107	48.6	44.9	37.4	32.7	27.1	31.8	25.2	4.7	2.8	17.8
	不持 N=32	18.8	31.3	25.0	15.6	40.6	15.6	15.6	3.1	9.4	28.1
障 が い 種 別	肢体不自由 N=163	56.4	35.0	25.8	48.5	35.6	28.8	22.7	4.9	3.1	19.0
	視覚障がい N=27	74.1	55.6	37.0	55.6	40.7	37.0	33.3	-	3.7	3.7
	聴覚障がい N=64	28.1	39.1	29.7	15.6	15.6	25.0	29.7	1.6	10.9	21.9
	内部機能障がい N=123	26.8	18.7	21.1	48.8	34.1	6.5	9.8	5.7	8.9	17.1
	その他 N=33	45.5	33.3	30.3	27.3	18.2	30.3	15.2	12.1	3.0	21.2
	重複 N=25	52.0	28.0	24.0	44.0	52.0	12.0	24.0	8.0	12.0	20.0

* 全体における回答率を超えるものに網掛け

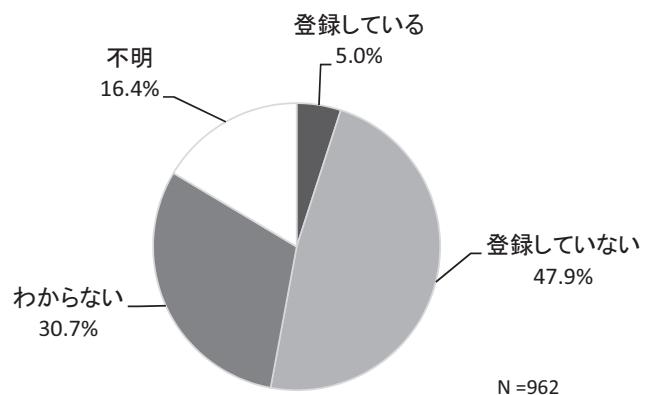
第V編 参考資料

(3) 避難行動要支援者名簿に登録していますか。【1つに○印】

※避難行動要支援者名簿…市が作成している名簿で、災害時に家族等の援助が困難で、支援が必要な高齢者や障がい者などを申請にもとづき登録する（自治会長、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会を通して申請する）

全体の4割以上が「登録していない」と回答しており、なかでも平米では9割以上、南条では8割以上が「登録していない」。

避難行動要支援者名簿への登録



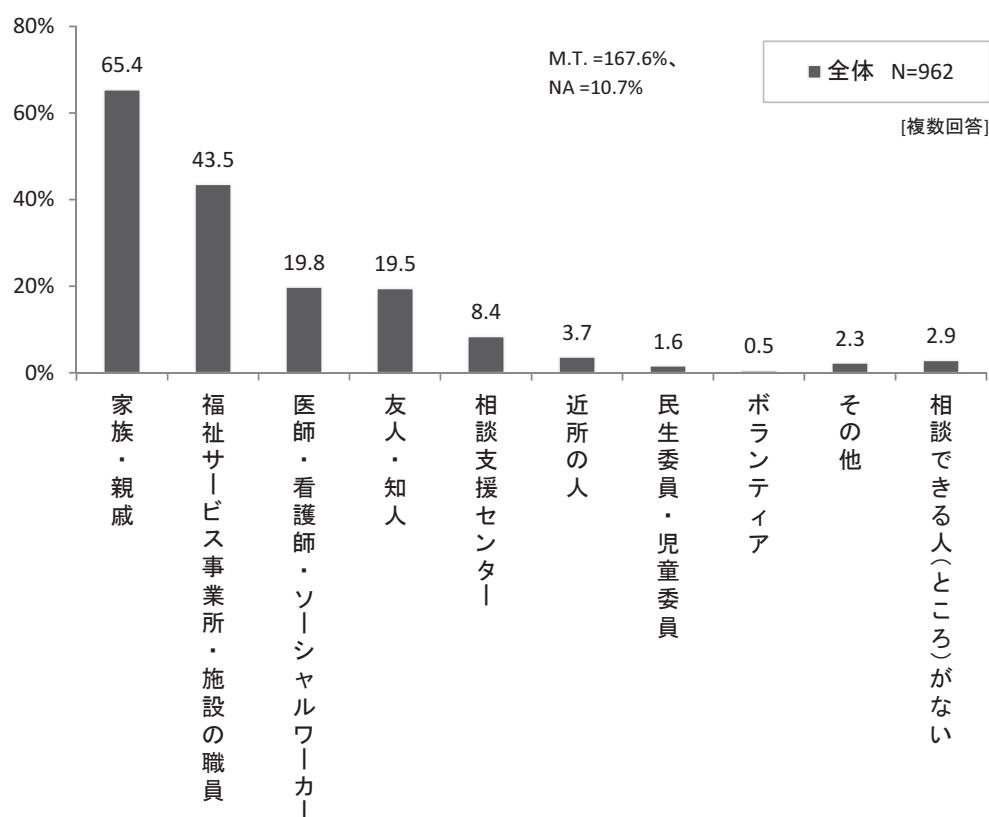
10 相談相手について

(1) 心配ごとや悩みがあった場合、だれに相談しますか。【3つまで○印】

全体の6割以上が「家族・親戚」、4割以上が「福祉サービス事業所・施設の職員」に相談している。また、その他として「相談する能力（意思、言語）がない」も1.4%（13件）みられる。

療育手帳所持者では「福祉サービス事業所・施設の職員」、精神手帳所持者では「医師・看護師・ソーシャルワーカー」へ相談する割合が比較的高く、それぞれ全体を20ポイント以上上回っている。

心配ごとや悩みの相談相手



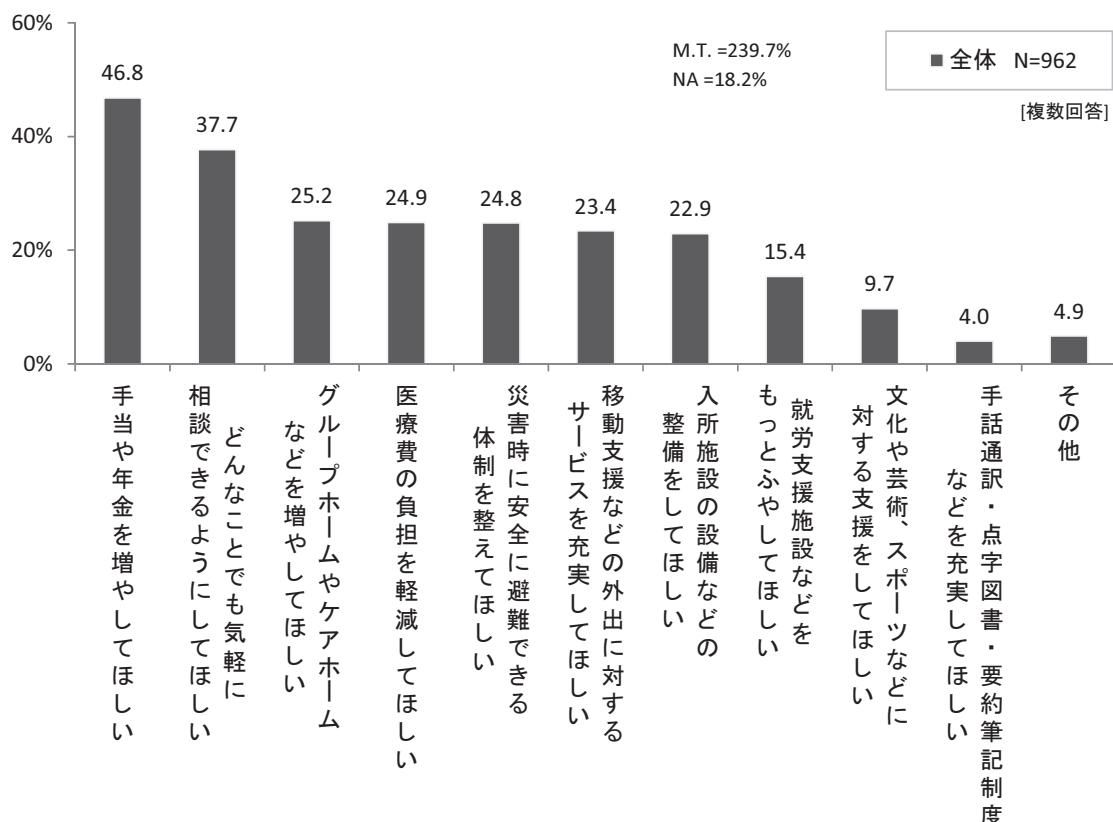
11 行政への要望について

(1) 今後の障がい者支援施策で、どのような面にもっと力を入れてほしいと思いますか。
【あてはまるものすべてに○印】

全体では「手当や年金を増やしてほしい」が4割以上と最も高く、次いで「どんなことでも気軽に相談できるようにしてほしい」が3割以上挙げられている。

また、療育手帳所持者では「グループホームやケアホームなどを増やしてほしい」が、精神手帳所持者では「手当や年金を増やしてほしい」及び「医療費の負担を軽減してほしい」が、複数種類の手帳所持者では「入所施設の設備などの整備をしてほしい」が、それぞれ全体を10ポイント以上上回っている。

今後、力を入れてほしい障がい者支援施策



高岡市障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画の策定経過

開催日	会議等	検討内容
平成26年6月	障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉計画の策定について (策定に向けての考え方及び計画策定スケジュール) ・障がい福祉計画の策定におけるニーズ調査について
7月9日～8月8日	計画策定のためのニーズ調査の実施(障がい者)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象者 1,618人 <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい福祉サービス利用者 (2) 地域生活支援事業利用者 (3) 児童発達支援等利用者 (4) 難病患者
11月26日	障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の集計・分析結果及び必要なサービス量の見込み案について
11月～平成27年2月	国・県との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なサービス量の見込み案について
2月23日	障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基本計画・障がい福祉計画について(最終案)
2月	パブリックコメント (市社会福祉課ホームページに計画案を掲載)	(市民の方々の意見を聞く)

高岡市障がい者自立支援協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

平成 27 年 3 月 31 日現在

区分	氏名	役職名	備考
1 学識経験者	鷹西 恒	富山福祉短期大学 教授	会長
2 雇用関係	島田 泰昭	高岡公共職業安定所 次長	副会長
3 福祉人材	北野 晃	高岡市民生委員児童委員協議会 会長	
4 福祉活動	谷口 猛	高岡市社会福祉協議会 副会長	
5 企業関係	大井 治幸	高岡商工会議所中小企業相談所 所長	
6 障がい者団体	沼 正則	高岡市身体障害者協会 会長	
7 障がい者団体	川口 幸宏	高岡市手をつなぐ育成会 会長	
8 障がい者団体	島田 通子	高岡地域精神障害者家族会あしつき会 会長	
9 サービス事業者	塚原 博密	高岡市身体障害者福祉会 志貴野苑 所長	
10 サービス事業者	井田 由美	たかおか万葉福祉会かたかご苑 苑長	
11 サービス事業者	屋根 慎二	手をつなぐ高岡 業務課長	
12 相談支援事業者	藤森 裕子	高岡市志貴野身体障害者相談支援センター相談支援専門員	
13 相談支援事業者	高木 由利	障がい者相談支援センターかたかご 課長 相談支援専門員	
14 相談支援事業者	笠間 正一	あしつきふれあいの郷 生活支援センター 主任	
15 保 健	石丸 敏子	富山県高岡厚生センター 保健予防課長	
16 医 療	竹本 和代	柴田病院 精神保健福祉士	
17 教 育	宮林 文代	富山県立高岡支援学校 教頭	
18 サービス事業者	南 義昭	社会福祉法人たかおか新生会 施設長	
19 児童福祉	坪坂 真弓	高岡市児童育成課 副主幹	

高岡市障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画

平成27年3月発行

監修 高岡市障がい者自立支援協議会

編集・発行 高岡市福祉保健部社会福祉課

〒933-8601 高岡市広小路7-50

電話 (0766) 20-1369

Fax (0766) 20-1371